

第2編

共通対策編

第1章 基本的考え方等

第1節 基本的考え方

本編は、延岡市地域防災計画の第3編風水害対策編、第4編地震災害対策編、第5編津波災害対策編、第6編南海トラフ地震対策推進計画編、第7編その他の災害対策編に共通する事項を定めるものとする。

第3編から第7編の対策については、それぞれの対策編によるほか、本編（共通対策編）によるものとする。

第2節 延岡市の概況

1 地勢

延岡市は、北緯32度、東経131度の宮崎県北部に位置している。平成18年に北方町、北浦町、平成19年に北川町と合併し、面積868.02k㎡と九州で2番目（大分県佐伯市に次ぐ）に広大な面積を有し、北は大分県佐伯市、西は日之影町、南は門川町・美郷町に接している。西部から北部にかけては九州山地に囲まれ、東部はリアス式海岸を形成する日向灘に面している。

2 自然条件

【本市の防災的特徴】

- ◇周囲を山地・山麓、海面に囲まれている。
- ◇多数の河川、水系が流下し、市街地に河口が集中する。
- ◇半島、島礁や入り江が特徴的なリアス式海岸を形成している。

(1) 河川水系

県境を超えて周辺市町村から流入する河川は、大水系となって市街地を貫流、河口域で合流し、日向灘へ注いでいる。

このため、河川合流域での住宅や耕地では、梅雨前線の停滞や台風による洪水、浸水、溢水等の被害を受けやすくなっている。

(2) 地形

地形は、山地、丘陵地、低地、海浜、水面に大きく分類される。山地は、鏡山・可愛岳・行徳山・烏帽子岳等の急峻な山系を抱え、比較的安定した地形であるが、急峻で侵食が著しいところでは、山腹崩壊、急傾斜地の危険性、崩壊土砂の堆積による土石流等危険性を秘めている。丘陵地・山麓縁辺では、山地と低地の狭間にあり、宅地化の進行に伴う土地利用の変遷が進むことによって、急傾斜地等での斜面災害の危険性が増加することとなる。

また、九州山地を源とする五ヶ瀬川を中心として祝子川、北川の3河川が河口で合流するため三角州低地、堆積平野が広がり、水害の危険性が高く、地盤の低いところでは浸水しやすい

ほか、地震時の液状化の危険性も高いと考えられる。

海岸は、南北に長く連なり、港湾等の埋立地、砂浜、自然堤防や高潮・津波を増幅させる急峻な河口、入り江が特徴的なリアス式海岸等を形成している。

(3) 気候

延岡市は、年平均気温が16.9℃、年平均降水量が約2,435.6mm、年平均湿度74%と温暖・多雨な気候である。一方、年日照時間の2130.0時間は、年可照時間の約48%にあたる等、陽光に恵まれたところでもある。

また、降水量は、6月～9月に多く、この期間に年降水量の約55%が降る。特に梅雨期の6月(423.5mm)や台風期の9月(368.2mm)に多くなっている。

これらの時期には、梅雨前線や台風の大雨により土砂災害や河川の氾濫等の災害が発生し、人的な被害を含め家屋や田畑に大きな被害を及ぼしている。

風(年平均風速2.6m/s)は、台風等の特別な気象状況を除けば穏やかで、風向は年を通して西よりの風が多い。しかし、冬季には“高千穂おろし”と呼ばれる強い北西の季節風が吹く。

(「気象庁1991～2020年平均値」より)

3 社会条件

【本市の防災的特徴】

- ◇産業都市として発展し、市街地に工場や住宅が多く立地する。
- ◇国道・JR線等の交通網が南北を、大小河川が東西を貫いている。
- ◇高齢人口の増加に加えて、少子化等により、人口増加が低迷している。
- ◇宮崎県北部の主要産業都市であり、広域交流を促進している。

(1) 交通網

延岡市には、市の東部を国道10号とJR日豊本線が南北に貫いており、これらは東九州の主要な交通網として、北九州市から鹿児島市までを結んでいる。また、東九州自動車道も北九州市から日南市まで繋がり、鉄道輸送や延岡新港等を利用した海上輸送に加え、宮崎空港、高速自動車道等の活用による広域交流の促進、交通圏域の拡大が期待されている。

一方、道路交通網の整備による交通量の増加に伴って、交通事故や危険物輸送による災害発生が増加が予想される。

市の中心市街地は、河川による地区の分割、JR日豊本線と国道10号による交通アクセスが阻害されている等、防災上の問題も残されている。

(2) 土地利用状況

土地利用状況は、農用地を主体として、山林、宅地の順に多く利用されている。近年では市街地の土地利用が高度化され、宅地開発等が土砂災害危険箇所及び、豪雨時における土石流やがけ崩れ等の災害危険性が懸念されている。また、古くからある住宅地では、家屋が密集しており、老朽化が進み、災害時の危険性、特に防火面での問題を抱えている。

このほか、沿道に集積する危険物施設、又は市街地の高層ビル化に伴って、特殊火災対策が必要となってきている。

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

第1項 道路等交通関係施設の整備と管理

《基本方針》

道路、鉄道等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

そのため、災害時の交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討しておく必要がある。

1 道路施設

【担当機関】土木課、都市計画課、高速道対策課、各総合支所産業建設課

災害時は、道路交通アクセスの途断、集落の孤立等、被災者の避難行動や各機関の災害応急対策の障害となって現れることが想定される。このことから、災害時の交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討しておく必要がある。

また、橋梁等においては法定の5年ごとの定期点検が実施されているが、今後も防災性の向上や補修費の確保が課題となる。

(1) 道路ネットワークの確保

ア 災害時の救援物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、交通拠点へのアクセス道路等、多重性のある道路ネットワークの整備に努める。

イ 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点とのアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

ウ 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

エ 道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化した箇所や耐震性に問題のある箇所の点検・補修を行うことにより耐震性を確保し、迅速な復旧体制の整備に努める。

オ 土砂崩壊・落石等の危険箇所について現況調査を行い、法面防護工等の設置を関係機関も含めて検討する。

カ 災害時の避難・災害応急対策等の障害となるような老朽化した橋梁等については、耐震性の強化を含め、修繕や架替え等を検討する。

キ 市内通過交通量の分散・緩和と災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。

- ク 幅員の狭い道路、狭あいな生活道路（4 m未満）については、建築時におけるセットバック指導と、5 m以上の道路整備計画を目指す。
- ケ 一・二級・その他市道（生活道路）については、機能に応じた道路整備を図る。
- コ 道路新設・改良にあたっては、歩道整備、街路樹等のオープンスペースを確保するよう努める。

(2) 都市計画道路の整備促進

都市計画道路の年次計画による整備促進、未着手箇所及び未着工部分の早期施工を図る。

(3) 橋梁等の整備

- ア 老朽化した橋梁等については、耐震性の強化を含め、修繕や架替え等を検討する。
- イ 道路・橋梁等の被害を防止し、また、被害の誘因となるものを排除するため、道路パトロールを強化する等、道路・橋梁等の維持補修に努める。
- ウ 幅員の狭い道路や橋梁等について、拡幅や架替え等の改良を検討する。

(4) 法面崩壊防止対策

- ア 強度の確保、復旧体制の整備
道路周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化した箇所や強度に問題のある箇所の点検・補修を行うことにより強度を確保し、迅速な復旧体制の整備に努める。
- イ 調査・対応の検討
土砂崩壊・落石等の危険箇所について現況調査を行い、法面保護工等の設置を関係機関も含めて検討する。
- ウ 災害防止対策
危険箇所調査結果に基づき、法面保護工等の災害防止対策について検討し、危険度の高いものから順に対策を実施する。
- エ 危険箇所調査
市道、農道及び林道等についての危険箇所調査の実施計画を立案し、適宜実行に移していく。
- オ 関係機関への要請
市独自で対策できない危険箇所については、対策工事の早期完成を関係機関に要請するとともに、実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。
- カ パトロールの実施
パトロールを適宜実施し危険箇所の状況を監視するとともに、法面中の浮石等落石のおそれのあるもの、覆いかぶさっているような樹木類の除去等を行う。

2 鉄道施設

【担当機関】 J R九州

線路及び駅が、土砂災害の被害を受ける可能性がある場合、被害が激甚となる。
災害対応はJ R及び県が主体となるが、市もこれに協力し、連携できる体制が必要である。

(1) 施設、設備の防災性確保

鉄道施設については、J R九州において平常時から保安規程をはじめ関係諸規程、規則等に基づき施設の管理、維持改良に努める。

(2) 市の協力体制の確立

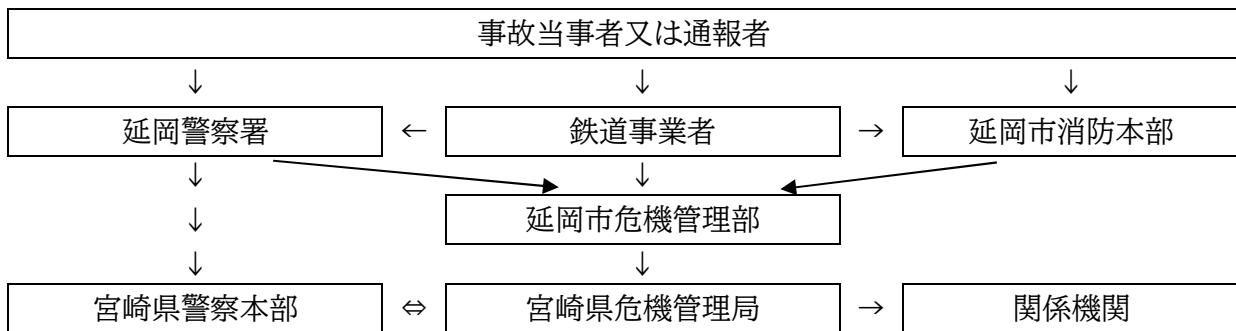
鉄道事業者のとのる応急対策に対し、人員、資機材等が不足する場合は、必要に応じて協力体制が図れるよう事前の組織体制及び連絡体制の確立に努める。

(3) 連絡体制

鉄道施設の被害状況の把握、要請による災害対応の協力、連携が円滑に行えるよう連絡体制等確立に努める。

J R九州 宮崎総合鉄道事業部	TEL 0985-51-5988
-----------------	------------------

【通報連絡体系】



(4) 防災訓練

災害時に適切な対応がとれるよう、鉄道事業者と連携して、様々な場合を想定した防災訓練の実施を促進する。

3 港湾、漁港施設

【担当機関】土木課、水産課、生活環境課、消防本部

ア 港湾・漁港における耐震強化岸壁の整備

港湾や漁港の機能が麻痺することを回避し、緊急物資等の輸送基地、指定避難所等としての機能を果たし得るように、十分な耐震性を有する岸壁を国の計画と整合を図りながら新たに整備するよう県へ要望する。

※北浦漁港：県北部における輸送・復興支援拠点として、耐震強化岸壁を整備済

イ 施設点検、耐震性の確保

地震に対する海岸の保全施設の点検を進め、点検要領等に基づき施設の耐震性の確保を図るよう県へ要望する。

ウ 港湾・漁港における液状化対策の推進

各港湾や漁港の地質調査をもとに、対策工法の検討を進め、岸壁の裏込材については液状

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

化しにくい材料を使用する等、必要な液状化対策の検討を県へ要望する。

エ 災害危険箇所の調査、整備

危険物施設、災害危険箇所の定期的点検を実施し、危険箇所の計画的な整備を図るよう県へ要望する。

第2項 ライフライン施設の機能確保

《基本方針》

上水道、下水道、電気、ガス、通信は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合その供給は緊急性を要する。そのため、被害を軽減し、供給を円滑に実施するための事前措置を講ずる。

電気、ガス、通信施設の災害対応は各企業及び県に依存するので、市もこれに協力し、連携できる体制を確立する。

上水道及び下水道関連施設の耐震性等を強化して、地震等災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施するものとする。また、地下埋設物に係わる大規模な事故の発生を未然に防止し、二次災害の拡大を予防し、市民の安全確保に努める。

1 上水道施設の整備

【担当機関】水道課

上水道の大部分の配管は、市内の低地部に敷設され、水害による水質の衛生問題や地盤崩壊による危険性がある。被害の軽減と迅速な復旧を進めるため人員・資機材を充当した復旧体制の確立が重要となる。

上水道施設は、液状化等による地震の被害を受けることが予想される。そのため、被害を最小限にとどめることや人員・資機材を充当した復旧体制の確立が重要となる。

(1) 施設災害予防事業の基本方針

ア 施設の重要度、人口及び将来計画を配慮して、施設の防災対策を検討する。

非常時に備えて、貯水量の調整、各家庭における用水の確保等の対策措置を講ずる。

老朽管の更新を進めるとともに、管路の維持管理に努める。

幹線網の整備、配水系統の複合化等、合理的な水道施設の整備に努める。

イ 震災時の水不足を補うため安定的な供給体制を検討し、広域的な連携のもと応急給水拠点を整備する。そのため、施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

ウ 水道施設の整備については、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、施設の耐震化を推進する。

施設・設備の耐震化

水道施設耐震化計画を基に浄水場や配水池など重要な施設の耐震化を推進する。

管路の耐震化

水道施設耐震化計画を基に断水被害を最小限にとどめるため管路の耐震化を推進する。

(2) 予防措置

ア 応急給水資機材の確保

給水車、配給用ポリ容器・袋・貯留タンク等の確保に努める。

イ 水道施設の整備

被災の分散を行うために、多系統の配水網を検討する。

施設や管路の耐震化を推進する。

ウ 災害時の体制の整備

延岡市水道事業危機管理対策マニュアルの内容を適宜、点検、検証し、応急体制の確立に努める。

災害時の応急活動が広域的に実施できるよう、日本水道協会等と応援体制の確立に努める。

2 下水道施設の整備

【担当機関】下水道課、生活環境課

下水路等の大部分は、上水道施設と同様に市内の低地部に敷設され、ポンプ場や処理場も河川周辺に整備されている。そのため、水害の浸水や地盤崩壊による危険性をはらんでいる。被害の軽減と迅速な復旧を進めるため人員・資機材を充当した復旧体制の確立が重要となる。

下水道施設は、液状化等による地震の被害を受けることが予想される。そのため、被害を最小限にとどめることや人員・資機材を充当した復旧体制の確立が重要となる。

(1) 下水道施設災害予防事業の基本方針

ア 「生活排水対策総合基本計画」や「公共下水道事業計画」に基づく、下水道の整備を推進する。

イ 過去の災害、一連の河川水系、開発状況を考慮し、下水道による浸水防除機能を確保できるよう重要幹線における処理場及びポンプ場の計画的な整備を推進し、災害環境の変化に応じて見直しを検討する。

ウ 災害時に河川等の水質保全や生活環境の安全を図るため、関係機関とも連携しながら、耐震化等災害に強い公共下水道の整備を積極的に推進する。

エ 下水の貯留・中継施設の確保、処理施設代替え方策等について、業務継続計画（下水道 BCP）に基づき実施を図る。

オ 下水道管路及び下水処理場等の耐震化、マンホールトイレシステムの施設整備を計画的に図る。

(2) 予防措置

ア 地下埋設物管理体制の確立

現況の把握

道路管理者と地下埋設物設置者の連携のもと、地下埋設物の状態や地盤状況等を把握し、台帳の精度向上に努める。

点検・増強

施設の老朽性及び供給体制等について総合的な点検を行い、必要な施設等の整備増強を検討する。

イ 相互応援体制の整備

災害時の応急活動が広域的に実施できるよう、県・周辺市町村・（社）日本下水道協会等

と相互に応援体制の確立に努める。

ウ 装備資機材の確保

応急復旧工事に必要な資機材の調達体制、調達方法についてあらかじめ検討しておく。
停電時の予備動力等の整備点検を行い、その運転方法について関係者に熟知させる。

エ 応急体制の確立

災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と協議する。

3 ガス施設の整備

【担当機関】宮崎ガス株式会社

(1) ガス施設災害予防事業の基本方針

常日頃から災害発生に備え、迅速かつ的確な措置により二次災害の防止と供給停止地域の極小化を図るため、必要な体制、設備対策計画、緊急対策、復旧対策、支援体制の整備等を行う。

(2) ガス施設災害予防事業の実施体制の整備等

ア 体制の整備

発災時においては、二次災害の防止、供給停止地域の極小化及び円滑な復旧を行うため、保安規程、災害対策規程に基づき、機動的に行動する様に、日頃から教育訓練を行う。

イ 対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、二次災害防止のための対策計画を作成する。

ウ 支援体制

被害の程度によって、応援隊の派遣要請、需用家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

(3) 市民への広報活動計画

ガスによる二次災害を防止するため、平常時から需用家に対し、防災知識の普及を図る。

ア 需用家に対するガス安全使用のためのPR

需用家に対しあらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガスもれの際の注意事項をPRするとともに、特に、地震、火災等災害時には必ず「ガス栓」を閉じるよう周知徹底を図る。

※ 現在、市内の都市ガスは全て、感震器付きのマイコンメーターとなっており、震度5強程度以上の地震が発生したら、自動的にガスを遮断するようになっている。

イ 土木建設関係者に対するPR

土木建設関係者に対しては建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス管の敷設状況、材質、埋設深度、ガス事故防止にあたっての注意事項の周知徹底を図る。

4 電力施設の整備

【担当機関】九州電力送配電株式会社

電気施設の防災については、九州電力送配電株式会社において平常時から保安規程を始め関係諸

規程、規則等に基づき施設の管理、維持改良を行っている。

災害対応の協力、連携が可能な体制、情報収集による被害拡大の防止が重要となる。

(1) 電力施設災害予防事業の基本方針

各種災害に伴う電力施設被害の防止について電力施設の安全性の確保及び被害軽減のための施策を実施し、発災時の被害を最小限にとどめるよう、九州電力送配電株式会社に要請する。

(2) 電気事故の防止の周知

断線、電柱の倒壊、破損等による感電事故や電気火災を未然に防止するため、広く市民に対し次の事項を中心に、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関ほかパンフレット、チラシの作成配布による広報活動を行う。

ア 無断昇柱、無断工事をしない。

イ 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力送配電株式会社の配電事業所等に通報する。

ウ 断線垂下している電線には絶対触らないこと。

エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気機具等は危険なため使用しないこと。

オ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

カ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

キ 緊急に市役所に連絡をとるための専用回線の設置に努める。

5 通信施設の整備

【担当機関】	N T T西日本株式会社
--------	--------------

N T T西日本株式会社の防災業務計画、災害等対策規定に基づき具体的措置を定めている。

(1) 通信施設災害予防事業の基本方針

N T T西日本株式会社は、各種災害時における通信施設の一般通信サービスの確保を図るため、予防措置を講じ万全を期する。

(2) 災害予防計画

ア 連絡調整

防災業務が円滑効率的に行われるよう、平素から関係防災機関と密接な連絡を行う。また、市防災会議及び関係防災機関と防災計画に関して連絡調整を図る。

イ 防災関係機関との協調

電力・燃料・水道・輸送等のライフライン事業者と協調し防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送の協力体制を整備しておく。

(3) 市民への広報活動計画

災害による通信サービスの確保、情報の途絶を防止するため平常時から利用者に対し、防災知識の普及を図る。

- | | |
|----------------|--------------|
| ア 災害用伝言ダイヤルの普及 | イ 電話回線の輻輳軽減 |
| ウ 災害時公衆電話の利用方法 | エ その他防災知識の普及 |

第3項 建築物及び文化財等災害予防計画

《基本方針》

市は、災害時に被害の発生が予想される箇所の建造物に対する点検整備を強化するとともに、防災性の向上を促進する。

公共建築物については、防災建築の促進に努め、老朽施設の更新、補強を進めるものとする。さらに、公共施設等を防災の観点から整備することは、避難場所整備の有効な施策ともなる。

民間の施設及び一般建築物等についても、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導するとともに、防災性の強化を促進するものとする。

また、本市には、天然記念物や遺跡等の貴重な文化財が数多く存在している。これらの貴重な財産を守り後世に残していくため、平素から火災等の災害を防止する体制の整備を推進するものとする。

1 公共施設災害予防対策

【担当機関】建築住宅課、建築指導課、都市計画課、教育委員会（各施設管理担当課）、各施設管理担当課、消防本部

公共施設は、避難所や避難場所にもなることから、災害に強い構造・場所を考慮して整備していく必要がある。

また、教育施設等は、人員収容能力が大きく、かつオープンスペースを有しており、特に防災上重要であることから、教育施設等の新設・増設、又は老朽化の施設設備についての改善が必要となっている。

(1) 防災建築物の促進

市は、次のような防災上重要建築物に指定された施設等について適宜防災診断を実施し、必要と認めたものについては、当該建築物の重要度を考慮して建替え時に改修を検討する。

ア 市営住宅

市営住宅は、不燃化、耐震化を推進する。

イ 教育施設、避難施設等

ウ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等

(2) 避難所や避難場所となる公共施設の建築

公共建築物にあっては、災害時に有効な避難救護施設となり得るような改築等を検討する。

また、新規に建設する場合には、避難所や避難場所となり得る場所の検討も行う。

(3) 特殊建築物の定期報告

建築基準法に基づき市長が指定する特殊建築物について定期報告を行わせ、維持保全、防災、避難等について安全の確保を図る。

2 一般建築物災害予防対策

【担当機関】建築指導課、空家施策推進室、各施設管理担当課

(1) 建築物等に対する指導

保安上危険、又は衛生上有害であると認められる建築物、老朽建築物、外装材等について構造、危険度等を調査し、使用者に対し補修等必要な措置を要望し、関係機関の指導を要請する。

また、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の管理不全空家及び特定空家等について、所有者等に対し、適正な管理に必要な措置を講じるよう指導、勧告等を行う。

(2) 既存建築物の防災性の向上の促進

防災性の劣る既存建築物について、改修相談窓口の開設や防災性向上にむけた知識の啓発・普及等の施策を実施するとともに、改修を促進するための体制の確立を図る。

(3) 住宅移転事業の促進

危険区域外へ移転する場合の特別融資（住宅金融支援機構）の利用促進や急傾斜地崩壊防止対策及びがけ地近接等危険住宅移転事業を促進し、住民の安全を図る。なお、移転敷地の選定にあたっては、危険区域等に含まれない場所を選定する。

3 文化財災害予防対策

【担当機関】文化財・市史編さん課、消防本部

美術工芸品、民俗文化財等については、特に火災による被害の防止に努め、史跡や建造物等の文化財についても災害予防の徹底を図る。

(1) 災害予防

教育委員会を中心として管内文化財の防災計画をたて、警察及び消防機関と連携を密にして災害予防の確立を期する。

(2) 防災思想の啓発

市民及び文化財の所有者、管理者に防災思想の啓発を行い、環境の整備、文化財等の整理を図るよう勧奨する。

(3) 防災措置の普及促進

講習会や「文化財保存・管理ハンドブック（令和6年3月公益社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟発行）」等を活用し、防災措置の普及を推進する。

(4) 文化財の持ち出し

火災延焼等の被害拡大を防ぐため、地域住民と協力し文化財の持ち出し体制の確立を目指す。

ア 持ち出し品

イ 持ち出し場所

ウ 持ち出し担当者

第4項 農林水産業災害予防計画

《基本方針》

農林水産業施設及び農林水産物等を台風、豪雨等の災害から未然に防止するため、所用の予防措置を講じるものとする。

1 農林水産業施設災害予防計画

【担当機関】総合農政課、農業畜産課、林務課、水産課、各総合支所産業建設課

(1) ため池

- | | |
|----------------|--------------------|
| ア 巡視による異常の早期発見 | イ 排水施設の点検整備 |
| ウ 堤体の応急補強と通行規制 | エ 余水吐及び下流放水路障害物の除去 |
| オ 不用貯水の排除 | カ ハザードマップの作成と周知 |

(2) 用排水路

- ア 土砂等の除去、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- イ 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実に行う。
- ウ 宅地や道路に近い用排水路には、転落防止柵の設置等を行うよう施設管理者に指導を行う。

(3) 農・林道

- ア 側溝・暗渠・溜桷・排水管等、排水施設の点検・清掃
- イ 法面等の保護

(4) 水産施設

- ア 養殖場の点検・管理、種苗の確保等を施設管理者に周知する。
- イ 船舶、養殖等の水産施設は、気象情報に応じた適切な避難等の予防措置を講ずるよう施設管理者に周知する。
- ウ 漁港・堤防・護岸等の施設の点検・補強等を行うよう施設管理者に要望する。

2 農作物災害予防計画

【担当機関】農業畜産課、各総合支所産業建設課

(1) 水稻

- ア 水稻の倒伏防止指導
- イ 冠水時の早期排水施設設備の促進指導

(2) 果樹

- ア 防風林・防風網の設置促進指導
- イ 果樹園の排水路整備促進指導
- ウ 果樹の寒害対策及び晩霜被害防止指導
- エ 枝の結束、予防防除等、事前事後対策周知の徹底

(3) 野菜・花き

- ア 環境整備指導（かん水・排水施設、防風ネット等の整備推進）
- イ 気象予報、事前事後対策の周知徹底
- ウ ハウス倒壊及び破損防止指導

エ ハウス園芸における重油流出防止設備設置の指導

(4) 茶

ア 茶樹の霜害防止設備設置の指導

イ 樹園地の排水路整備促進指導

3 災害予防に関する試験研究の推進

【担当機関】農業畜産課、総合農政課、各総合支所産業建設課

市は、災害予防の効果的な推進を図るため、干ばつや霜害等の気象災害に関する以下の県及び関係機関の技術開発や農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

- (1) 気象情報や気象観測衛星データを活用した災害予防に関すること
- (2) 耐寒性、耐湿性等をもった農作物の開発に関すること
- (3) 簡易施設栽培や、被覆資材及び蒸散抑制剤等の利用による気象災害防止技術の開発
- (4) 土壌汚染、土壌流失防止等に関すること

4 防災基盤の整備

【担当機関】総合農政課、水産課、各総合支所産業建設課

市及び受益者は農地並びに農業用施設災害の防止を図るため、次の事業を計画的に実施する。

(1) 農地防災事業

洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地農業用施設を防護するため、農業用排水施設の整備、ため池の補強、ハザードマップの作成、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の発生防止に努める。

(2) 農村整備事業等

農村地域の集落において、農業集落道及び緊急時に消防用水や生活用水を取水することができる農業用排水等施設等の整備を推進する。

(3) 海岸整備事業等

海岸地域において、漁港及び養殖場等の被害を軽減するため、関係機関に必要な施設整備を実施するよう要望する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1項 情報の収集・連絡・分析整理体制の整備

1 各種防災情報システムの整備

【担当機関】危機管理部、消防本部、各課室

本市の各種防災情報システムの整備は、県消防保安課により、「県総合情報ネットワーク」を整備し、その運用を図っている。その他、全庁的な防災情報システム等の整備構築にあたっては、将来的な構想と運用等について、今後様々な検討が必要である。

(1) 防災情報システムの整備

防災情報の一元化に資する情報システムの重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を検討する。

(2) 情報連絡担当者の選定

情報連絡担当にあたる職員は誰にするか等、平常時にできるだけ具体的に定めておく。

(3) 災害時を想定したシステムの検討

災害時の膨大な通信情報を円滑に処理し、災害対策本部が的確な指示等を行うための防災情報システムの検討を図る。

(4) 資機材の検討

防災関係機関は、防災情報システム体制の確立のため、資機材の整備を検討する。

(5) 防災情報通信ネットワークの運用体制の確立

既存の有線系の災害情報の収集・伝達システムや総合情報ネットワーク等の機能的な連携を図り、効果的な運用体制の確立を推進する。また、情報整理や連絡体制の明確化、職員の機器使用・判断能力の向上を図り、災害時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に実施するよう努める。

(6) 災害情報データベースの整備

既存の各種情報メディアを活用して、次のような情報のデータベース化と一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を検討する。

ア 安否情報

死亡者の氏名・住所、避難状況等

イ 罹災証明情報

建物の罹災程度等

ウ 生活支援情報

災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等

(7) 多様な情報メディアの活用方策の検討

多様な情報メディアを活用し、携帯電話等を活用した情報伝達システムや、視聴覚障がい者等に対する音声・文字情報や外国語による情報の提供システムを検討する。

2 情報の分析整理

(1) 人材育成等

県及び市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) ハザードマップ等の作成等

県及び市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等により災害危険性の周知等に生かすものとする。

(3) 地理情報システムの構築等

県及び市は、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進に努めるとともに、これらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。

(4) 最新の情報通信関連技術の導入

県及び市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2項 活動体制の整備

《基本方針》

災害は予期しないときに発生するものであり、その災害に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災施設や設備の使用を含め、災害危険箇所及び予想される災害の種類に対応した各種体制の確立に努めるものとする。

1 組織体制の整備

基本法第16条の規定及び市条例に基づき市長を会長として市防災会議を設置し、それぞれの地域特性や災害特性に応じた延岡市防災計画の作成並びにその実施の推進を図る。

【担当機関】危機管理部

(1) 市防災会議の組織¹

会長	延岡市長
委員	指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者 県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者 県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者 市長がその部内の職員のうちから任命する者 上下水道局長 教育長 消防長及び消防団長 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

(2) 所掌事務

- ① 市防災計画の作成及びその実施の推進
- ② 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報の収集
- ③ 法律、又はこれに基づく政令に定められた権限に属する事務
- ④ 市防災会議は、地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行う。

2 業務継続計画策定等

【担当機関】危機管理部、消防本部、全課室

(1) 市の業務継続計画（BCP）

市は、基礎的な自治体として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や市民生活に密着した業務を継続して実施する必要がある。このことから、策定した業務継続計画（BCP）について、必要に応じて、順次見直しを行うとともに、職員の習熟に努めるものとする。

¹ 資料1-1「延岡市防災会議条例」

(2) 事業所の防災活動の推進

事業所は、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制を整備するものとする。特に、企業においては、以下のような防災活動の推進に努めるものとする。

- ① 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識する。
- ② 各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用する。
- ③ 以下のような事業継続上の取組みを継続的に実施する。

ア 防災体制の整備	イ 防災訓練の実施
ウ 事業所の耐震化・耐浪化	エ 予想被害からの復旧計画策定
オ 各計画の点検・見直し	
カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応	
キ 取引先とのサプライチェーンの確保	

3 初動体制確立への備え

災害の発生のおそれがある場合、迅速かつ適切な応急復旧措置が実施できるよう、また、災害の未然防止活動を行うため、あらかじめ定めるそれぞれの体制の確立を推進し万全を期するものとする。

【担当機関】危機管理部、消防本部、全課室

(1) 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早く、かつ、多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後すみやかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

- ① 災害対策職員用携帯電話の拡充
いち早く災害対策本部長等との連絡体制を確立し、災害対策本部要員の確保を図るために、本部長をはじめ災害担当職員等に携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整えとともに順次それを拡充していく。
- ② 24 時間体制の整備
災害発生に備え、迅速な初動体制が確保できるよう、勤務時間内、勤務時間外を問わず要員の確保、24 時間体制に備える。
- ③ 災害対策本部設置等行動マニュアルの作成
誰もが手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルは必要に応じ見直しを行い、職員の習熟に努める。
- ④ 職員の家庭における安全確保対策の徹底
災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限にとどめるように努める。

(2) 体制整備

災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等につ

いて事前に定め、職員へ周知する。

(3) 組織体制（初動体制）の確立

災害発生時に職員が迅速に対応できるよう職員の登庁基準を定め、災害対策本部組織の各班行動マニュアルにより組織体制を確立する。平素より、組織体制を確認し、毎年各課室において災害等の緊急連絡網を作成する。

4 災害発生前の体制の確立

【担当機関】危機管理部、消防本部、全課室

災害発生のおそれがある警戒時においては、災害の未然防止活動を行うため、特に、次の事項を事前に確認しておく。

(1) 警報等の伝達体制

市は、迅速かつ適切に気象情報、警報等を伝達できるよう、情報伝達体制を確立する。

① 情報の入手

ア 異常現象・災害情報の入手 イ 気象予報・警報等情報の入手

② 情報伝達の確認

災害情報の防災関係職員への伝達

③ 連絡員の確認

ア 責任者の確認 イ 責任者不在時の対応

④ 情報伝達機器の機動確認

ア 操作確認 イ 伝達機器機動状況確認

ウ 代替え設備、代替え手段の確認

⑤ 市民への広報

ア 優先広報地区確認 イ 広報文案の確認
ウ 伝達機器機動状況確認 エ 代替え設備、代替え手段の確認

(2) 災害未然防止活動体制の整備

① 災害未然防止活動体制

ア 水防管理者

市は、平常時より水防計画の作成をはじめ水防活動の体制整備を行っておく。

イ 河川、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行う。

ウ 公共施設管理者

公共施設管理者は、所管施設の緊急点検・応急復旧対策のための体制整備、必要な資機材の調達体制の整備を行う。

② 水防計画等の整備

水防に係る以下の事項に関して、市は水防関係機関と調整を図り、計画の策定を進める。

ア 水防組織、水防団、消防団の確立・整備

イ 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄

ウ 通信連絡系統の整備、警報等の市民への伝達体制の整備

- エ 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- オ 河川ごとの水防工法の検討
- カ 居住者への立退の指示体制の整備
- キ 洪水時等における水防活動体制の整備
- ク 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- ケ 水防機関の整備
- コ 水防訓練の実施（年1回以上）

5 応急対策全般への対応力の強化

【担当機関】職員課、危機管理部

応急対策全般への対応力を備えるため、研修制度・内容の充実等により人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を生かせるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

6 災害対策中枢拠点施設の整備

【担当機関】危機管理部、消防本部、各課室、延岡河川国道事務所、延岡土木事務所

(1) 拠点の整備

それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備推進に努める。また、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。

(2) 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練、及び防災資機材や物資備蓄の場であり、災害発生時には避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

自治会、町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区、又は中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進していく。

また、市は、国や県と連携し、防災拠点の整備を推進していく。

7 航空消防防災体制の整備

【担当機関】危機管理部、消防本部

市は、広報車等陸上からの広報が困難と判断された場合や搬送（傷病者、医療救護要員、物資等の搬送）等において、県防災救急ヘリコプターを活用する。また、あらかじめ県防災救急ヘリコプターの活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

8 広域応援体制等の整備充実

大規模災害における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平素から応援体制

を整備しておくものとする。

(1) 県、自衛隊との連携体制の整備

【担当機関】危機管理部、県、陸上自衛隊（第43普通科連隊：都城）

市は、県及び自衛隊と「宮崎県救助機関災害対策連絡会議（平成8年4月設置）」における協議や防災訓練の実施等を通じ、平素から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

(2) 市町村間の相互協力体制の整備

【担当機関】危機管理部、消防本部

ア 広域応援体制

平素から「宮崎県市町村防災相互応援協定（平成8年8月29日）」等に基づく広域応援が円滑に行われるよう、近隣市町村と大規模災害時に備えた相互応援体制の整備と施設の充実に努める²。

イ 近隣市町村との連携

災害物資の供給協定、提供支援等に関する協定を近隣市町村と締結できるよう努める³。

また、県北市町村※と、防災対応等の情報交換や応援能力を把握することを目的に年に1回以上連絡会を開催し、連携体制の強化を図る。

※参加市町村

日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

ウ 広域応援体制の整備

近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた遠隔地の地方公共団体間における相互応援協定⁴の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制の整備に努める。また、国の関係機関等からの支援の円滑かつ迅速な受入れのための受援計画等について検討、整備に努めるものとする。

エ 後方拠点

市は、県と連携して大規模災害時の支援物資等の集積場所となる後方支援拠点の確保に努めるものとする⁵。

後方支援拠点：西階公園（平成25年2月県指定）

² 資料 2-8-2「宮崎県市町村防災相互応援協定」

³ 資料 2-8-3「佐伯市、竹田市、豊後大野市、延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町との大規模災害時における相互応援協定」

⁴ 資料 2-8-4「延岡市・佐伯市災害相互応援協定」

資料 2-8-5「福井県坂井市との大規模災害時の相互応援に関する協定」

資料 2-8-6「福島県いわき市・秋田県由利本荘市との親子・兄弟都市災害時応援協定」

⁵ 資料 2-8-7「大規模災害発生時における後方支援拠点に関する協定」

資料 2-8-8「後方支援拠点一覧」

(3) 防災関係機関の連携体制の整備

【担当機関】消防本部、延岡警察署

ア 警察（延岡警察署）

警察は、広域緊急援助隊の運用に関し平素から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

イ 消防機関（延岡市消防本部）

消防機関は、「宮崎県消防相互応援協定⁶」及び「延岡市消防本部・佐伯市消防本部常備消防相互応援協定⁷」並びに「東九州自動車道（延岡南日向間）における消防相互応援協定⁸」による人命救助活動等の支援体勢の整備に努める。

(4) 応援活動のための体制整備

【担当機関】危機管理部

市は、被災市町村及び各関係機関より、応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルの整備を検討しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることの無いよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。

9 緊急輸送体制（災害時ヘリポート）の整備

【担当機関】危機管理部、消防本部、各課室

市の緊急交通路、広域的輸送体制等を考慮し、通行不能の場合これに代わる道路とあわせて相互の連絡体制を確保できることが重要である。

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。

(1) 緊急輸送体制

ア 緊急輸送基地の設定

緊急輸送基地は物資、資機材の集積所及び輸送連絡所として設置する。

イ 緊急交通路の指定

市の緊急交通路は、広域的輸送体制等を考慮し、ヘリポート、病院及び市庁舎等の連結、県の緊急交通路の指定にあわせて相互の連絡性を確保できるようにする。

ウ 緊急通行車両の確認申出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため、使用する可能性の高い確実な車両をリストアップし、県及び警察へ確認申出を行っておく。

⁶ 資料 2-8-9「宮崎県消防相互応援協定書」

⁷ 資料 2-8-10「延岡市消防本部・佐伯市消防本部常備消防相互応援協定書」

⁸ 資料 2-8-11「東九州自動車道（延岡南日向間）における消防相互応援協定」

また、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて周知及び普及を図るものとする。

※ 事前に届出を行い緊急通行車両確認証明書の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速に確認がなされるようになっている。

(2) ヘリポートの選定

市は、ヘリポートの選定場所として、学校の校庭、公共の運動場等から次の要件に留意して選定する。

要件A：緊急用ヘリポート条件

離着陸のための必要最小限度の地積

- ◇45m×45m の地積は無障害地帯であること
- ◇進入平面より上に障害物のないこと

地表面等の状況

- ◇地表面は、堅固であること（コンクリート、芝生は最適）
- ◇十分に平坦であること
- ◇最大縦断勾配及び最大横断勾配は5 %であること
- ◇周囲にあまり障害物のないこと
- ◇車両の進入路のあること

要件B：林野火災用ヘリポート条件

地積

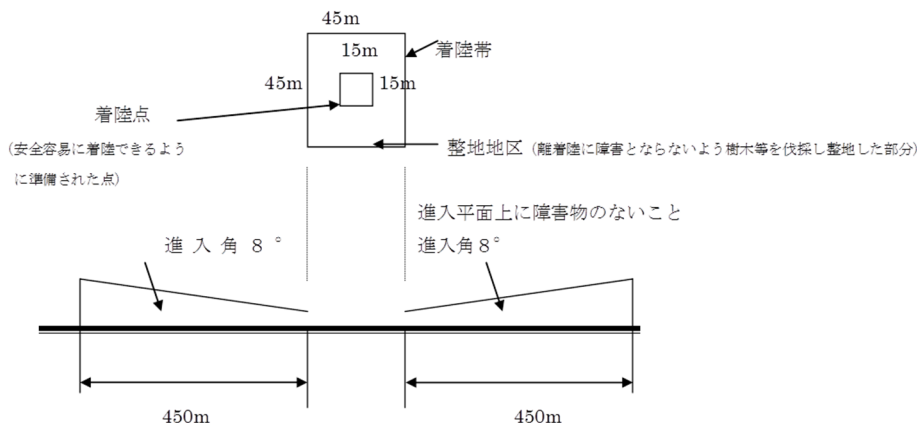
- 最低 10,000 (100m×100m) m²の広さを有し、平坦であること。
(地積はできれば 15,000 m²以上が望ましい。)

水利

- ◇近くに水源があること ◇水源は、最低 100 トンはあること
- ◇1 m³/分以上の取水が可能であること

車両の進入

- 資機材等の輸送のため車両の進入が可能であること
(10 t トラックが進入できる程度の取付道路のあることが望ましい。)



第3項 救急・救助及び消火活動体制の整備

1 出火防止体制の整備

《基本方針》

大規模災害時における火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・消防体制の整備等、消防・救急対応力の強化を図るものとする。

特に、初期段階で重要となる市民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

【担当機関】消防本部

消防団員数の減少や高齢化等の問題が生じている一方、市街地では家屋が密集し、消防活動に支障をきたすような地区も残っている。建築物の高層化や構造・用途の多様化に対応した特殊消防車両・化学消火薬剤の必要性も増している。

(1) 防火診断

一般家庭を対象に、必要に応じて火の元検査を主とした防火診断並びに指導を行う。

ア 発災時において、燃え始めにおける出火防止及び消火措置の徹底

イ 自動消火装置付火気設備、器具及びガス漏れ警報器、感震ブレーカー等の安全な機器の普及

ウ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の徹底

エ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底

オ 電力復旧の際の二次出火の防止

(2) 防火管理者の育成強化

市は、学校、病院、百貨店等消防法の規定により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物に対し、防火管理者の選任の指導、消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行うものとする。

(3) 予防査察の指導強化

市は、消防対象物の用途等に応じて予防査察を計画的に実施し、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(4) 消防同意制度の活用

消防用設備の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていく。

(5) 火災予防条例の活用

市は火気の使用制限、少量危険物等の取り扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止する。また、不特定多数の者が出入りする施設は、消防用設備の維持管理及び避難設備の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行う。

(6) 消防設備士制度の活用

市は、防火対象物の消防用設備等が技術上の基準に適合し、かつ有効に機能するよう点検報告を励行させる等により、当該対象物の関係者（特に消防設備士、点検資格者）に対し、

適切な指導を行うものとする。

(7) 防火訓練・講習会

毎年、火災多発期である11月から3月にわたり実施する各種予防運動を通じて、市民に対し、火災予防思想の普及向上に努める。

ア 秋季全国火災予防運動（11月9日～11月15日）

イ 春季全国火災予防運動（3月1日～3月7日）

ウ 宮崎県山火事予防運動（1月上旬～1月下旬）

(8) 総合的な消防計画の策定

市は大規模災害に対応した消防計画を策定し毎年検討を加え、必要に応じ修正する。

(9) 防火対策

消防車両進入困難地域等における延焼を防止するため、建物や道路の現況を把握し、延焼危険区域等の総合的・系統的な見直しと設定を行い、それに対応した防災対策を検討する。

ア 都市計画道路の整備

イ 市街地の再開発について検討

ウ 建築物の不燃化を促進

エ 消防水利の確保

(10) 防火意識の普及啓発

初期消火の重要性を考慮して、消防車の進入が困難な地区においては、特に自衛消防隊等の自主防災組織の整備を促進し、防火意識の普及や高揚を図るとともに消火訓練等を実施する。

(11) 初期消火の徹底

市は、市民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに家庭及び職場での徹底を図るため消火機器の設置を奨励する。

また、講習会や防災訓練により市民の防火意識の高揚を図り、自主防災組織等を育成指導し、自主的な地域防災体制の確立を図る。

2 消防力の充実強化

【担当機関】消防署、消防本部

消防施設の整備計画は、「消防力の整備指針」「消防水利の基準」等に基づいて消防施設整備計画を策定し、基準に不足する部分については、増強及び更新計画を図るものとするが、消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）に基づく国庫補助事業及び県費補助事業等により整備を図るものとする。

(1) 消防施設の整備

ア 年次計画により消防機械の整備・更新を行っていくとともに、機械の近代化・軽量化を図る。

イ 多様化する火災形態に対応するため地域の実情に応じて、はしご付き消防自動車及び化学消防自動車、救助工作車、小型ポンプ等の整備を推進する。

ウ 初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎の効率化、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、情報通信システム化及び特殊装備等を進める。

エ 消防施設等の保全

オ 円滑な消防・救助活動を確保するため、通信指令体制の整備を図るとともに、広域での連携を強め、組織体制の強化および消防装備の近代化に努める。

(2) 消防団の強化

- ア 消防団の各分団相互間による消防活動の協力体制強化を図る。
- イ 召集伝達網を通じての召集・参集実施訓練等、消防団員に対する訓練を強化する。
- ウ 消防団活性化対策の推進
- エ 消防団の資質の向上に向け、各種教育・訓練の強化を図る等、技術の向上に努める。
- オ 消防団と自主防災組織の育成推進

3 消防水利の確保

- (1) 消防活動に必要な水源確保のため、消防水利施設を整備する。消防水利は、市街化の進行に伴い自然水利の利用が困難になりつつあるため、人工水利（消火栓・防火水槽・プール等）を主体として整備を進める。
- (2) 現有水利の保全に努めるとともに、未整備区域を中心に国の所要基準に達するように、消防水利施設を年次計画により整備していく。
- (3) 今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域等を中心に、貯水槽や防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

4 救急・救助体制の整備

(1) 救急活動体制の強化

大規模な災害によって大量に発生することが予想される多数の傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

- ア 救急隊員、救急救命士の計画的な養成
- イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ウ 救急業務の高度化を図るための研修・教育の実施
- エ 医療機関との連携強化、信頼関係の構築
- オ 市民に対する応急手当法の普及啓発

(2) 救助体制の整備

- ア 市は、救助工作車の整備、ファイバースコープ、クレーン、ウィンチ、救命ボートなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊建物、がけ崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。
- イ 市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。
- ウ 市は、消防団、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。
- エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、県及び市は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。

5 地域の初期消火・救助・応急手当能力の向上

(1) 要配慮者の把握

自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障がい者、外国人などの要配慮者を把握しておくものとする。

(2) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(3) 救助・応急手当能力の向上

ア 救助用資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救助用資機材の備蓄に努め、地域内の建築業者等からの調達を考慮しておく。

また、県、市はこうした地域の取り組みを支援する。

イ 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言にあたりとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市は市民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

ウ 地域の応急手当として有効なAED（自動体外式除細動器）の設置場所の把握をするともに、その設置場所の周知を検討するものとする。

第4項 医療救護体制の整備

【担当機関】健康長寿課、おやこ保健福祉課、こども家庭サポートセンター、地域医療政策課

災害時における医療救護体制の整備について関係機関と協力して、その対策を講じていく。

(1) 地域災害拠点病院（県立延岡病院、延岡共立病院）の整備充実

市は県に対し、地域災害拠点病院の実状に応じた施設・設備の整備を図り、耐震性の強化、ライフラインの確保に努めるとともに、トリアージ等の訓練・研修により要員の育成・強化を図るなど、総合的な整備充実を進めるように求める。また、必要に応じ連携と協力を図る。

(2) 通信整備

発災後において医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者や医療品の現状等の収集情報の明確化を図るとともに、関係機関の連絡体制の強化を目的として、救急医療情報システムの整備を図る。

(3) 研修・訓練

大規模災害時の指揮連絡システムマニュアルを整備するとともに、市防災訓練において実践訓練等を実施する。

(4) 医療機関の災害対策の促進

ア 救急医療体制の充実を関係機関に要請する。

イ 近隣の高次医療機関との連携を進め広域医療体制の強化を図る。

ウ 各病院での災害対応マニュアルの作成促進を図るとともに、これに基づく自主訓練を行う等、病院レベルでの災害対策の整備推進を要請する。

エ 初動医療体制の確立

初動時期における関係機関と各医療機関相互の連携を図るとともに早期の応急医療体制の確立を図る。また、トリアージ（負傷者選別）の基準に沿って、実践的な訓練の実施を検討する。

オ 医療体制の整備充実

○ 市民の医療需要に対し必要なサービスを確保するため、医療機関相互の連携を図り、幅広い対応ができるような医療サービス体制の整備に努める。

○ 医師会等の協力を得て、休日や夜間の救急医療システムの充実にも努める。

第5項 緊急輸送体制の整備

1 緊急輸送道路ネットワークの整備

【担当機関】土木課、都市計画課、高速道対策課、総合農政課、林務課、各総合支所産業建設課

あらかじめ風水害及び震災等大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。

本市で選定される緊急交通路は以下のとおりであり、これらの道路整備に協力していく。また、市の緊急交通路は、広域的輸送体制等を考慮し、県の緊急交通路の指定にあわせて相互の連絡性を確保できるようにする。

【延岡市に該当する緊急交通路（交通規制路線）一覧表】

区分	路線名	起点	終点	備考
隣接県対応 幹線道路	北方延岡道路	延岡市北方町	延岡市天下町	熊本方面
	国道 10 号	延岡市北川町 大分県境	都城市平塚町 鹿児島県境	大分 鹿児島方面
	国道 218 号	延岡市昭和町	西臼杵郡五ヶ瀬町熊 本県境	熊本方面
	国道 326 号	延岡市北川町	延岡市北川町 大分県境	大分方面

【延岡市緊急交通路ネットワーク路線】⁹

方面／区分		起点→接続路線→終点
大分方面	指定	大分→国道 10 号→国道 218 号→延岡市役所
	予備路線	大分→国道 326 号→国道 10 号→国道 218 号→延岡市役所
熊本方面		熊本→国道 325 号→国道 218 号→北方延岡道路→延岡市役所
鹿児島方面		鹿児島→九州縦貫自動車道路→一ツ葉有料→国道 10 号 →国道 218 号→延岡市役所

⁹ 資料 2-10「緊急輸送道路ネットワーク計画図」

第6項 燃料の供給体制の整備

《基本方針》

大規模災害時には、医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う重要施設や緊急通行車両等に対して優先的に燃料を供給できるよう体制を整備しておくものとする。

【担当機関】 県、宮崎県石油商業組合、石油連盟、宮崎県L Pガス協会

1 燃料供給体制の整備

(1) 県と宮崎県石油商業組合との情報提供

県は、宮崎県石油商業組合と締結している「災害時における燃料の優先供給及び被災者支援等に関する協定」を踏まえ、平素から必要に応じて中核給油所をはじめとした県内の給油所の状況や県内の重要施設の状況等について情報交換を行うものとする。

(2) 県と石油連盟への情報提供

県は、石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を踏まえ、大規模災害時に石油連盟から県内の重要施設に対し直接燃料供給を行う場合に備え、重要施設等の設備等の情報を適宜情報提供するものとする。

(3) 県と宮崎県L Pガス協会との情報提供

県は、宮崎県L Pガス協会と締結している「災害時におけるL Pガスの調達に関する協定書」を踏まえ、平素から必要に応じて中核充てん所の状況や県内の重要施設の状況等について情報交換を行うものとする。

2 燃料の備蓄

重要施設の管理者その他の災害応急対策を行う機関は、保有する施設・設備について、自家発電設備や燃料貯蔵設備等の整備を図り、停電時には十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行うよう努めるものとする。

3 市民への協力要請

市は、平時より、大規模災害時における燃料供給を円滑に実施し、応急復旧を速やかに行うため、県民に対し下記のとおり普及啓発を行う。

(1) 普段からの備え

大規模災害時には燃料が不足することに備え、日頃から自動車等の燃料の補充を行っておくこと。

(2) 災害時における心構え

災害時には燃料の消費を極力少なくするため、自動車等による外出をできるだけ控えるものとし、応急復旧等を迅速に行うため、緊急通行車両や重要施設に対して優先的に燃料が供給されることを理解しておくこと。

第7項 電力・ガスの臨時供給体制の整備

《基本方針》

大規模災害時には、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確実に供給できるよう体制を整備しておくものとする。

【担当機関】 県、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、宮崎ガス株式会社

1 電力・ガス供給体制の整備

(1) 県と九州電力・九州電力送配電との情報共有

県は、災害時に電力の臨時供給が必要となる災害派遣病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、支援部隊の救助活動拠点その他、県内の市町村が災害応急対策の実施のために不可欠な重要施設のリストをあらかじめ作成し、九州電力・九州電力送配電と共有するものとする。

(2) 宮崎ガスとの情報共有

宮崎ガスは、県とともに、災害時にガスの臨時供給が必要となる災害拠点病院や救急指定病院等の重要施設のリストをあらかじめ作成しておくものとする。

第8項 避難収容体制の整備

《基本方針》

関係機関と連携して各種災害から人命の安全を確保するため、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路等の選定を行うとともに救助施設等の整備を行い、計画的避難対策の推進を図るものとする。

避難場所の設置にあたっては、なるべく被災地に近く集団を収容できるような建物のある場所とし、安全性やその設備状況等を考慮して適切な場所を選定し、整備する。

1 避難誘導体制の整備

市は、風水害等により、市民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難誘導体制を整備しておく。

【担当機関】危機管理部、消防本部

(1) 避難優先地区の確認

市は、過去の災害履歴や災害危険箇所等を把握し、台風や豪雨等による浸水、土砂災害の危険性が高く、優先的な避難の準備を推進する必要がある地域を確認し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法等を定めた避難計画を準備する。

(2) 避難計画の作成

市は、地域の災害環境に応じた避難計画を作成するよう努めるものとする。

ア 災害危険箇所の把握

地区の世帯数、人口及び避難行動要支援者や施設等の状況

イ 市民への情報伝達方法

市防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、FMのべおか、消防団等による戸別広報等の伝達方法

ウ 避難場所・避難所の安全性

避難場所及び避難所は、危険箇所の危険性に応じた立地条件、構造等の安全性と居住性等に十分配慮する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、国の通知、県の避難所運営ガイドラインなどを参考に過密抑制などの防災対策を推進するとともに、必要な場合にはホテル・旅館等の活用を含めて可能な限り多くの避難所の開設に努める。

エ 避難誘導等

消防団員や自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、避難行動要支援者については、民生委員、家族の協力を求め、緊急時の連絡員等を定めておく等の措置を講じる。また、携帯電話の機能を活用した指定緊急避難場所の位置を確認できるような対策を推進する。

(3) 避難所・避難路の安全確保

市は、避難場所の指定や避難所の確保については、浸水や土砂災害等の危険性を考慮し、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

(4) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

市民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、あらかじめ、危険区域ご

とに伝達系統や伝達体制を整備し、確認しておく。

(5) 自主避難及び避難に関する知識の普及

ア 防災知識の普及啓発

市は、市民の自主避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象の確認方法、防災知識について周知に努める。

また、避難情報発令時は、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅及びホテル・旅館等への避難を基本とするが、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は市民自らの判断で屋内安全確保を行うことや、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は緊急安全確保を行うべきことについて、市民等への周知に努める。

イ 市民の責務

市民は、豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合、隣近所に声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

2 指定緊急避難場所整備計画

【担当機関】危機管理部、各総合支所地域振興課、各施設管理課

(1) 指定緊急避難場所の指定¹⁰

市は、指定緊急避難場所を市民の命を守る場所として認識し、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定する。

指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者を予め定める等管理体制を整備しておく。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、及び避難の際には、発生するおそれのある災害から安全が確保できる指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃より市民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合があるため、それぞれの設置目的及び適切な利用方法について、日頃より市民等への周知徹底に努める。

(2) 指定緊急避難場所の選定

ア 危険区域ごとに安全な指定緊急避難場所を選定、確保する。

《市選定基準》

本市における風水害等災害に対する指定緊急避難場所は、次の手順により選定する。

- ① 避難場所候補地として、同行政区内の小・中学校、地区（自治）集会所等の公的施設を選定する。
- ② 候補地の避難場所が土砂災害等の危険区域である場合には、隣接地区の地区（自治）集会所、又は小・中学校等を選定する。
- ③ 同行政区内に地区（自治）集会所等の施設が無い場合には、隣接地区の集会所、又は小・中学校等を選定する。

イ 災害危険区域内にある指定緊急避難場所や危険性のある指定緊急避難場所については、災害環境の変遷に応じ、他の指定緊急避難場所への変更や新設の検討を行っていく。

¹⁰ 資料 2-12 「延岡市指定緊急避難場所・指定避難所一覧」

ウ 指定緊急避難場所一人あたりの必要所要面積

屋外施設（公園等）	概ね 1 m ² /人以上
屋内施設（学校、公民館等）	原則 2 m ² /人以上

エ 指定緊急避難場所が近辺にない地域については、新設又は隣接地区との共用を検討する。

オ 指定緊急避難場所に適する施設がない所については、野外バラック、又は天幕を設営する場所を選定するか、避難場所になり得る一定規模以上のオープンスペースを確保する。

(3) 指定緊急避難場所の検討

ア 避難圏域

(ア) 避難圏域の境界は、原則として町丁目単位とするが、町丁目区画が細分化されていないような場合は、道路、河川、分水嶺等を境界とする。

(イ) 市民が最短距離にある指定緊急避難場所等に避難することができない場合は、歩行距離が極端に増加しないよう留意する。

イ 避難収容人口

避難収容人口は夜間人口により定め、昼間人口が増加する地域では、指定緊急避難場所の収容可能人口に余裕をもたせる。

ウ 早期避難地区の把握

土砂災害による道路不通や、浸水による集落の孤立等の他、避難行動要支援者、独居老人等の早期に避難が必要な地区について事前に把握し、早期の指定緊急避難場所の開放を検討し、周知しておく。

(4) 指定緊急避難場所の整備

ア 指定緊急避難場所の整備

避難誘導を円滑に行うため、指定緊急避難場所周辺の指定緊急避難場所誘導標識の設置に努める。また、トイレの洋式化や施設のバリアフリー化、避難室内の空調など、避難者に配慮した施設や設備の整備に努める。

イ 避難緑地の整備

指定緊急避難場所となる都市基幹公園について、早期全面開放と防災施設の充実を促進する。また、指定緊急避難場所周辺は、防火樹等の植樹により、火災延焼や輻射熱に対する防災空間の確保を目指す。

ウ 隣接市町村の指定緊急避難場所（管内外の適地）

市内に適当な指定緊急避難場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して指定緊急避難場所の予定施設または場所を定める。

3 指定避難所整備計画

【担当機関】危機管理部、生活福祉課、社会教育課、学校支援課、各施設管理課、消防本部

(1) 指定避難所の指定¹¹

市は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として指定避難所を指定しておく。

また、市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、防災推進員などの専門家、NP0・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見を活用してあらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するように努めるとともに、ノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

さらに、市の指定管理者制度導入施設が指定避難所となっている場合には、市と指定管理者との間で避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。また、県の指定管理者制度導入施設が指定避難所となっている場合には、市と県及び指定管理者との間で避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

このほか、市は、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

(2) 指定避難所の選定

ア 耐震性があり、被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。

イ 速やかに被災者等を受け入れ又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

オ 都市化の進んだ人口密集地域においては、管内の公共施設のみでは指定避難所を量的に確保することが困難であることから、あらかじめ次により指定避難所の確保を図っておくこと。

- ・隣接する市町村の公共施設等の利用

- ・企業や個人が保有する施設等の利用

カ 指定避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておくこと。

キ 指定避難所内の一般のスペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定をすること。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めること。

ク 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ケ 福祉避難所については、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、

¹¹ 資料 2-12「延岡市指定緊急避難場所・指定避難所一覧」

必要に応じて受け入れ者を特定して公示する。また、受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等の作成により避難が必要となったときに直接避難することができるように努める。

(3) 指定避難所の設備等の検討

市は、指定避難所に必要な設備のうち、最低限必要と考えられる設備等については、年次計画を立案し、逐次整備を検討する。

ア NTT西日本株式会社等と連携し指定避難所への災害時特設公衆電話の設置を推進する。

イ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

また、負傷者に対する応急救護や貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレカー、マット、衛星携帯電話や衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープ、トイレのバリアフリー化など、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

ウ 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能なエネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

(4) 指定避難所の確保

市内に適当な指定避難所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して、指定避難所の施設、又は場所の確保に努める。

4 避難路整備計画

【担当機関】危機管理部、土木課、消防本部、各総合支所産業建設課、延岡河川国道事務所

各種災害の発生時に、市民全員が避難することができる安全な避難路を次の事項に留意して、整備する。

(1) 避難路の整備¹²

ア 誘導標識、誘導灯、誘導柵を設け、その維持に努める。

市民が指定緊急避難場所へ安全かつ速やかに到達できるよう、指定緊急避難場所誘導標識等の設置を推進する。

イ 避難路上の障害物件を除去する。

ウ 国が管理する五ヶ瀬川、大瀬川、祝子川、北川の堤防天端を避難路に位置付け、円滑かつ迅速な避難の実現に向け、堤防天端の拡幅、立体交差橋梁への緊急用接続道路整備を実施する。

(2) 避難路の安全確保

市及び関係機関は、次により避難地への誘導及び避難路の安全確保を図る。

ア 火災に対する安全性の強化

¹² 資料 2-14 「五ヶ瀬川水系堤防天端を利用した避難経路」

避難者の安全のために必要な施設を配備する。

イ 主要道路における設備等の整備

市道の主要道路については、災害発生後、一般車両の通行を禁止する等の措置に必要な設備等を整備検討する。

ウ その他の占用物件

避難路に係るその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに災害時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて除去等の措置を講ずる。

5 避難場所等の周知と広報

【担当機関】危機管理部、総務課、学校教育課、社会教育課、消防本部

(1) 市民への周知

あらかじめ災害に備え、市民に対して避難のための知識の普及を行う。

ア 方法

- (ア) 学校教育、社会教育 (イ) 広報紙、新聞、放送等
- (ウ) セミナー・研修等 (エ) 各種運動、地域活動

イ 周知内容

- (ア) 避難場所、避難路 (イ) 災害危険区域
- (ウ) 避難に関する心構え等、避難のための知識
- (エ) その他必要な事項（愛護動物の受入れ方法等）

(2) 発災害時における広報体制の確立

災害発生のおそれがある時、又は災害が発生した時は、災害の規模や危険性、あらかじめ定める広報の方法及び内容を確認し、市民に対して適切な避難情報及び準備のための広報を行う体制の確立を目指す。

ア 広報事前措置の検討

- (ア) 広報・広聴担当者の要領習熟
- (イ) 広報文案の作成
- (ウ) 広報重点地区（各災害危険地区）選定
- (エ) 伝達不能地区、市民広報盲点（身障者）の把握
- (オ) 広報優先順位の検討
- (カ) 伝達ルートが多ルート化

イ 市民への広報の方法確認

ウ 広報内容の検討

エ 安全な避難場所の把握

6 応急仮設住宅提供体制整備計画

【担当機関】危機管理部、建築住宅課、教育委員会

災害により住家が滅失し、自力では住宅を確保することのできない者に対し一時的な住居の安定を図るため、応急仮設住宅の提供体制を事前に整備する。

(1) 建設用地の確保¹³

- ア 応急仮設住宅の必要量を考慮し、事前に建設用地を選定しておく。
- イ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則とし無償で提供を受けられる土地を選定する。
- ウ 住宅地としての立地条件の適した場所を選定する。
- エ 土地所有者と設置期間や費用負担のあり方等、利用関係について明確にしておく。

(2) 応急仮設住宅の供給計画の策定

ア 建設計画

災害により住家の滅失した場所の住宅需要を想定し、仮設住宅の建設計画を策定する。

イ 住宅の供給

災害が発生した場合に、建設事業者団体の協力を得て、速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結するなど、供給体制を確立する。

ウ 住宅の仕様等

世数帯、高齢者や障がい者等の要配慮者等の需要に応じた多様なタイプの応急仮設住宅の提供や設置後の地域社会づくり等に考慮した配置とする。

エ 公共住宅への入居

公営住宅の空屋及び民間の借り上げ住宅等によっても一時的な住居の必要戸数が不足する場合に、応急仮設住宅の建設を行う。

¹³ 資料 2-13「応急仮設住宅建設候補地台帳」

第9項 備蓄に対する基本的な考え方

《基本方針》

大規模災害初期は、交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、被災地域内での物資調達が困難になるとともに、国等からの支援もすぐに届かないことが想定される。

このため、災害発生直後から流通が回復あるいは国等の支援が本格化されるまでの間に最低限必要な食糧、生活必需品の備蓄は、「自分の命は自分で守る」という「自助」の理念に基づき、市民自らが行うことを基本とするとともに、市民は、被災者等の保護を行うため発災初期における生命維持や生活に最低限必要な物資を備蓄並びに調達体制を拡充する。

1 備蓄物資の整備計画

【担当機関】危機管理部

市内における必要な食糧、生活必需品等の備蓄及びその備蓄倉庫並びに調達体制の整備は充分とはいえず、広域的支援に頼らざるを得ない状況であり、災害発生直後は交通途絶等により市民生活に必要な物資が著しく不足することが想定される。

大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）の整備について検討する。また、発災初期に速やかに供給できるよう避難所等に分散して現物備蓄に努める。

(1) 次のような項目で、段階的な備蓄に努める。

- ア 市による備蓄 イ 事業所、市民等による備蓄 ウ 流通在庫備蓄
エ 協定の締結による備蓄・調達 オ 応急対策従事者のための備蓄

(2) 事業所、市民等の備蓄

事業所及び市民は、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、家族人数分の最低でも3日間分（可能な限り1週間分程度）に相当する量を目標として備える。また、広報紙や防災情報等を通じて市民の備蓄に対する役割を周知する。

(3) 民間業者との物資供給協定の締結¹⁴

- ア 市は、住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結する等流通在庫備蓄に努める。
- イ 市は、市内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食料及び生活必需品等の確保に努めるとともに、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。なお、備蓄物資の検討においては、女性の視点に立った物資の備蓄・供給の検討や、障がい者、高齢者・乳幼児等の要配慮者に必要な対象品目も考慮する。

(4) 指定避難所等における備蓄物資の確保

市は、指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、炊き出し用具などの避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(5) 物資の仕分け・配送における民間業者等の活用

¹⁴ 資料 2-8-1 「災害時における応援協定締結状況一覧」

市は、大規模災害時を想定した物資の仕分け・配送については、民間業者等と物資の輸送や仕分け、在庫管理等に関する協定を締結するなどして、その円滑な体制の整備に努める。

(6) 物資供給の考え方

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、指定避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資の供給に努める。

なお、画一的なものだけでなく、障がい者、高齢者・乳幼児等の要配慮へ配慮された物資の供給に努める。

2 調達体制

【担当機関】危機管理部、各施設管理担当課

(1) 市の調達体制

発災初期の生命維持や生活に最低限必要な食糧、生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心とし、要配慮者や女性に配慮した物資の供給や地域の事情を考慮した上で、計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。また、物資調達・輸送調達支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

(2) 市の備蓄状況

ア 保管場所（60箇所）

- | | | | |
|------------------|-------------------|--------------|----------|
| ◇延岡市役所 | ◇北方総合支所 | ◇北浦総合支所 | ◇北川総合支所 |
| ◇社会教育センター | ◇いのちの杜 | ◇北川体育館 | ◇社会福祉協議会 |
| ◇島野浦神社 | ◇九州医療科学大学 | | |
| ◇土々呂地区複合型避難施設 | ◇長浜地区避難タワー | ◇二ツ島地区避難タワー | |
| ◇神戸地区災害用備蓄倉庫 | ◇安井地区災害用備蓄倉庫 | | |
| ◇赤水地区災害用備蓄倉庫 | ◇鯛名地区備蓄倉庫 | ◇妙見地区災害用備蓄倉庫 | |
| ◇北浦地区災害用備蓄倉庫（阿蘇） | ◇北浦地区災害用備蓄倉庫（直海） | | |
| ◇北浦地区災害用備蓄倉庫（市振） | ◇北浦地区災害用備蓄倉庫（宮野浦） | | |
| ◇方財小学校 | ◇旭小学校 | ◇上南方小中学校 | ◇東海小学校 |
| ◇岡富小学校 | ◇一ヶ岡小学校 | ◇伊形小学校 | ◇港小学校 |
| ◇南方小学校 | ◇川島小学校 | ◇東海東小学校 | ◇西小学校 |
| ◇緑ヶ丘小学校 | ◇南小学校 | ◇恒富小学校 | ◇東小学校 |
| ◇延岡小学校 | ◇三川内小中学校 | ◇黒岩小中学校 | ◇岡富中学校 |
| ◇旭中学校 | ◇西階中学校 | ◇東海中学校 | ◇恒富中学校 |
| ◇延岡中学校 | ◇南中学校 | ◇旧島野浦小学校 | ◇旧浦城中学校 |
| ◇旧三槿小学校 | ◇旧下赤小学校 | ◇旧北浦幼稚園 | |
| ◇延岡青朋高等学校 | ◇延岡星雲高等学校 | ◇延岡商業高等学校 | ◇延岡高校 |
| ◇延岡しろやま支援学校 | ◇宮崎県むかばき青少年自然の家 | ◇延岡市水防センター | |

イ 主な備蓄物資（令和7年4月1日現在）¹⁵

・飲料水	・食料	・乳児用粉ミルク又は液体ミルク
・毛布	・乳児・小児用おむつ	・大人用おむつ
・携帯・簡易トイレ	・トイレットペーパー	・生理用品

※宮崎県備蓄基本指針で「県が備蓄目標を定める物資」と定めている品目のみ記載。

それ以外の物資については、資料2-15「備蓄物資及び数量一覧」を参照。

3 装備資機材等の整備充実

【担当機関】消防本部、健康長寿課、おやこ保健福祉課、こども家庭サポートセンター、地域医療政策課、生活環境課、土木課

応急対策の実施のため、災害用装備資機材等をあらかじめ整備する。また、備蓄（保有）資機材等は、随時点検を行い保管に万全を期する。

(1) 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録しておくとともに、資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理する等整備しておく。

(2) 資機材等の調達

防災関係機関は災害時における必要な資機材等の調達を円滑に図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

(3) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

ア 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発

ウ 救助工作車等の消防機関への整備促進

エ 資機材を保有する建設業者等と市との協定等締結の促進

オ 各施設における救出救助用資機材の整備促進

(4) 備蓄資材、器材及び施設

ア 救助舟艇、救急車、放水車等の救助用資材、器材

イ 通信器具等

ウ 医療、助産及び防疫に要する資材、器材並びに薬剤等の救急医療品

エ 流出油処理資材、器材の調達

オ その他救助用資材、器材

¹⁵ 資料2-15「備蓄物資及び数量一覧」

第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

1 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備

(1) 食料の備蓄及び供給体制の整備

【担当機関】危機管理部、農林班

市は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要かつ避難所運営に必要な資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定めるとともに、必要に応じて被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意しその備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

ア 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結するなど流通備蓄に努めること。

イ 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目(食材の柔らかい物、ミルク等)についても供給・備蓄に努めること。

ウ 米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、農林水産省農産局等との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

(2) 飲料水の供給及び給水の整備

【担当機関】災害支援課、水道班

市は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要や避難所運営に必要な資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定めるとともに、必要に応じて被災者に飲料水の供給が図られるよう、次の事項に留意しその備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

ア 災害時において、被災者1人あたり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、供給体制を整えとともに貯水槽の設置、応急給水用資機材等の整備を検討する。

イ 住家の被害やライフラインの寸断等により、飲料水の供給が不可能な被災者に対して速やかに飲料水の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、民間業者等と協定等を締結するなど流通備蓄に努めるものとする。

ウ 飲料水の供給を円滑に行えるよう、国、県等と連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

2 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

【担当機関】災害支援課、厚生班、商工観光班、学校教育班

(1) 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

市は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な物資や避難所運営に必要な資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定めるとともに、必要に応じて被災者に応急的な生活必需品の給(貸)与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備

蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

ア 避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資の給(貸)与が図られるよう、自ら公的物資の備蓄に努めるとともに民間業者と物資供給協定等を締結するなどにより流通備蓄に努めること。

イ 生活必需品の物資については、女性や子ども、要配慮者にも配慮した物資の調達及び供給に努めること。

ウ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備しておくこと。

エ 生活必需品の例示

- ・寝具（就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等）
- ・外衣（ジャージ、洋服、作業衣、子ども服等）
- ・肌着（男女下着、子ども下着等）
- ・身の回り品（タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等）
- ・食器、日用品（食器・箸・皿、石鹸、歯ブラシ、液体歯みがき、洗口剤、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、携帯トイレ、仮設トイレ、マスク、粉ミルク用品、離乳食用品、だっこ紐、授乳用ポンチョ、電池等）
- ・その他、応急的に必要な生活必需品

3 備蓄推進のための取組

(1) 事業所、市民等の備蓄

事業所及び市民は、日常生活に必要となる前記エに掲げる品目を備えるものとする。

(2) 市民の「災害に対する備え」及び「地域の防災力」の向上

市及び県や防災関係機関が連携し、市民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、市民の災害への備えを向上させるよう努める。

また、発災直後から市民が中心となり避難所運営や炊き出しが行えるよう、市民参加型の防災訓練を行うよう努める。

(3) 流通備蓄による物資調達体制の強化

南海トラフ地震等の大規模災害では多くの物資を必要とするため、これまでの協定等に加え、県内に生産工場や物流拠点等を設置している民間業者等との協定締結等に努め、物資調達ルートが多様化を図るよう努める。特に食料については、豊富な農水産資源を有する本県の強みを活かした体制の構築に取り組むよう努める。

また、既に締結している協定等については、訓練等を通じて調達可能な物資の品目や数量の確認を行うとともに、平時から民間事業者等と顔の見える関係を構築し、協定等の実効性を高めることに努める。

(4) 国、県及び各市町村での情報共有

災害時に県内市町村相互の物資支援や県からの物資提供を円滑に行うため、備蓄物資の保管内容及び保管量、保管担当者及び連絡先、流通備蓄の協定内容などの情報の共有に努める。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

第11項 情報伝達体制の整備

《基本方針》

防災関係機関は、災害時の初動応急活動対策に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備を図る。

1 無線通信施設の整備

【担当機関】危機管理部、消防本部、上下水道局、各課室

本市の無線通信施設は、県及び防災関係機関との緊密な連絡を行える防災行政無線等の施設が整備されているが、停電時の通信体制、限られた職員以外の操作の習熟等が課題となる。

電話線の切断等では有線通信が途絶し、災害に係る情報の伝達収集が困難となった場合、又は緊急に災害にかかる情報の伝達収集を行う必要がある場合は、次に掲げる無線通信施設を利用し、情報の収集・伝達を図る。

(1) 市の無線通信施設

ア 市防災行政無線

市防災行政無線とは、「災害時における災害応急対策並びに市民に対する情報伝達を迅速、かつ、円滑に実施するため市において設置した無線通信設備」をいう。防災行政無線は、災害時において市民への避難に関する情報や警報等の情報伝達、電話回線等の途絶における市関係課室内部の通信連絡用として大きな役割を担う。

このことから、無線通信設備等の通信能力の拡充を図ることを目的に、防災行政無線のデジタル化等の高度化、指定避難所となる各種公共施設等への通信機の配備、無線の非常用電源の容量確保、耐震性の向上などについて検討し、その整備充実に努める。

なお、屋外拡声子局による情報伝達に加え、戸別受信機を各地区の区長宅・指定避難所など公共施設等への配備を検討し、より確実な情報伝達の強化と充実に努める。また、家屋や集落が点在している地域においては、屋外拡声子局による情報伝達では非効率であるため、戸別受信機を全世帯に配備するよう検討し、その整備充実に努める。

イ その他無線通信施設

○ クリーンセンター無線 ○ 水道課無線 ○ 下水道課無線

ウ 情報通信体制の活用

円滑な災害応急活動や市民の迅速な避難等が図れるよう、防災行政無線をはじめ民間を含む関係機関相互の情報通信体制の活用を推進する。

エ 通信設備優先利用の協定

市は、基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要を認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(2) 消防無線

消防無線とは、消防本部等の消防機関が他市町村及び市内における消防、救急活動を円滑に実施するため消防本部等の消防機関において設置した無線通信設備をいう。消防無線については、

固定電話や携帯電話が被害を受けた状況にあっても、消防機関の自営の通信網として、大きな役割を担うため、大規模災害時における適切な無線統制体制の構築や衛星通信等の代替的手段の活用について検討し、その整備充実に努める。

(3) 宮崎県防災情報通信施設

県、関係機関との防災情報通信ネットワークを整備し、災害情報の迅速化を図る。

ア 災害に強い通信網を構築し、県、各市町村、消防署間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートを確保する。

イ 防災情報の高度化、多様化に対応するため、防災情報システム、災害現場の映像情報機能の拡大を図る。

ウ 高度情報通信網を生かし、電話、ファクシミリ、データ通信の拡大を図る。

(4) 関係機関の無線

ア 相互協力

事業者が所有する無線通信設備について、災害現場の情報を迅速かつ的確に収集できるよう、移動無線車並びに携帯無線機の利用等について、相互に協力、援護できる体制の整備に努める。

○ 九州電力送配電株式会社 ○ 宮崎ガス株式会社

イ 日赤アマチュア無線

日赤アマチュア無線ボランティアにより非常通信や情報収集等を図る。

2 有線通信設備（災害時優先扱いの電話等）の整備

【担当機関】危機管理部、消防本部、N T T西日本株式会社

災害時に優先通信設備である電話回線がN T T西日本株式会社へ登録されているが、防災上重要な施設への適切な配置、利用方法等の習熟により、災害時の効果的利用を図れる。

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への収容については、N T T西日本株式会社宮崎支店へ依頼する。

(1) 防災関係機関

災害時優先扱いの電話を有効に活用できるようN T T西日本株式会社の規定に基づき、多様な有線回線の確保に努める。また、災害時優先扱いの電話等の有線通信設備の有効的な活動体制の整備を行う。

(2) 市

ア 電気通信設備の整備と防災管理に努め、有線通信設備を効果的に活用できるよう、電話網運営体制を整備し、災害時優先扱いの電話をさらに有効に活用できるように、市内の使用回線は、優先順を考慮し的確な位置付けを行う。

イ 携帯電話等を活用した新たな情報伝達体制、システム整備について検討を行う。

3 広報体制の整備

【担当機関】危機管理部、総務課、各課室

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

災害時に市民に対して、被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、市民からの要望・相談を広聴する体制、方法を確立する。

（1）広報窓口の明確化

取材対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。

（2）有線テレビ等の活用

ケーブルテレビ、FMのべおか等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力体制を構築する。

（3）SNS・インターネットを通じた情報交換

情報化の進展に伴い、SNS¹⁶（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等、インターネットを利用した新しい情報伝達手段による情報交換を行えるよう、Wi-Fi 環境整備を含む伝達方法、伝達内容等について検討を進める。

（4）手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

¹⁶ Social Networking Service の略。インターネット上で、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にしたり、趣味や嗜好、居住地域などのつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスのこと。

第12項 要配慮者に係る安全確保体制等の整備

《基本方針》

過去の災害による被害報告からも、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）は、災害発生時に犠牲になるケースが多く見受けられる。

高齢者、障がい者、妊産婦、乳児その他の災害時に特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対しては、その個々の状態に応じた情報提供、避難誘導、福祉避難所への転居、公的住宅への優先入居等災害応急対策の実施が必要であり、自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等とも連携を図りながら対策を推進するものとする。特に、要配慮者のうち、避難行動要支援者に対しては、次の対策に記載する通り、避難行動要支援者の名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）に基づき、円滑な避難支援を行うものとする。

また、市は、避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予測されることから、要配慮者への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努めるものとする。

さらに、市及び要配慮者が利用している社会福祉施設、病院等（以下「要配慮者利用施設」という。）の管理者（以下「要配慮者利用施設管理者」という。）は、災害等発生時における要配慮者の安全確保に一層努めるものとする。

全国的に、超高齢社会や国際化の進展などにより、要配慮者の増加が見込まれる。一方で、要配慮者を支援する人口は減少傾向にある。このことから、市や要配慮者利用施設管理者、地縁組織などによる要配慮者への支援体制を構築していくことが必要である。

1 避難行動要支援者の安全対策

【担当機関】生活福祉課、こども保育課、おやこ保健福祉課、障がい福祉課、総合福祉課、介護保険課、消防本部、危機管理部

(1) 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者に係る情報（所在、連絡先、日常生活自立度等）等について、台帳、位置図等の整備に努めるものとする。なお、避難行動要支援者への具体的な支援等については、別に定める「避難行動要支援者支援プラン」によるものとする。

① 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者名簿を作成する。避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市で把握している避難行動要支援者の情報を集約するよう努めるものとする。なお、市が把握していない情報で、その取得が必要な場合は、県知事その他の者に対して情報提供を求めるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲（災害対策基本法第49条の10第1項）

避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲は、在宅で生活する者のうち、以下の要件に該当する者とする。

(ア) 75歳以上の高齢者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号。以下同じ。）の要介護認定において要介護1又は2の認定を受けている者

- (イ) 介護保険法の要介護認定において要介護3以上の認定を受けている者
- (ウ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表の視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、呼吸器機能障害、小腸機能障害のうち1級又は2級の交付を受けている者
- (エ) 宮崎県療育手帳制度実施要綱（昭和48年12月27日 宮崎県福祉生活部児童家庭課）に規定する療育手帳Aの交付を受けている者
- (オ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- (カ) 市の障がい福祉サービスを受給している難病患者
- (キ) 上記に準ずる者として、市長が避難支援等の必要を認めた者
- (ク) その他、登載を希望し、市長が避難支援等の必要があると認めた者

イ 避難行動要支援者名簿に掲げる事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所とその自治区
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 避難行動要支援者名簿の更新（災害対策基本法第49条の10第1項）

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、名簿を年に1回以上更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう努めるものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の活用

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

ただし、名簿を提供することについて避難行動要支援者が拒否した場合は、この限りではない。名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、災害時に円滑かつ、迅速な避難支援等に結び付けることができるよう、当該避難行動要支援者を把握し、指定緊急避難場所や避難経路等を含む具体的な個別計画を作成するなど、地域による支え合いの仕組みづくりを進めるものとする。

ただし、避難支援等関係者による避難支援は、避難支援等関係者の安全が十分に確保された状態で可能な範囲で行うものとする。

なお、避難支援等関係者は、当該避難行動要支援者の難支援等の実施に携わる次に掲げる団体及び個人とする。（災害対策基本法第49条の11第2項）

- ア 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員
- イ 自主防災組織又は自治区

- ウ 延岡警察署
- エ 避難行動要支援者に係る相談支援機関
- オ 延岡市消防本部
- カ その他市長が必要と認めた団体及び個人

(4) 個別避難計画の作成

市は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直し、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、あらかじめ個別避難計画を提供する。ただし、個別避難計画を提供することについて避難行動要支援者又は避難支援等実施者が拒否した場合はこの限りではない。

また、個別避難の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るとともに、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議など、必要な配慮を図る。

さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理

市は、庁舎が被災した場合等においても避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用に支障が生じないように、いずれについても適切な管理に努める。

また、市は、名簿情報及び計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう必要な措置を講じる。

ア 市は名簿情報及び計画情報について、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

イ 名簿情報及び計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が情報の漏えいの防止等適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講じる。

(6) 組織体制の整備

市は、自主防災組織や事業所の防災組織、消防団等の整備及び指導を通じ、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲についてあらかじめ検討するように努め、災害時に地域全体で避難行動要支援者を支援する情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、市民等に対し避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておく。

(8) 避難行動要支援者への防災教育・訓練等の実施

ア 避難行動要支援者に対する防災教育・訓練の実施

避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

イ 在宅介護者等避難行動要支援者に関わる者に対する防災知識の普及

市は、民生・児童委員やホームヘルパー、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

2 要配慮者対策

【担当機関】危機管理部、消防本部、生活福祉課、こども保育課、障がい福祉課、総合福祉課、介護保険課

(1) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

ア 防災基盤の整備

要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、避難所及び避難路等の防災基盤の整備に努める。

イ 高齢者、障がい者を考慮した避難所の整備

市は、避難所に障がい者、医療的ケアを必要とする者等のためのスペースを確保する等の措置を講じるとともに、避難所での生活に耐えることができない要配慮者のために、福祉避難所の指定を拡充する。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

ウ 物資・資機材等の整備

市は、食料・飲料水等については市民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を推進する。

エ 地域福祉拠点

社会福祉センター等の施設を有効に活用し、地域福祉の拠点としての機能の充実に努め、高齢者や障がい者等の多様なニーズに対応した保健・医療・福祉の連携をはじめとした総合的な拠点機能施設の整備についても検討する。

オ 地域保健医療の充実

保健、医療、福祉の連携を基盤として、地域保健の専門的、技術的機能の充実強化に努める。

(2) 在宅における防災設備等の整備

ひとり暮らしや寝たきりの高齢者等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備及び聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火設備（家庭用スプリンクラー）及び火災警報機等の設置等の推進に努める。

(3) 指定避難所での対策

- ア バリアフリー化されていない施設を指定避難所とした場合は、スロープ等の段差解消設備の仮設に努める。
- イ 車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行う。
- ウ 指定避難所では、避難行動要支援者の状況を把握し、食糧や飲料水、生活必需品の供給等の指定避難所での生活支援において避難行動要支援者が不利とならないよう配慮する。
- エ 生活情報の伝達において、聴覚障がい者には掲示板や手話通訳、視覚障がい者には一人一人への声掛け等情報を的確に伝えるための手段の構築に努める。
- オ 避難行動要支援者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。
- カ 要配慮者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。

(4) 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

- ア 市は、必要に応じ要配慮者が必要な生活支援を受けられる等、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等にあたる介助員等を配置し日常生活上の支援に努める。
- イ 市は、福祉避難所へ避難した要配慮者については、早期に社会福祉施設等への入所又は福祉仮設住宅等へ入居できるよう、関係機関と連携を図り、早期退所が図れるように努める。

3 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

【担当機関】危機管理部、消防本部

(1) 組織体制の整備

ア 市による整備

市は、社会福祉施設及び病院等の管理者に、要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を充実するよう要請する。また、市は病院や施設等に対し、被災規模に応じた組織体制等が取られているかを確認し、災害発生時の救急医療に備える。

イ 社会福祉施設、病院等の管理者による整備

要配慮者が利用する社会福祉施設、病院等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施するように努める。特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。また、市、施設相互間、自主防災組織、ボランティア組織等及び近隣住民と連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(2) 防災設備等の整備

ア 市による整備

市は、社会福祉施設及び病院等の管理者を指導、支援し、要配慮者の安全確保のための防災

設備等の整備を促進するよう要請する。

イ 社会福祉施設、病院等の管理者による整備

社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性のほか、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備の充実を推進するとともに、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

また、災害発生に備え要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を推進する。

ウ 学校の管理者による整備

学校の管理者は、あらかじめ施設の地理的条件及び施設配置状況を考慮して作成した避難計画により、災害時における避難の万全を期する。

(4) 避難確保計画の作成

ア 洪水予報等又は土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達

市は、浸水想定区域又は土砂災害危険区域・警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者が円滑な警戒避難が行われるよう、施設管理者に洪水又は土砂災害に関する情報を伝達するとともに、避難行動要支援者に対する避難支援のため、福祉部局等にも情報を提供する。

また、市は、洪水予報等又は土砂災害に関する情報、予報及び警報が発表された場合は、浸水想定区域又は土砂災害危険区域・警戒区域内にある要配慮者利用施設に対し、以下の方法を用いて伝達するよう努めるものとする。

- 防災行政無線 ○ 延岡市災害情報メール

イ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務

浸水想定区域又は土砂災害危険区域・警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練等に関する計画（以下、「要配慮者利用施設避難確保計画」という。）を作成し市に遅滞なく提出するものとする。

また、作成した要配慮者利用施設避難確保計画に基づき、訓練を実施するものとする。

ウ 浸水想定区域又は土砂災害危険区域内の要配慮者施設一覧¹⁷

要配慮者利用施設は、施設を利用する要配慮者を滞在又は宿泊若しくは居住させるものをいう。具体的には以下の施設とし、これに類するものを含む。

老人福祉施設（老人福祉法第5条の3）

■老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2）

- 通所介護（介護保険法第8条第1項第7号）
- 地域密着型通所介護（介護保険法第8条第1項第17号）
- 認知症対応型通所介護（介護保険法第8条第1項第18号）
- 介護予防認知症対応型通所介護（介護保険法第8条の2第1項第13号）
- 第一号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号ロ）

■老人短期入所施設（老人福祉法第20条の3）

¹⁷ 資料3-6「洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧」

第2章 災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1編 総論

第2編 共通対策編

第3編 風水害対策編

第4編 地震災害対策編

第5編 津波災害対策編

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画編

第7編 その他の災害編

□短期入所生活介護（介護保険法第8条第1項第9号） □介護予防短期入所生活介護（介護保険法第8条の2第1項第7号）
■養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4） ■特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5）
□地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第8条第1項第22号） □介護老人福祉施設（介護保険法第8条第1項第27号）
■軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6） ■老人福祉センター（老人福祉法第20条の7） ■老人介護支援センター（老人福祉法第20条の7の2）
有料老人ホーム（老人福祉法第29条）
■住宅型有料老人ホーム（宮崎県有料老人ホーム設置運営指導指針別表） ■介護付有料老人ホーム（宮崎県有料老人ホーム設置運営指導指針別表）
□特定施設（介護保険法第8条第1項第11号） □地域密着型特定施設（介護保険法第8条第1項第21号） □介護予防特定施設（介護保険法第8条の2第1項第9号）
認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設（老人福祉法第5条の2第6号）
□認知症対応型共同生活介護（介護保険法第8条第1項第20号） □介護予防認知症対応型共同生活介護（介護保険法第8条の2第1項第15号）
通所リハビリテーションの事業の用に供する施設（介護保険法第8条第8項）
短期入所療養介護の事業の用に供する施設（介護保険法第8号第10項）
小規模多機能型居宅介護の事業の用に供する施設（介護保険法第8号第19項）
複合型サービスの事業の用に供する施設（介護保険法第8号第23項）
介護老人保健施設（介護保険法第8号第28項）
介護医療院（介護保険法第8号第29項）
身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉法第5条）
■身体障害者福祉センター（身体障害者福祉法第31条） ■補装具製作施設（身体障害者福祉法第32条） ■盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法第33条） ■視聴覚障害者情報提供施設（身体障害者福祉法第34条）
障害者支援施設 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「総合支援法」という。）第5条第11項。）
地域活動支援センター（総合支援法第5条第27項）
福祉ホーム（総合支援法第5条第28項）
障害福祉サービス事業の用に供する施設（総合支援法第5条第1項）
■療養介護（総合支援法第5条第6項） ■生活介護（総合支援法第5条第7項） ■短期入所（総合支援法第5条第8項） ■重度障害者等包括支援（総合支援法第5条第9項）

■施設入所支援（総合支援法第5条第10項） ■自立訓練（総合支援法第5条第12項） ■就労移行支援（総合支援法第5条第13項） ■就労継続支援（総合支援法第5条第14項） ■共同生活援助（総合支援法第5条第17項） ■相談支援（総合支援法第5条第18項）
保護施設（生活保護法第38条第1項）
■救護施設（生活保護法第38条第2項） ■更生施設（生活保護法第38条第3項） ■医療保護施設（生活保護法第38条第4項） ■授産施設（生活保護法第38条第5項） ■宿所提供施設（生活保護法第38条第6項）
児童福祉施設（児童福祉法第7条）
■助産施設（児童福祉法第36条） ■乳児院（児童福祉法第37条） ■母子生活支援施設（児童福祉法第38条） ■保育所（児童福祉法第39条） ■幼保連携型認定こども園（児童福祉法第39条の2） ■児童厚生施設（児童福祉法第40条） □児童遊園 □児童館 ■児童養護施設（児童福祉法第41条） ■障害児入所施設（児童福祉法第42条） □福祉型障害児入所施設（児童福祉法第42条第1項第1号） □医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第1項第2号） ■児童発達支援センター（児童福祉法第43条） ■児童心理治療施設（児童福祉法第43条の2） ■児童自立支援施設（児童福祉法第44条） ■児童家庭支援センター（児童福祉法第45条の2）
障害児通所支援事業の用に供する施設（児童福祉法第6条の2の2）
■児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第2号） ■医療型児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第3号） ■放課後等デイサービス（児童福祉法第6条の2の2第4号）
児童自立生活援助事業の用に供する施設（児童福祉法第6条の3第1項）
放課後児童健全育成事業の用に供する施設（児童福祉法第6条の3第2項）
子育て短期支援事業の用に供する施設（児童福祉法第6条の3第3項）
地域子育て支援拠点事業の用に供する施設（児童福祉法第6条の3第6項）
一時預かり事業の用に供する施設（児童福祉法第6条の3第7項）
病児保育事業の用に供する施設（児童福祉法第6条の3第13項）

認可外保育施設	※県への届出
児童相談所（児童福祉法第12条）	
母子父子福祉施設（母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条）	
■母子・父子福祉センター（母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条第2項）	
■母子・父子休養ホーム（母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条第3項）	
母子健康包括支援センター（母子保健法第22条）	
幼稚園（学校教育法第22条）	
小学校（学校教育法第29条）	
中学校（学校教育法第45条）	
義務教育学校（学校教育法第49条の2）	
高等学校（学校教育法第50条）	
中等教育学校（学校教育法第63条）	
特別支援学校（学校教育法第72条）	
高等専門学校（学校教育法第115条）	
専修学校(高等課程を置くもの)等（学校教育法第124条）	
病院（医療法第1条の5第1項）	
診療所（医療法第1条の5第2項）	
助産所（医療法第2条）	

4 観光客及び外国人対策

【担当機関】観光戦略課、観光施設管理者、消防本部、危機管理部、総務課

(1) 観光客・旅行者等の安全確保

ア 基本方針

県、市及び観光施設等の管理者は、観光地を多くかかえる宮崎県の特性を考慮し、地理不案内な観光客・旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策を事前に推進する。

また、市は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮するものとする。

イ 実施内容

県、市及び施設管理者は、以下の点に留意した対策を推進する。

- (ア) 市は、指定緊急避難場所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる標示の設置により、安全確保に努める。
- (イ) 市及び自主防災組織等は、地域全体で地震災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。
- (ウ) 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導体制を事前に整備しておく等宿泊

客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点になれるよう平素より食糧、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努める。

- (エ) 市は、これらの観光客・旅行者対策の実施状況を県へ報告しておくとともに、適宜その対策への協力を要請する。

(2) 外国人の安全確保

ア 基本方針

県及び市は、国際化の進展に伴い、居住・来訪する外国人が増加し多様化していることを踏まえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が災害時に的確な行動がとれ、被害が最小限となるような防災環境づくりに努める。

イ 実施内容

県、市及び防災関係機関は、以下の点に留意した対策を推進する。

- (ア) 市は、指定緊急避難場所・避難路の標識には外国語を付記したり、災害時に多言語による広報を行えるよう、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。
- (イ) 市及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動を支援できる体制を整備する。
- (ウ) 市は、地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育訓練等の実施に努める。
- (エ) 市は、これらの外国人の安全確保対策の実施状況を県へ報告しておくとともに、適宜その対策への協力を要請する。
- (オ) 市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人災害サポートボランティアの協力を得て在日外国人、訪日外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行うよう努めるものとする。
- (カ) 市は、在日外国人、訪日外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して多言語等による情報提供に努める。

ウ 外国人に対する防災教育・訓練の実施

地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、外国人に対する防災教育・訓練及び災害時の情報提供等を徹底する。このため、英語をはじめとする外国語の防災パンフレットあるいはビデオ等の作成、外国人を対象とした防災訓練の実施、防災標識等への外国語の付記及び災害時の外国語による広報等の対策を推進する。

第13項 防災訓練の実施

《基本方針》

防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び市民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と市民、その他関係団体の協力を得て、各種災害に関する訓練を実施するものとする。

市は、災害時に防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び市民の協力を得て各種災害を想定し、情報の収集・伝達、市災対本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。

【担当機関】危機管理部、各課、防災関係機関

1 総合防災訓練

市は総合防災訓練を次の要領により実施し、防災関係者及び市民に災害時の心構えと防災活動を認識習得させるとともに防災関係機関の協力関係の確立強化を図る。

(1) 実施時期

概ね5月～7月の間に行う。

(2) 訓練の種目

- ア 動員訓練（水防団、消防団の動員、居住者の応援）
- イ 救出、救護訓練
- ウ 炊き出し訓練
- エ 避難、立退訓練（危険区域居住者の避難）
- オ 防疫訓練
- カ 通信訓練（電話、無線、伝達）
- キ 輸送訓練（資材、器材、人員）
- ク その他必要な訓練

(3) 訓練参加機関

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ア 延岡市 | イ 延岡河川国道事務所 |
| ウ 延岡土木事務所 | エ 延岡警察署 |
| オ 延岡市消防本部・延岡市消防署・延岡市消防団 | |
| カ 各通信機関 | キ その他の機関、団体 |

2 単独訓練の実施

市は、概ね次の事項を基準にその所掌する防災業務の向上習熟を図るため、単独訓練を実施する。訓練は個々の防災機関ごとに、実施、図上、又は机上のいずれか、並びにこれらを併用して実施する。

(1) 実施時期

単独訓練の実施時期については、他の防災訓練との時期と調整を図りながら、各機関内で検討し、実施を計画する。

(2) 実施項目

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ア 災害対策関係職員の非常招集 | イ 災害対策本部等の設置 |
| ウ 災害情報の収集伝達 | エ 職員の災害現場への緊急出動 |
| オ 緊急避難措置 | カ 搜索救出活動 |
| キ 救助活動 | ク 応急復旧活動 |
| ケ 庁舎等の点検（電源・通信の確保） | コ その他設備 |

3 各種防災訓練

(1) 組織動員訓練

災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練等を実施する。

(2) 非常通信訓練

災害時において、有線通信系が不通となり、または利用することが著しく困難な場合における情報伝達の円滑な運用を図るため、非常通信訓練を実施する。

非常無線通信についても十分な効果を発揮できるように、「宮崎地区非常無線通信協議会」で計画する非常無線訓練計画に基づき実施する。

(3) 消防訓練

県、県消防協会及び市の三者協力により、火災防ぎょに関する計画の作成及び計画に基づく演習を12月～3月までの間に県消防協会支部単位で実施し、火災防ぎょ活動の適正を図る。

ア 消防訓練

(ア) 基礎訓練

規律訓練、車両訓練、操法訓練の種目別に実施計画を定めて行う。

(イ) 火災防ぎょ訓練

基本訓練、建物火災、林野火災、車両火災、その他必要な訓練等の種目別に実施計画を定めて行う。

イ 自衛消防隊の訓練

自衛消防隊及びその指揮者、自主防災組織とその指揮者、消防クラブ隊員とその指揮者の育成研修を充実させ防災リーダーとしての活動を円滑にする。

(4) 水防訓練

水防訓練は、市長が次の基準により水防訓練実施要領を定め実施する。

ア 訓練項目

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| (ア) 観測訓練（水位、雨量等） | (イ) 通報訓練（電話、無線、伝達） |
| (ウ) 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援） | |
| (エ) 輸送訓練（資材、器材、人員） | (オ) 工法訓練（各水防工法） |
| (カ) 樋門等操作訓練 | (キ) 避難立ち退き訓練（危険区域居住者の避難） |
| (ク) その他 | |

イ 訓練実施時期

5月～7月の間に行う。

(5) 医療救護訓練

具体的な災害の設定を行い、災害発生直後の災害要請の円滑な対応、災害情報の収集、指令や要請に基づく医療救護班の緊急出動、傷病度合による選別等や症例に応じた応急医療等机上

訓練を含め、実際に即し医療救護訓練を実施する。

各医療機関においては、災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練及び研修会等の実施に努める。

(6) 危険物災害対策訓練

危険物災害対策に関係のある防災関係機関は、高圧ガス製造工場、危険物類貯蔵、又は取扱施設等における災害に対処するため、単独または共同で、化学消火、危険物の除去等の訓練を実施する。

(7) 教育施設等避難訓練

各教育施設等は、概ね次の方法によって避難訓練を実施する。

ア 想定される災害について、学期始め・災害多発時・防火週間期間中等に年1回以上の避難訓練を実施する。

イ 避難訓練に際しては関係機関の協力を得て実施し、児童・生徒の避難要領及び防災に関する知識の普及に努める。

ウ 具体的な実施要領等は、災害の種類に応じて各教育施設において立地条件、その他を勘案のうえ定める。

(8) 地域避難救助訓練

広く市民に防災・安全対策を啓発指導していくとともに、地域をはじめ学校・各種事業所等の協力を得ながら、実践的な防災訓練を行う。また、その訓練には市の職員や消防団等の防災機関による支援を行う等、活動の促進や向上を図る。

ア 市長、市教育委員会、又は小・中・義務教育学校長は、その管理する施設に係わる避難訓練計画を定め実施する。

イ 市長は、社会福祉施設、病院、旅館（ホテル）、娯楽施設等の管理者に対し、避難計画の樹立、実施について、指導、協力を行う。

ウ 地区町内会や自主防災組織等を中心とした避難救助訓練を単独または共同で実施する。

4 防災訓練の検証

市は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じるように努める。

第14項 災害復旧・復興への備え

《基本方針》

災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復旧・復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

また、罹災証明書発行体制の整備及び被災者台帳支援システムの整備のほか、災害対策基金等の積立と適正な管理により、迅速な復旧・復興に備える。

【担当機関】危機管理部、各課

1 各種データの保存・整備

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

市においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

また、市において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じるものとする。

2 罹災証明書発行体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、人員確保のための他の市町村や民間団体との応援協定等の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

3 被災者台帳支援システムの整備

大規模災害における被災者台帳の作成・管理、罹災証明書発行等の被災者支援業務の円滑かつ効率的な実施のため、当該業務を支援するシステムの導入について検討を進めるものとする。

第15項 災害に係る検証

【担当機関】市、県、防災関係機関

市は、市内で大規模災害が発生した場合その他災害に関し必要があると認める場合には、県及び防災関係機関の協力を得て、当該災害に係る防災対策等についての検証を行うとともに、検証結果を公表し、防災対策に反映させるものとする。

第3節 市民の防災活動の促進

第1項 防災知識の普及

《基本方針》

災害を防止、あるいは被害を最小限に抑えるためには、防災工事や防災関係施設・設備の整備等のハード的な施策と同時に、防災に関する教育啓発活動や訓練等により防災意識の高揚を図り、ソフト的な施策の推進による防災力の向上を目指す。

1 市民に対する防災知識の普及

【担当機関】危機管理部、総務課、建築指導課、学校教育課、社会教育課、消防本部

自主防災組織及び防災関係機関は、市民の防災思想の高揚を図るため、防災知識の普及徹底を図る。

(1) 普及方法

① 学校教育、社会教育を通じての普及

学校教育において防災関係の事項を取り上げるほか、防災訓練、又は防災関係行事等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。

社会教育においては、各種講座や研究会、自治公民館活動を通じて、防災上必要な知識の普及に努める。

いずれも地域の関係者の連携のもと、地域、職場、学校等において地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等について、必要な知識を教える実践的な防災教育、避難訓練を行う必要がある。

ア 災害、防災関連資料の学校教材としての利用

イ 防災訓練の実施

ウ 防災に関する作文、絵画のコンクール等の開催

エ 関係団体と連携しての関係行事への参加

オ 映画、スライド等による防災知識の普及・徹底

② 広報媒体による普及

ア ラジオ、テレビ イ 新聞、市広報紙等の印刷物

ウ 有線放送、インターネット情報、各種無線

エ 映画、スライド オ 広報車の巡回

カ 絵画、作文等の募集及び作品の展示

キ 市広報物 ク その他

③ セミナー・研修会等による普及

ア 防災セミナー・研修会 イ 防災講演会

④ 各種運動による普及

ア 火災予防運動

春秋2回の火災予防運動を通じ、各機関、団体等の協力を得て火災予防知識の普及を図

る。また、1月の最終週の宮崎県山火事予防強化週間に呼応して、予防対策を強化する。

イ 水害予防運動

水防月間(5月)を通じ、水防意識の啓発と高揚を図る。

ウ 建築物防災運動

建築物防災週間(春季・秋季)を通じ、建築物に関する防災意識の啓発と高揚を図る。

(2) 普及事項

市は、県、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど、市民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の取り組みを行う。

- ・ 浸水想定区域、避難場所、避難経路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含むハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、市民等に配布する。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努める。また、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

- ・ 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面表示を含むハザードマップ、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、市民等に配布する。
- ・ 高潮による危険個所のほかため池の危険箇所、山地災害危険地区についても同様に市民等への周知に努める。

市民への具体的な普及項目は次のとおりとする。

なお、避難場所、避難所に関して、避難先は指定されたところだけでなく、安全な親戚・知人宅への避難など多様な避難のあり方を啓発するとともに、災害時は命を守ることが最優先であり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下であっても避難場所等への避難を躊躇することがないように、市民に啓発を行う。

ア 災害危険箇所、危険区域(各種ハザードマップの活用)

イ 避難情報、指定緊急避難場所、避難経路

ウ 食糧・飲料水の備蓄及び備蓄場所等

エ 救急箱、ラジオ、懐中電灯、乾電池など非常持ち出し品の準備

オ タンスや食器棚などの家具やブロック塀等の転倒防止対策・安全対策

カ 様々な条件下(屋内、路上、自動車運転中等)での災害発生時に取るべき行動

キ 指定避難所での行動

ク 災害時の連絡体制の確保

ケ 災害気象及び予警報に関すること

コ 過去の災害

サ 災害時における心得

シ 飼い主による家庭動物等の同行避難や避難所での飼養についての準備

ス 災害時の燃料の確保体制の構築

セ その他の必要事項

(3) 防災教育に関する整備

- ア 防災パンフレット、防災マップの作成・配布
- イ 職員と児童、生徒が一体となった防災組織の確立
- ウ 災害時の行動計画の策定及び周知・徹底
- エ 地域単位での連絡体制の確立

2 職員に対する防災教育

【担当機関】危機管理部、消防本部、各課

防災業務に従事する職員に対して関係機関の実施する防災に関連する研修会等への参加を推進し、災害時における適正な判断力を養う等職員の資質の向上と各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 現地調査等の実施
- ウ 防災活動手引き等印刷物の配布
- エ 関係機関の実施する防災訓練、防災知識普及活動への協力・参加

(2) 教育の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常召集の方法
- ウ 風水害、その他災害発生についての知識及び災害の種別ごとの特性
- エ 過去の主な災害事例
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の運用
- キ その他の必要な事項

(3) 災害対策マニュアルの整備

災害応急対策の実施内容は、災害対策本部組織における事務分掌で定められているが、職員の参集状況や被災状況を想定した活動内容、各対策部の実情に応じた活動内容を基に各対策部各班で具体的な行動マニュアルを整備し、各職員に周知徹底を図る。

(4) 消防教育

消防教育訓練は、消防教養基準に基づき、次により実施する。

- ア 学校教育
消防職員、消防団員の学校教育については、県消防学校に委託して実施する。
- イ 一般教育
一般教育については、次の事項について実施計画を定めて行う。
 - (ア) 消防教育
科目、受講者、受講期間

(イ) 消防訓練

消防用機械器具操法訓練、消防用機械操作放水訓練、非常召集訓練

3 防災相談

【担当機関】関係各課

市民への災害に関する情報提供の場として、市民災害相談窓口等を設置し、次のような相談に応じる。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 住宅、土地改良等の相談 | (2) 危険区域からの住宅移転等の相談 |
| (3) 災害によって生じる法律問題 | (4) 資金援助、融資の相談 |
| (5) 税の減免 | (6) その他、防災に関する生活相談等 |

第2項 自主防災組織等の育成強化

《基本方針》

大規模な災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、本市は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団や防災士との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による自主防災組織の核となるリーダーの育成、多様な世代が参加できるような活動環境の整備等により、これら組織の日常的な訓練の実施を促し、自主防災組織の活動カバー率の向上及び充実を図るものとする。

1 自主防災組織等育成計画

【担当機関】消防本部

(1) 自主防災組織の結成促進

ア 自主防災組織の結成

市は、自主防災組織を結成することの意義等について住民の理解を得るための活動を通して、自主防災組織の結成を促進する。また、地域内の自治会、婦人会の既存コミュニティ組織や事業所の防災組織との連携を図り、地域防災力の強化を図っていく。

イ 防災リーダーの育成

市は、自主防災組織を中核として、地域の防災の担い手となる防災リーダーの育成を図っていく。

ウ 普及啓発活動の実施

市は、防災教育や研修会の開催、広報紙等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

(2) 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

なお、資機材の整備について、市は、県の助成制度等を活用し、緊急時の救助活動等に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置するよう努めるものとする。

ア 宮崎県の自主防災組織育成助成事業

イ 一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業区分ア）

ウ 市の自主防災組織育成事業

(3) 企業防災活動の推進

ア 企業防災体制の強化

企業は、その社会的責任を自覚し、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化など、企業防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制を整備するものとする。

イ 事業継続計画（BCP）の策定・運用

企業は、災害時に果たすべき役割（顧客、従業員等の生命の安全確保、災害時における家族を含めた安否確認、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、予想被害からの復旧計画策定、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、災害時であっても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定、運用するよう努める。

ウ 物資・資材を供給する企業の役割

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材等の供給等を業とする企業（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲料水メーカー、医薬品メーカー、燃料供給事業者等）は、その責務として災害時における事業活動の継続実施、県及び市が実施する防災に関する施策（協定締結や防災訓練の実施等）への協力に努めるものとする。

エ 緊急地震速報受信装置等の活用

地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

オ 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関連法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(4) 自主防災組織の育成に関する関係法令

◇ 災害対策基本法 第5条第2項（市町村の責務）

市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

2 自主防災活動計画

【担当機関】消防本部

地域自主防災組織の活動としては以下に示すような項目があげられるが、実際の活動計画は地域や組織の実情に応じて決定する。¹⁸

(1) 自主防災組織の活動内容

ア 平常時

(ア) 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成

¹⁸ 資料 2-2 「延岡市自主防災組織一覧表」

- (イ) 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- (ウ) 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- (エ) 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- (オ) 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等

イ 発災時

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 情報の収集・伝達
- (ウ) 救出・救護の実施及び協力
- (エ) 集団避難の実施・誘導
- (オ) 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- (カ) 要配慮者の安全確保等

(2) 訓練の実施による地域防災体制の確立

各自主防災組織等は、関係機関及び地域の事業所等との連携した訓練を実施することにより、地域防災体制の確立を図る。また、市は、延岡市自主防災組織連絡協議会との連携の下、地域の防災リーダー育成のための施策を講じる。

第3項 ボランティアの環境整備

《基本方針》

大規模な災害が発生し、相当規模の救援活動を必要とする場合等、円滑な応急活動の推進に災害ボランティアの参画を想定し、平常時からの災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境についても、配慮するものとする。

1 災害ボランティア活動支援体制の整備

【担当機関】危機管理部、総合福祉課、延岡市社会福祉協議会

(1) 延岡市災害ボランティア連携方針に基づく連携体制の構築

災害時における円滑なボランティア受け入れと効果的な支援活動の実施を目的として、社会福祉協議会及び関係団体と連携し、延岡市災害ボランティア連携方針に基づいた体制整備を行う。

(2) 災害ボランティアセンターの設置

ア 受付窓口の設置

延岡市社会福祉協議会が中心となり、災害発生時における災害ボランティア活動を支援するため、あらかじめ災害ボランティアセンターを設置し、その活動が円滑に行われるよう、事前にその機能を確認する。

イ 調整

専門的な活動分野については、担当部局が調整を行う。

ウ 協力体制の構築

災害ボランティアに係る対応について、平常時から円滑な対応・協力体制の構築に努める。

(3) コーディネートシステムの構築

延岡市社会福祉協議会が中心となり、災害ボランティアの受入れ、調整、派遣が一元化して行えるようコーディネートシステムをあらかじめ整備、検討しておく。コーディネート機能は以下のとおりとする。

- ア 被災者のニーズ調査
- イ 被災者やボランティアからの相談受付
- ウ 要配慮者への支援
- エ ボランティア活動希望者の派遣
- オ ボランティア活動プログラムの策定と提供
- カ ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供
- キ 被災者やボランティアに対する情報提供
- ク 各関係機関・団体との連絡・調整

(4) 災害ボランティアの養成・登録等

- ア 災害ボランティアに対するコーディネート機能の向上
- イ 災害ボランティアリーダー等の養成と組織化
- ウ 災害ボランティア研修の実施
- エ 災害ボランティアの登録

(5) 災害ボランティアの活動環境の整備

- ア 災害ボランティア活動の普及・啓発
- イ 災害ボランティアの活動拠点等の整備
- ウ 災害ボランティアの情報通信手段の整備
- エ 災害ボランティア活動マニュアルの策定
- オ ボランティア保険への加入促進、保険料の助成

(6) 中核機関

延岡市社会福祉協議会内のボランティアセンターを核として、地域防災活動やボランティア活動の整備を行う。

(7) ボランティアとの連携体制の充実

災害ボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

- ア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格、又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びに災害ボランティアの活動拠点等の整備を促進する。
- イ 日本赤十字社宮崎県支部延岡地区や延岡市社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアのあり方、活動の支援・調整等について研修会等を行い、災害ボランティアに対するコーディネート機能の向上に努める。
- ウ 災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。
- エ 地元や外部からの被災地入りしているNPO等とも連携を図るとともに、災害中間支援組織

(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

2 災害ボランティアの育成

【担当機関】危機管理部、総合福祉課、延岡市社会福祉協議会

(1) 災害ボランティアの育成

市は、延岡市社会福祉協議会と協力し、次のことを行う。

- ア 災害時のボランティア活動を円滑かつ速やかに実施することを目的に、延岡市社会福祉協議会を事務局とする延岡市災害ボランティアネットワークにボランティアの事前登録を行う¹⁹。
- イ 災害時のボランティアのリーダーとなる災害ボランティアリーダーを養成する。

(2) 学校におけるボランティアの育成

日常の教育活動の中でボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の方法について指導に努める。

第4項 地区防災計画の策定

【担当機関】危機管理部

- 1 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として延岡市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- 2 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- 3 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第5項 災害教訓の伝承

【担当機関】危機管理部、各課室

- (1) 市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるように公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等自然災害伝承碑

¹⁹ 資料 2-3「災害ボランティアネットワーク登録団体一覧表」

が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう啓発に努める。

- (2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1項 災害対策本部等の設置

《基本方針》

本市の地域において、基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策を実施する必要があるときは、「基本法」及び「延岡市災害対策本部条例（昭和38年6月27日条例第18号）」により、市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市内における災害応急対策に対処するため、本計画の定めるところにより市災害対策本部を設置し、防災の推進を図る。

市災害対策本部を設置するに至らない災害にあつては、平常時における組織をもって対処する。

市災害会議を構成する関係機関は、市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市災害対策本部と緊密に連絡協調するように努める。なお、市は、国や県と連携を保ち、災害対策に万全を期する。

【担当機関】 危機管理企画課
各総合支所地域振興課

1 延岡市災害対策本部の設置基準¹²

市災害対策本部の設置基準については、それぞれの災害対策編によるものとする。

2 市災害対策本部の設置

市域に災害救助法の適用を要する大規模な災害が予測されるときや、市民の生命・身体・財産に被害を及ぼす災害が発生したときは、「延岡市災害対策本部要領」に定めるところにより、市長を本部長とする市災害対策本部を設置する。

3 市災害警戒本部の設置³

市域に広範囲にわたる災害が発生することが予測されるときや、市域に局地的な災害が発生し、その対策を要するときは、「延岡市災害警戒本部要領」に定めるところにより、危機管理部長を本部長とする市災害警戒本部を設置する。

¹ 資料 1-2 「延岡市災害対策本部条例」

² 資料 1-3 「延岡市災害対策本部要領」

³ 資料 1-4 「延岡市災害警戒本部要領」

4 市情報連絡本部の設置⁴

市域に災害の発生が予測される時は、「延岡市情報連絡本部要領」に定めるところにより、危機管理企画課長及び災害支援課長を本部長とする市情報連絡本部を設置する。

5 市災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生のおそれが解消した、災害応急対策が概ね完了したとき又は、その他本部長が適当と認められたときは、市災害対策本部を廃止する。

6 市災对本部の設置場所

災害対策本部室（市役所本館5階）

※ただし、上記が被災しその機能を果たさない場合は、次を代替場所とする。

設置場所：災害対策室（消防庁舎4F） TEL33-3327

⁴ 資料 1-5「延岡市情報連絡本部要領」

(1) 市災対本部及び市災害警戒本部の配備

市災対本部及び市災害警戒本部は、災害の種類、規模及び程度等によって、次の配備をとるものとし、配備の種別内容は本部長が決定し、指示する。

区分	災害の種別	規模及び程度等
市災害対策本部	災害全般	◇鉄道・トンネル・爆発・大火災及びその他の災害で、対策を講ずる必要があるとき
	風水害等	◇市民の生命・身体・財産に被害を及ぼす災害が発生し、その規模及び範囲から見てその対策を要すると認めたとき ◇災害救助法の適用を要する大規模な災害の発生が予測されるとき ◇台風が本市を直撃することが明らかとなるとき ◇宮崎県災対本部が設置された場合において、その必要を認めたとき ◇避難情報を発令する必要があるとき ◇その他市長が必要と認めたとき
	地震災害	◇市内で震度5強以上が観測されたとき
	津波災害	◇宮崎県沿岸に大津波警報が発表されたとき
	災害全般	◇災害全般で対策を講ずる危険性があるとき
市災害警戒本部	風水害等	◇市域に局地的な災害が発生し、その対策を要するとき ◇市域の広範囲にわたる災害が発生することが予測されるとき ◇台風が本市に接近する恐れや可能性が高いとき ◇避難情報を発令する必要があるとき ◇その他危機管理部長が必要と認めるとき
	地震災害	◇市内で震度5弱が観測されたとき
	津波災害	◇宮崎県沿岸に津波警報が発表されたとき
	災害全般	災害全般で連絡体制を講ずる必要があるとき
市情報連絡本部	風水害等	◇市域に災害の発生が予測されるとき ◇気象状況等により災害の発生に関する情報連絡を必要とするとき ◇台風が本市に接近する恐れや可能性があるとき ◇市域に避難情報を発令する可能性があるとき ◇危機管理企画課長が必要と認めるとき
	地震災害	◇市内で震度4が観測されたとき
	津波災害	◇宮崎県沿岸に津波注意報が発表されたとき
	風水害等	◇降水量が大であって、管轄河川の水位が宮崎県水防計画に定める指定水位に達し、なお上昇すると認められるとき、又は高潮による災害のおそれがあると認めたとき

(2) 市災対本部の設置手順

市災対本部の設置は、原則として次の経路を経て決定される。

なお、市災対本部設置に関する市防災会議の意見について緊急を要する場合は、市防災会議の委任を受けているものとして、会議を招集しなくても市災対本部を設置できるものとする。

ア 勤務時間内における本部設置の手順

(ア) 危機管理企画課長又は市災対本部幹部に充てられている者は、市災対本部設置の必要を認めた場合、危機管理部長に対して市災対本部設置を要請する。

(イ) 危機管理部長は、市災対本部設置の要請があった場合、又はその他の情報により市災対本部設置の必要がある場合は、危機管理企画課長と協議の上、市長に市災対本部設置を要請する。

(ウ) 市長は、市災対本部設置の基準等に該当しているとき、又は設置の必要があると認められたときは、市災対本部の設置を決定する。

イ 夜間・休日における市災対本部設置の手順

(ア) 消防対策部（又は当直員）は、気象警報、又は災害情報を入手した場合は、危機管理企画課長に連絡する。

(イ) 危機管理企画課長は、危機管理部長と協議の上、市長に対して市災対本部設置を要請する。なお、連絡がとれない場合は担当者の判断で市災対本部設置を決定し、連絡がつき次第、事後承諾をとる。

(3) 本部の設置、又は廃止の通知公表

本部長は、市災対本部の設置、又は廃止したとき、速やかに関係機関に通知及び公表する。

通知公表先	担当部	方法
市災対本部構成員	総合調整班	庁内放送、電話、その他迅速な方法で通知
支部	総合調整班	電話、その他迅速な方法で通知
県及び関係機関	総合調整班	宮崎県災害対策支援情報システム（L-ALERT）、電話、防災行政無線、その他迅速な方法で通知
一般住民	総務広報班 災害支援班	(株)ケーブルメディアワイワイ（ケーブルテレビ）等報道機関により公表、延岡市災害情報メール
報道機関	総務広報班	電話、ファクシミリ

(4) 本部会議の開催

本部会議は、本部長、副本部長及び各部長をもって構成し、災害応急対策、その他災害時の防災に関する重要事項について協議する。

(5) 市災対本部連絡員の設置

連絡員は、各対策部の各班長をもって構成し、本部長の命を受け、各部各班相互間の連絡調整及び情報の収集を行う。

7 市災対本部の組織及び事務分掌

市災対本部は市長を本部長とし、副本部長を副市長、教育長を本部付とし、部長を・危機管理部長・総務部長・健康福祉部長・農林水産部長・都市建設部長・上下水道局長・教育部長・議会事務局長・消防長・北方、北浦、北川各総合支所長とし、そのもとに副部長・班長・班員（本部員）を配備し、県、消防団、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得ながら災害予防及び災害応急対策を実施する。

(1) 延岡市災害対策本部組織表

■本部長：市長

■副本部長：副市長

■本部付：教育長

対策部（部長、副部長）	班名（班長）	構成課室
災害対策部 （部長：危機管理部長）	総合調整班（危機管理企画課長）	危機管理企画課・防災施設整備室、総務課、職員課、管財課
	災害支援班（災害支援課長）	災害支援課、総務課、職員課
総務対策部 （部長：総務部長） （副部長：会計管理者）	総務広報班（総務課長）	総務課、職員課、管財課、財政課、会計課
民生対策部 （部長：健康福祉部長） （副部長：市民環境部長） （副部長：企画部長）	厚生班（生活福祉課長）	総合福祉課・なんでも総合相談センター・福祉給付対策室、介護保険課、生活福祉課、こども保育課、障がい福祉課、国民健康保険課、市民課、企画課、地域・離島・交通政策課、経営政策課、人権推進課、男女共同参画推進室、情報政策課、契約管理課、スマートシティ推進室、国スポ・障スポ推進課、市民税課、資産税課、納税課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局
	保健医療班（健康長寿課長）	健康長寿課、おやこ保健福祉課・こども家庭サポートセンター、地域医療政策課
	環境衛生班（生活環境課長）	生活環境課・脱炭素政策室、廃棄物処理施設整備室
	清掃班（クリーンセンター所長）	資源対策課、清掃工場
経済対策部 （部長：農林水産部長） （副部長：商工観光文化部長）	農林班（総合農政課長）	総合農政課、農業畜産課、林務課、農業委員会事務局
	水産班（水産課長）	水産課
土木対策部 （部長：都市建設部長）	農工商観光班（商業・駅まち振興課長）	商業・駅まち振興課、観光戦略課、工業振興課・メディカルタウン推進室、人材政策・移住定住推進室、新財源確保推進室、歴史・文化都市推進課
	土木班（土木課長）	土木課、都市計画課、高速道対策課、用地調査課
上下水道対策部 （部長：上下水道局長）	建築班（建築住宅課長）	建築住宅課、建築指導課・空家施策推進室
	水道班（水道課長）	水道課、業務課
文教対策部 （部長：教育部長）	下水道班（下水道課長）	下水道課、業務課
	学校教育班（教育政策課長）	教育政策課、学校支援課、学校教育課、アスリートタウン推進課
議会対策部 （部長：事務局長）	社会教育班（社会教育課長）	社会教育課、文化財・市史編さん課、図書館
	議会班（次長）	議会事務局
消防対策部 （部長：消防長） （副部長：消防次長）	※消防組織班に準ずる	消防本部、消防署、北分署、南分署、消防団本部・第1支団・第2支団・第3支団

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

「各支所対策部」

対策部（部長、副部長）	班名（班長）	構成課室	
北方総合支所対策部 （部長：総合支所長） （副部長：総合支所次長）	総務班（地域振興課長）	地域振興課	※災害対策部・総務対策部の事務分掌に準ずる。
	民生班（市民サービス課長）	市民サービス課	※民生対策部の事務分掌に準ずる。
	土木経済班（産業建設課長）	産業建設課	※経済対策、土木対策、上下水道対策部の事務分掌に準ずる。
	文教班（北方分室長）	教育委員会北方分室	※文教対策部の事務分掌に準ずる。
	消防団（副団長）	第4支団	※消防対策部の事務分掌に準ずる。
北浦総合支所対策部 （部長：総合支所長） （副部長：総合支所次長）	総務班（地域振興課長）	地域振興課	※災害対策部・総務対策部の事務分掌に準ずる。
	民生班（市民サービス課長）	市民サービス課	※民生対策部の事務分掌に準ずる。
	土木経済班（産業建設課長）	産業建設課	※経済対策、土木対策、上下水道対策部の事務分掌に準ずる。
	文教班（北浦分室長）	教育委員会北浦分室	※文教対策部の事務分掌に準ずる。
	消防団（副団長）	第6支団	※消防対策部の事務分掌に準ずる。
北川総合支所対策部 （部長：総合支所長） （副部長：総合支所次長）	総務班（地域振興課長）	地域振興課	※災害対策部・総務対策部の事務分掌に準ずる。
	民生班（市民サービス課長）	市民サービス課	※民生対策部の事務分掌に準ずる。
	土木経済班（産業建設課長）	産業建設課	※経済対策、土木対策、上下水道対策部の事務分掌に準ずる。
	文教班（北川分室長）	教育委員会北川分室	※文教対策部の事務分掌に準ずる。
	消防団（副団長）	第5支団	※消防対策部の事務分掌に準ずる。

「支部」

対策部（部長、副部長）	班名（班長）	構成課室	
伊形支部（支部長：支所長）		伊形支所	※設置されない場合は厚生班に属する
東海支部（支部長：支所長）		東海支所	※設置されない場合は厚生班に属する
島浦支部（支部長：支所長）		島浦支所	※設置されない場合は厚生班に属する

(2) 応急対策の流れ ※市災対本部の主な担当班（他略）



(3) 各部の所掌事務

ア 災害対策部

総合調整班	危機管理企画課、防災施設整備室、総務課（兼務）、職員課（兼務）、管財課（兼務）
◇市災害対策本部の設置及び閉鎖に関する事 ◇市災害対策本部会議に関する事 ◇市災害対策本部の庶務に関する事 ◇総合調整班の要員調整及び確保に関する事 ◇気象情報、気象警報等、河川情報、ダム放流情報等の収集、分析及び対策本部組織内の伝達に関する事 ◇避難情報（避難指示等）の発令及び避難誘導に関する事 ◇避難情報等のメールや防災行政無線を用いた市民への伝達に関する事 ◇宮崎県災害対策支援情報システム（L-ALERT）に関する事 ◇必要車両等の確保及び緊急通行車両の運用に関する事 ◇災害応急活動の総括及び実施推進調整に関する事 ◇災害の予防及び応急復旧の総合調整、各班との連絡調整に関する事 ◇県、その他の公共団体等との連絡調整、応援要請に関する事 ◇県、その他の関係機関に対する要望書、災害状況報告書等の作成に関する事 ◇自衛隊の県への派遣要請等に関する事 ◇警戒区域の設定及び立ち入り制限に関する事 ◇市財産等の被害調査及び災害対策に関する事 ◇災害時における通信の確保に関する事 ◇庁内の非常用電気及び電話に関する事 ◇その他、災害に関する事務で担当班の指定に関する事	
災害支援班	災害支援課、総務課（兼務）、職員課（兼務）
◇災害情報の収集、集約及び分析に関する事 ◇災害中の被害情報の収集、集約及び分析に関する事 ◇災害後の被害状況の収集、集約、報告に関する事 ◇災害ボランティアの受入れ調整に関する事 ◇災害応援協定団体との調整に関する事 ◇災害時緊急輸送の調整に関する事 ◇災害応急復旧用諸物資等の購入に関する事 ◇災害時における本部長の特命事項に関する事 ◇罹災証明に関する事	

イ 総務対策部

総務広報班	総務課、職員課、管財課、財政課、会計課
◇総合相談窓口の開設に関する事 ◇職員の派遣要請、又は派遣受諾及び派遣職員の身分取扱い等の統括に関する事	

- ◇公務災害補償その他被災職員に関する給付及び援助の統括に関する事
- ◇避難指示等の発令に関する住民への災害広報に関する事
- ◇テレビ放送、ラジオ放送、新聞発表、その他広報に関する事
- ◇災害資料の作成及び災害記録に関する事
- ◇災害写真・映像の撮影、収集に関する事
- ◇記者会見の準備に関する事
- ◇災害の応急復旧費及び市災害対策本部等の予算措置並びに出納に関する事
- ◇災害対策予算に関する事

ウ 厚生対策部

厚生班	総合福祉課・なんでも総合相談センター・福祉給付対策室、介護保険課、生活福祉課、こども保育課、障がい福祉課、国民健康保険課、市民課、企画課、地域・離島・交通政策課、経営政策課、人権推進課、男女共同参画推進室、情報政策課、契約管理課、スマートシティ推進室、国スポ・障スポ推進課、市民税課、資産税課、納税課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局
◇義援金品の受付、管理、配分に関する事 ◇救助法の運用に関する事 ◇福祉施設等の被害調査及び災害対策に関する事 ◇応急用被服、寝具、その他生活必需品の確保及び斡旋に関する事 ◇指定緊急避難場所、指定避難所の開放及び連絡調整に関する事 ◇指定緊急避難場所、指定避難所における受け入れ体制に関する事 ◇要配慮者に対する配慮に関する事 ◇指定緊急避難場所、指定避難所の炊き出しに関する事 ◇指定緊急避難場所、指定避難所の食品管理に関する事 ◇被災地及び指定緊急避難場所、指定避難所に必要な救助食料、物資の調査・調達確保・輸送・配分に関する事 ◇罹災者の生活保護及び世帯更生資金貸付等に関する事 ◇児童福祉施設の被害調査及び災害対策に関する事 ◇災害弔慰金及び災害見舞金等の支給、その他災害援護に関する事 ◇被災世帯及び固定資産等の調査に関する事 ◇被災者に係る納税相談（徴収猶予・分納相談等）に関する事 ◇被災世帯に係る市税の減免に関する事 ◇人・住家等の被害調整に関する事 ◇罹災証明に関する事	
保健医療班	健康長寿課、おやこ保健福祉課・こども家庭サポートセンター、地域医療政策課
◇応急救護（医療・助産）の体制づくりに関する事 ◇医療・応急処置等に必要な医薬品・器材の確保に関する事	

- ◇被害情報（医療機関・関係施設・人的）の収集及び周知に関する事
- ◇応急救護所等の設置に関する事
- ◇被災者の健康調査に関する事
- ◇被災者の栄養指導に関する事
- ◇被災者の感染症予防に関する事

環境衛生班	生活環境課・脱炭素政策室、廃棄物処理施設整備室
-------	-------------------------

- ◇死亡者の処置及び埋葬に関する事
- ◇消毒作業に関する事
- ◇環境汚染の調査及び対策に関する事
- ◇愛護動物対策の実施に関する事

清掃班	資源対策課、清掃工場
-----	------------

- ◇環境関係施設等の被害調査及び災害対策に関する事
- ◇清掃の実施に関する事
- ◇災害時のごみ、し尿等の処理に関する事
- ◇応急仮設トイレ（マンホールトイレ除く）の設置に関する事
- ◇災害廃棄物仮置場等の設置・運営に関する事

ウ 経済対策部

農林班	総合農政課、農業畜産課、林務課、農業委員会事務局
-----	--------------------------

- ◇農林作物・施設等の被害調査及び災害対策に関する事
- ◇農作物種苗及び家畜飼料の補給対策に関する事
- ◇農林作物の病虫害及び家畜伝染病の防疫に関する事
- ◇林野火災の防災対策に関する事
- ◇農林関係災害に対する金融に関する事
- ◇果樹園芸農作物等の災害対策に関する事
- ◇園芸農作物等の種苗及び施設の災害対策に関する事

水産班	水産課
-----	-----

- ◇水産物・水産施設並びに漁港の被害調査及び災害対策に関する事
- ◇被災漁業者及び水産業の融資に関する事

商工観光班	商業・駅まち振興課、観光戦略課、工業振興課、メディカルタウン推進室、人材政策・移住定住推進室、新財源確保推進室、歴史・文化都市推進課
-------	--

- ◇商工・観光施設の被害調査及び災害対策に関する事
- ◇被災商工業者に対する融資に関する事
- ◇博物館資料や民族資料室の資料の被害調査及び災害対策に関する事

エ 土木対策部

土木班	土木課、都市計画課、高速道対策課、用地調査課
◇土木施設の被害調査及び災害対策に関すること ◇河川・堤防・道路・橋梁・崖崩れ等の被害調査及び災害対策に関すること ◇障害物除去に関すること ◇土木復旧事業の総括に関すること ◇通行路線等の交通対策に関すること ◇緊急輸送ルートに関すること ◇建設業協会との応援協定に関すること	
建築班	建築住宅課、建築指導課、空家施策推進室
◇応急仮設住宅の設置に関すること ◇公営住宅の被害調査及び災害対策に関すること ◇災害復興住宅融資に関すること ◇公営住宅及び借り上げ住宅、応急仮設住宅への入居に関すること ◇被災家屋及び被災宅地の応急危険度判定に関すること ◇被災住宅の応急修理に関すること	

オ 上下水道対策部

水道班	水道課、業務課
◇上水道施設の被害調査及び災害対策に関すること ◇災害時の応急給水に関すること ◇水質管理に関すること ◇水源施設の運転管理に関すること ◇水道協会等への支援要請に関すること	
下水道班	下水道課、業務課
◇下水道施設の被害調査及び災害対策に関すること ◇下水処理場及びポンプ場の運転・管理に関すること ◇放流水質管理に関すること ◇マンホールトイレの整備に関すること	

カ 文教対策部

学校教育班	教育政策課、学校支援課、学校教育課、アスリートタウン推進課
◇学校教育施設の被害調査及び災害対策に関すること ◇避難の受け入れに関すること ◇児童・生徒等の避難及び安全確保等に関すること ◇応急教育の実施に必要な教材の調達及び教職員の確保等に関すること ◇災害後の学校環境保健衛生に関すること ◇給食施設等の食品衛生にすること	
社会教育班	社会教育課、文化財・市史編さん課、図書館

- ◇社会教育施設の被害調査及び災害対策に関すること
- ◇文化財の被害調査及び災害対策に関すること

カ 議会对策部

議会班	議会事務局
-----	-------

- ◇議会对応に関すること

キ 消防対策部

※消防組織班に準ずる	消防本部、消防署、北分署、南分署、消防団本部・第1支団・第2支団・第3支団
------------	---------------------------------------

- ◇消防施設の被害調査及び災害対策に関すること
- ◇非常警備に関すること
- ◇避難及び救出に関すること
- ◇傷病者の救急搬送に関すること
- ◇行方不明者の捜索に関すること
- ◇消防団に関すること
- ◇自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関すること
- ◇救出活動に関すること

ク 総合支所対策部

北方総合支所	地域振興課、市民サービス課、産業建設課、教育委員会北方分室、消防団第4支団
北浦総合支所	地域振興課、市民サービス課、産業建設課、教育委員会北浦分室、消防団第6支団
北川総合支所	地域振興課、市民サービス課、産業建設課、教育委員会北川分室、消防団第5支団

- ◇総合支所対策部の設置及び閉鎖、庶務に関すること
- ◇総合支所対策部の班員調整及び確保に関すること
- ◇避難情報（避難指示等）の発令依頼に関すること
- ◇避難誘導に関すること
- ◇避難情報等の防災行政無線を用いた住民への災害広報に関すること
- ◇必要車両等の確保及び緊急通行車両の運用に関すること
- ◇総合支所の総合相談窓口の開設に関すること
- ◇罹災証明に関すること
- ◇災害時における通信及び非常用電気の確保に関すること
- ◇災害状況報告書等の作成に関すること
- ◇災害後の被害状況の収集、集約、報告に関すること
- ◇災害資料の作成及び災害記録に関すること
- ◇消防団、水防団との調整及び消防法・水防法に基づく警戒区域の設定や立ち入りに関すること

【各対策班の事務分掌】

※本庁の各対策部及び対策班の事務分掌に準ずるものであるが、事務分担の詳細は本庁関係部署と調整すること

ケ 支部

伊形支部	伊形支所 ※設置されない場合は厚生班に属する
東海支部	東海支所 ※設置されない場合は厚生班に属する
島浦支部	島浦支所 ※設置されない場合は厚生班に属する

8 災害危険区域の対策

市における各災害危険区域に対する現地対策本部の応急体制は、本章の各節に定めるもののほか、概ね次の組織体制とする。

(1) 現地対策本部

市災対本部のもと、現地に現地対策本部をおく。

ア 現地災害対策部長は、本部長が任命する。

イ 班長及び班員は、現地災害対策部長が、その所属する関係機関や団員と協議のうえ定める。

(2) 業務内容

現地災害対策部における業務内容は、概ね次による。

総務班	◇部内の災害対策についての企画及び各班の連絡調整 ◇関係機関との連絡協調 ◇気象情報（警報）等の一般広報 ◇本部に対する災害報告 ◇本部の指示に基づく各種対策の実施
監視班	◇危険区域の監視及び巡視 ◇異常気象の早期発見とその状況調査 ◇総務班に対する状況報告
救出救護班	◇負傷者の発生状況の把握 ◇負傷者の救出、救護所や医療機関への搬送等 ◇救出救護活動への住民の協力要請の呼びかけ
避難班	◇指定緊急避難場所の開放 ◇避難経路の選定 ◇避難の誘導 ◇避難者の確認

9 意志決定権者代理順位

(1) 市災対本部設置後

市災対本部の設置後、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意志決定権者が不在、又は連絡不能で、特に緊急に意志決定を必要とする場合においては、次の順位により所定の決定権者に代わって意志決定を行う。代理で意志決定を行った者は、事後、連絡可能となり次第、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

- 【第1順位】副本部長（赤木副市長）
- 【第2順位】副本部長（小泉副市長）
- 【第3順位】災害対策部長（危機管理部長）
- 【第4順位】総合調整班長（危機管理企画課長）

(2) 市災対本部設置前

災害により交通及び通信手段の途絶した場合を考慮し、市災対本部等の設置判断等の意思決定権者代理順位は次のとおりである。

- 【第1順位】赤木副市長
- 【第2順位】小泉副市長
- 【第3順位】危機管理部長
- 【第4順位】危機管理企画課長

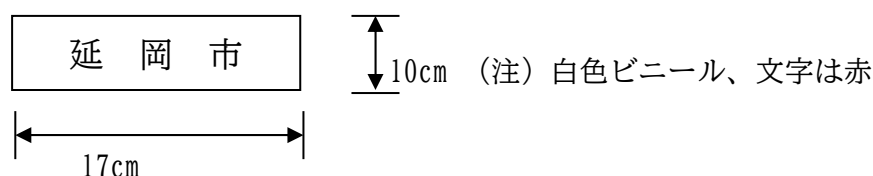
(3) 総合支所対策部

北方総合支所対策部、北浦総合支所対策部、北川総合支所対策部における災害時の事務分掌に関する判断権限者である支所長と連絡不能の場合におけるの代位順位は、次のとおりとする。代理で判断を行った者は、事後、連絡可能となり次第、速やかに所定の判断権限者にこれを報告し、その承認を得る。

- 【第1順位】支所次長
- 【第2順位】地域振興課長
- 【第3順位】総務防災係長

10 本部職員の標識

災害応急措置に従事する職員は、図示に示す腕章をつける。



11 災害対策基本法の定める応急措置

基本法及び関係法令に定めるもので、災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合の市長の応急措置は、以下のとおりである。

(1) 応急措置についての責任（基本法第62条第1項）

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとするときは、法令、又は本計画の定めるところにより消防、水防、救助、その他災害の発生を防ぎよし、災害の拡大を防止するために必

要な応急措置を速やかに実施する。

(2) 出動命令（基本法第58条）

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより消防機関若しくは関係職員等に出動準備をさせ出動を命じることができる。加えて、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等施設管理責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し若しくは求めるものとする。

(3) 事前措置（基本法第59条）

市長は、設備又は物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため、必要な限度において当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置をとることを指示することができる。

(4) 警戒区域の設定権（基本法第63条）

市長は、人命又は身体の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限又は禁止、若しくは当該区域からの退去を命じることができる。

(5) 工作物等の使用、収用等

ア 基本法施行令第24条に規定する手続きによって、当該市の区域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、若しくは土石、竹林、その他の物件を使用し、収用することができる。（基本法第64条第1項）

イ 市は工作物の使用、収用等の処分が行われた際の、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（基本法第82条第1項）

(6) 工作物等の除去（基本法第64条第2項）

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物、又は物件で、応急措置の実施の支障となるものを除去し、その他必要な措置をとることができる。工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

(7) 従事命令

ア 応急措置を実施するにあたり緊急の必要があると認めるときは、区域内の住民、又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条第1項）

イ 区域内の住民、又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、従事した者が死亡、負傷、又は疾病にかかり、若しくは障害の状態となったときは、基本法施行令第36条に規定する基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族、もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（基本法第84条第1項）

(8) 応援要求等（基本法第67条第1項）

市内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため応援を必要と認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

(9) 職員の派遣要請等

ア 職員の派遣の要請

(ア) 市長は、災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。（基本法第29条第2項）

(イ) 市長は、災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、他の自治体の長又は市町村に対し、職員の派遣を要請することができる。(地方自治法第 252 条の 17)

(ウ) 市長は、(ア)(イ)による職員の派遣の要請を行う場合は要請に準じた文書をもって行う。

イ 職員の派遣の斡旋

(ア) 市長は、災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求める。(基本法第 30 条第 1 項)

(イ) 市長は、災害応急対策又は復旧の必要があるときは、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による職員の派遣について斡旋を求める。(基本法第 30 条第 2 項)

(ウ) 市長は、(ア)(イ)による職員の派遣斡旋を求める場合は、ア の要請に準じた文書をもって行う。

(10) 委員会・委員等の応急措置(基本法第 62 条第 2 項)

市の委員会又は委員、市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該区域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、本計画の定めるところにより、市長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は市長の実施する応急措置に協力しなければならない。

第2項 職員の参集及び動員

《基本方針》

市及び防災関係機関は、災害発生時において迅速かつ的確な初動対応を実施するため、市災対本部等の設置基準の明確化、夜間・休日発災時の本部機能の確保等に留意して職員の動員配備・応急活動体制を定める。発災時は、これに従い市災対本部等の設置及び職員の動員配備、応急活動を行う。

【担当機関】総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課

1 発災時の市災対本部機能の確保

(1) 気象情報の発表、災害発生時における市災対本部の配備基準（自主登庁）

あらかじめ定める配備要員は、所定の動員方法によるものとする。

市職員は、夜間及び休日において本市に災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、テレビ・ラジオ等により災害情報を確認し、進んで所属の課と連絡を図るとともに別に定める基準より自主的に市役所に登庁し、市災対本部機能を確保する。

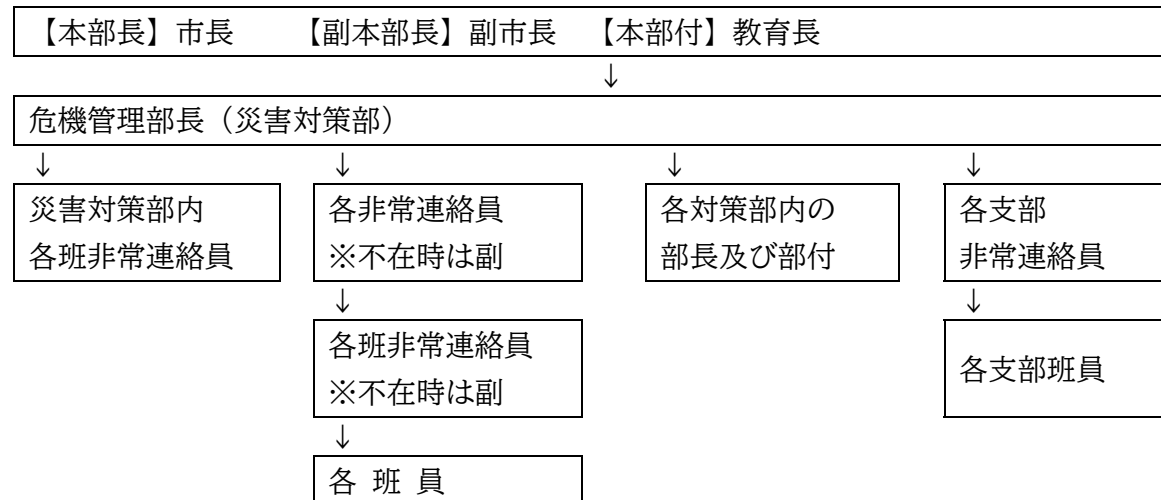
なお、別に定める基準による配備が難しい状況にある場合又は事態の推移に対応する場合、配備する職員の増減については、所属長の判断による。

2 動員

(1) 勤務時間内

ア 市災対本部において、配備の決定がなされ、動員の必要のある場合には、別に定める配備計画に基づき職員を配備する。

イ 動員の伝達は、市災対本部指令により庁内放送又は電話等で行う。



(2) 勤務時間外（夜間・休日）

- ア 危機管理企画課長は、夜間及び休日、退庁後において、気象業務法に基づく注意報又は警報の発表、その他異常現象の通知を受け、災害の発生のおそれがあるときは、直ちに市長、副市長、危機管理部長に連絡・協議し、市災対本部の設置及びとるべき配備体制の検討を行う。
- イ 勤務時間外・休日等における災害対策部長から各部（支部）非常連絡員への連絡は、災害対策本部非常連絡員名簿によって行う。
- ウ 動員の伝達は、市災対本部指令により、電話連絡等で行う。

(3) 当直員による非常連絡

- 当直員は、次の場合は、直ちに市長、副市長、危機管理部長及び危機管理企画長に連絡する。
- ア 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報があり、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき
 - イ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき
 - ウ 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき

(4) 非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに状況の推移に注意し、進んで所属の課と連絡を図り、又は自らの判断で登庁する。

(5) 応援のための動員

市長（本部長）は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、各班（各対策部）に所属する職員を他の班（対策部）に派遣する。

(6) 各地区での情報収集活動

- ア 夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡行為が不能な場合、職員は各地区の消防団、区長等と連携して被害状況の収集等の所要の体制をとる。
- イ 職員の集合場所は、東海支所、伊形支所、島浦支所、北方・北浦・北川総合支所とする。
- ウ 地区班長となる者は、当該支所等に自主集合した職員の名簿、人員を把握する。
- エ 職員は、自主集合途中でできるかぎり被害状況を把握する。
- オ 地区被害状況の把握は、緊急かつ臨時的に行い、およその被害状況把握ができた段階で、市災対本部に復帰し、所要の体制に移行する。

(7) 職員安否確認

- ア 各班長は、参集者を把握して総合調整班長へ報告する。
- イ 総合調整班長は、参集者を把握して、災対本部長に報告する。
- ウ 特に被害（震度）の大きい地域に居住している職員等には、早急に家族等の安否確認を行わせる。
- エ 市災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

第3項 活動体制の確立

《基本方針》

本市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市及び防災関係機関は必要に応じ、それぞれ災対本部等を設置し、緊密な連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行う。

【担当機関】総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課
災害支援班：災害支援課、総務課、職員課

1 基本的な配備の体制

区分	基準	活動内容
災害対策本部	特別非常配備 ◇市域に警戒レベル5相当の気象情報が発表されたとき、または救助法の適用を要する大規模な災害が予測されるとき ◇市内で震度6弱以上の地震が発生したとき ◇地震又は津波によって甚大な被害が発生したとき ◇市域に緊急安全確保を発令する必要があるとき ◇市長が必要と認めたとき	◇第2編第3章第1節4市災対本部の組織及び事務分掌
	非常配備 ◇市民の生命・財産に被害を及ぼす災害が発生したとき ◇台風が本市を直撃することが明らかなとき ◇市内で震度5強の地震が発生したとき ◇宮崎県沿岸部に大津波警報が発表されたとき ◇市域に避難指示以上の避難情報を発令する必要があるとき ◇市長が必要と認めたとき	◇第2編第3章第1節4市災対本部の組織及び事務分掌 ◇特別非常配備体制への移行準備
災害警戒本部	警戒配備 ◇市域に警戒レベル4相当が発表されたとき、または広範囲にわたる災害が発生することが予測されるとき ◇市域に局地的な災害が発生し、その対策を要するとき ◇台風が本市に接近する恐れや可能性が高いとき ◇市内で震度5弱の地震が発生したとき ◇宮崎県沿岸部に津波警報が発表されたとき ◇市域に高齢者等避難以上の避難情報を発令する必要があると予測されるとき ◇危機管理部長が必要と認めたとき	◇地震及び気象情報の収集 ◇津波への警戒 ◇被害情報の把握 ◇非常配備への移行準備 ◇県・防災関係機関との連絡体制の確立

区分	基準	活動内容
情報連絡本部	連絡配備 ◇市域に警戒レベル3相当の気象情報が発表されたとき、又は災害の発生が予測されるとき ◇気象状況等により災害の発生に関する情報連絡を必要とするとき ◇台風が本市に接近する恐れや可能性があるとき ◇市域に避難情報を発令する可能性があるとき ◇危機管理企画課長が必要と認めたとき	◇地震及び気象情報の収集 ◇津波への警戒 ◇被害情報の把握 ◇警戒配備への移行準備 ◇県・防災関係機関との連絡体制の確認
	予備配備 ◇市域に大雨警報、洪水警報が発表されたとき	

2 危険物等災害時の配備体制

危険物等災害による被害が大規模になるおそれがある場合には、次の基準に基づき災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

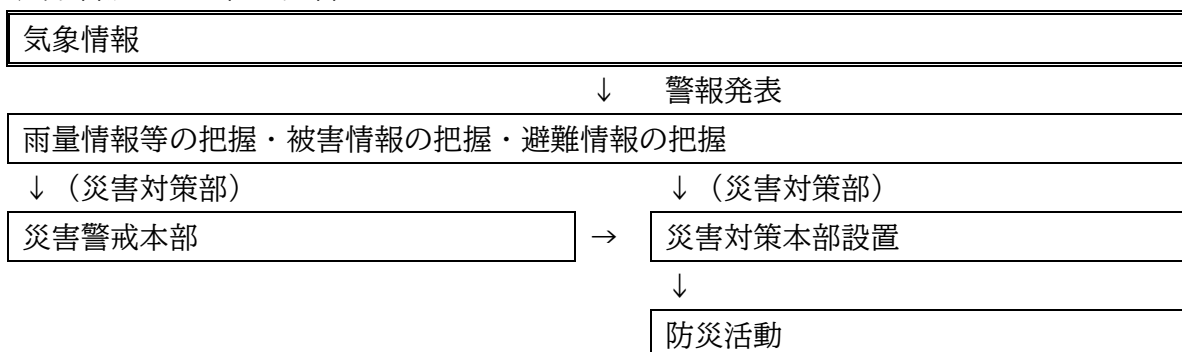
	区分	基準	活動内容
災害対策本部	特別非常配備	◇市域に救助法の適用を要する大規模な危険物等災害が予測されるとき ◇市長が必要と認めたとき	◇第2編第3章第1節4市災対本部の組織及び事務分掌
	非常配備	◇危険物等災害の拡大により、多数の人命に危害が生じる恐れが生じたとき ◇市域に避難情報を発令する必要があると予測されるとき ◇市長が必要と認めたとき	◇第2編第3章第1節4市災対本部の組織及び事務分掌 ◇特別非常配備体制への移行準備
災害警戒本部	警戒配備	◇市民の生命・財産に被害を及ぼす危険物等災害が発生したとき ◇危機管理部長が必要と認めたとき	◇被害状況の把握 ◇非常配備への移行準備 ◇県・防災関係機関との連絡体制の確立
情報連絡本部	情報連絡	◇危険物等災害が発生し、拡大する恐れのあるとき ◇危機管理企画課長が必要と認めたとき	◇被害状況の把握 ◇警戒配備への移行準備 ◇県・防災関係機関との連絡体制の確認

3 配備体制の流れ

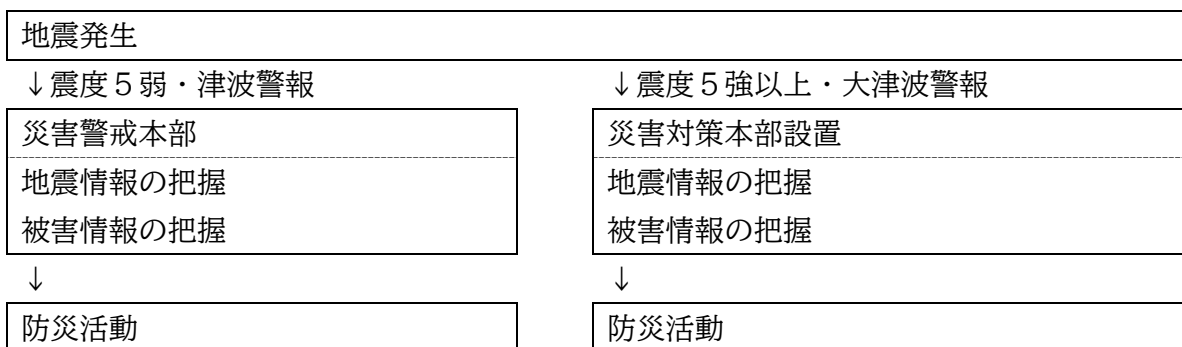
市長は、災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、直ちに市災害対策本部を設置し、全職員をもって本計画に基づき、防災活動を遂行する。

(1) 勤務時間内

ア 風水害及びその他の災害



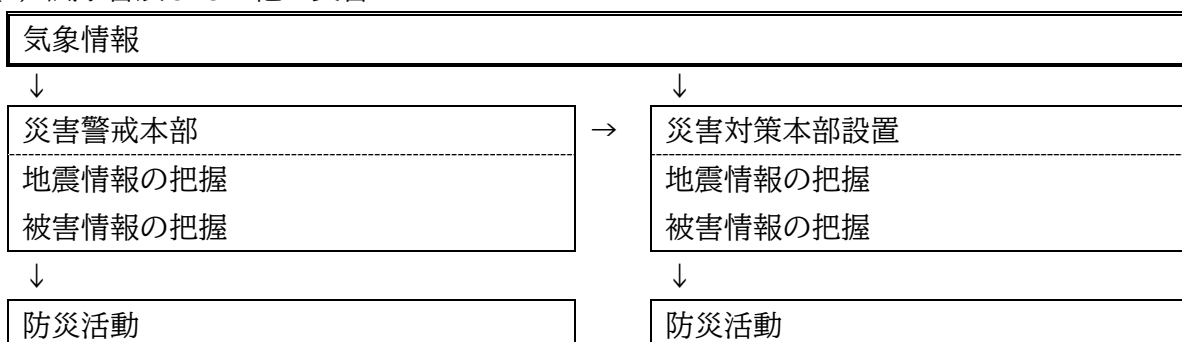
イ 地震・津波災害



(2) 勤務時間外

気象警報発表時、又は災害危険性により判断（登庁基準により自主参集）

(ア) 風水害及びその他の災害



(イ) 地震・津波災害

地震発生

↓震度4以上・津波注意報

自主参集

↓震度5弱・津波警報

災害警戒本部

地震情報の把握

被害情報の把握

↓

防災活動

↓震度5強以上・大津波警報

災害対策本部設置

地震情報の把握

被害情報の把握

↓

防災活動

4 配備体制の決定

- ア 非常配備及び特別非常配備体制は、危機管理部長の助言のもと、市長が決定する。ただし、連絡のいとまがないときは、危機管理部長が判断する。
- イ 警戒配備の決定は、危機管理部長が判断できる。
- ウ 情報連絡配備の決定は、危機管理企画課長が判断できる。
- エ 予備配備の決定は、危機管理企画課長又は災害支援課長が判断できる。
- オ 夜間・休日の場合は、消防対策部又は災害対策部が情報を収集して危機管理部長又は危機管理企画課長に連絡し、ア～エの方法で配備体制を決定する。

5 地震及び津波の発災時の本部機能の確保

- ア 気象警報の発表、災害発生時における市災対本部体制の配備基準（自主登庁）
あらかじめ定める配備要員は、所定の動員方法によるものとするが、夜間及び休日において本市に災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、テレビ・ラジオ等により災害情報を確認し、進んで所属の課室と連絡を図るとともに別に定める基準より自主的に市役所に登庁し、本部機能を確保する。なお、別に定める基準による配備が難しい状況にある場合又は事態の推移に対応する場合、配備する職員の増減については、所属長の判断による。
- イ 市災対本部機能の代替
激甚な被害のため市災対本部機能の確保が困難な場合は、発災直後の情報収集・伝達・防災関係機関との連絡調整等の初動対応を、市消防本部により行ない緊急的な災対本部機能の確保を図る。

6 行政機能の確保状況の把握及び県への報告

震度6弱以上の地震が発生した場合（地震以外の災害又は震度6弱未満の地震による大規模災害により被災した場合は、県又は総務省からの依頼を受けた場合に限る）、市町村における行政機能について、チェックリストを作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、市は「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領に従い、県に報告するものとする。

第4項 防災関係機関の活動体制の確立

《基本方針》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、所管に関わる震災応急対策を実施するとともに、県及び市が実施する応急対策に協力するものとする。

【担当機関】総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課
災害支援班：災害支援課、総務課、職員課

1 災害対策組織の確立

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害対策本部を設置し、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行うほか、必要な資機材の点検、整備及び配備を行う。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 市災害対策本部への連絡員の派遣

市災害対策本部長から連絡員の派遣要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には所属機関との連絡を確保するための無線機、携帯電話等を携行させるよう配慮するものとする。

連絡員は、必要と認められる場合は、災害対策本部会議等に参加し、意見の発言を行うことができる。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

《基本方針》

市災対本部並びに関係機関は、情報の相互連絡の重要性を認識し相互に連携協力して、刻々と変わる災害の状況に応じた的確な初動応急対策を実施するため、次の事項について災害に関する情報の収集及び伝達を行う。

【担当機関】 全班（全課室）

第1項 災害情報の収集・連絡

1 被害情報の収集

(1) 情報総括責任者の指定

各班長は、災害発生と同時に被害状況について調査・収集にあたり、その集約を総合調整班が行う。総合調整班は、各班と連絡を密にしておく。

(2) 収集体制の整備

市は、情報の収集等の迅速正確を期するため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法等について、あらかじめ整備し、その方法等について確認しておく。

(3) 早期災害情報の把握

各班は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行う。

- ① 人的被害
- ② 建物の被害
- ③ 避難の状況
- ④ 防災関係機関の対策の実施状況
- ⑤ 交通機関の運行・道路の状況
- ⑥ ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営被害状況

(4) 被害の調査要領

各班は、災害が発生したときは、直ちに各所管する施設（農作物、住家、土木施設、農業水産用施設、商工業の被害）等の関係職員等からなる現地調査班等を編成して被害状況等を調査する。なお、担当区を必要に応じて消防団、区長、その他機関の協力を得て実施する。

① 情報項目

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ア 災害の原因 | イ 災害が発生した日時・場所又は地域 |
| ウ 被害の状況 | エ 対策の状況 |
| オ 今後の見込み及び必要とする救助の種類 | |

② 被害調査の流れ

ア 概況（第1報）調査

厚生班（被害調査員）：地区ごとに電話等による調査

↓ 報告

市災対本部（災害対策部）

↓ 報告

県

イ 詳細（専門）調査

各班の“現地調査班”

↓ 報告

市災対本部（災害対策部）

↓ 報告

県

↓ 報告

県・関係機関

③ 調査分担

市における被害状況の調査は、次の分担により関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

※摘要：危機管理部長において総括する。

ア 人住家等被害・福祉施設関係被害

担当課	総合福祉課、介護保険課、生活福祉課、こども保育課、障がい福祉課、国民健康保険課、市民課、企画課、地域・離島・交通政策課、人権推進課、男女共同参画推進室、情報政策課、契約管理課、スマートシティ推進室、国スポ・障スポ推進課、財政課、市民税課、資産税課、納税課、会計課、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、各総合支所地域振興課
責任者	資産税課長、総合福祉課長、生活福祉課長、こども保育課長
協力団体等	区長、施設管理者

イ 衛生関係被害

担当課	生活環境課・脱炭素政策室、廃棄物処理施設整備室、健康長寿課、地域医療政策課、おやこ保健福祉課、こども家庭サポートセンター、クリーンセンター、水道課
責任者	生活環境課長、健康長寿課長、地域医療政策課長、おやこ保健福祉課長、クリーンセンター所長、水道課長
協力団体等	施設管理者

ウ 農林、水産関係被害

担当課	総合農政課、農業畜産課、林務課、水産課、各総合支所産業建設課
責任者	総合農政課長、農業畜産課長、林務課長、水産課長
協力団体等	農協、土地改良区、漁協

エ 商工関係被害

担当課	商業・駅まち振興課、観光戦略課、工業振興課、人材政策・移住定住推進室、新財源確保推進室、各総合支所地域振興課
責任者	商業・駅まち振興課長、観光戦略課長、工業振興課長
協力団体等	商工会議所、三北商工会、商店会連合会、工業会県北地区部会、延岡観光協会、施設管理者

オ 土木関係被害

担当課	土木課、都市計画課、高速道対策課、上下水道局、各総合支所産業建設課
責任者	土木課長、都市計画課長、高速道対策課長、下水道課長
協力団体等	延岡河川国道事務所、延岡土木事務所、北部港湾事務所、西日本高速道路(株)、宮崎高速道路事務所

カ 教育関係被害

担当課	教育委員会各課、各総合支所教育委員会分室
責任者	教育政策課長
協力団体等	施設管理者

キ 市有財産

担当課	管財課、建築住宅課
責任者	管財課長、建築住宅課長
協力団体等	施設管理者

- ④ 被害状況調査にあたっては、被害程度の認定基準⁵に基づき判定を行う。
- ⑤ 被害が甚大なため、市のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- ⑥ 被害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の協力により概況を把握し、被災人員についても、平均世帯により計算し速報する。
- ⑦ 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

2 被害情報の調査要領・伝達

(1) 被害情報の調査・伝達

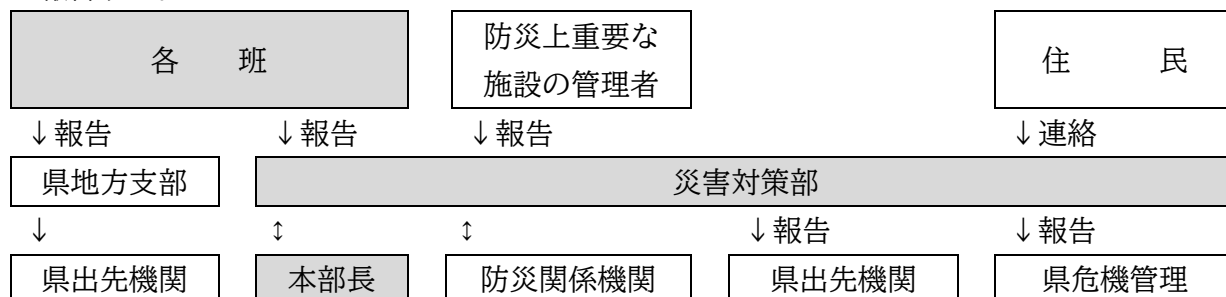
収集した被害情報については、以下に示す伝達系統図及び災害応急対策動員配備表に基づき、連絡を密にしておく。

- ① 災害対策部は、最終的な被害情報収集を総括表にまとめておく。

また、各班は、被害状況の調査報告を毎日10時と、15時、21時までの3回、災害対策部に

⁵ 資料 2-21「被害認定の基準」

報告する。



は市災対本部

② 連絡担当

危機管理部（電話 22-7077）

③ ライフライン被害情報等の連絡先

ライフラインに関連する被害情報については、以下の機関と連絡・調整を行う。

種別	連絡先	備考
電信 電話	N T T西日本（株）宮崎支店 0985-22-4947	
電力	九州電力送配電(株) 延岡配電事業所 0800-777-9440	
ガス	宮崎ガス(株)延岡支店 33-4307 L P ガス協会延岡支部 21-4308	宮崎ガス(株)本社及び宮崎支店 0985-39-3911 L P ガス協会 0985-52-1122
鉄道	九州旅客鉄道(株)宮崎支社 0985-51-5988	JR 九州南延岡工務センター 0982-33-5244

3 被害情報の報告基準

(1) 被害情報の報告基準

基本法及び他の法令の規定に基づく災害の一般被害状況及び部門別被害状況報告（以下「被害報告」という。）の取り扱いについては、本計画並びに「宮崎県災害報告取扱要領」、「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」の定めるところによる。

(2) 被害情報の報告要領

① 被害の報告要領

ア 市は、次のいずれかに該当する事態が発生した場合、第一報を県に報告し、その後、各即報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告する。また、県に報告できない場合は国（消防庁）に報告した後、連絡ができるようになった段階で県に報告する。

(ア) 市災対本部が設置されたとき

(イ) 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

- (ウ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するとき
- (エ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

イ 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

ウ 「火災・災害等即報要領」直接即報基準に基づく、次の一定規模以上の火災・災害等を覚知した場合は、第一報報告（30分以内）を県だけでなく国（消防庁）にも報告する。

- (ア) 交通機関（船舶・航空機・大型タンカー・トンネル内車両・列車）の火災
- (イ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物施設等の火災等
- (ウ) 救急・救助事故
- (エ) 震度5強以上の地震災害

② 被害報告の流れ

ア 報告先

市は、被害状況の判明したもの及び連絡の必要の生じたものから逐次、宮崎県災害対策支援情報システム（L-ALERT）へ被害状況の入力を行う。

イ 報告の種類

- (ア) 人員の配置状況
- (イ) 第一報
- (ウ) 即報（被害概況即報；第4号様式その1）
- (エ) 即報（被害状況即報；第4号様式その2）
- (オ) 確定報（第4号様式その2）

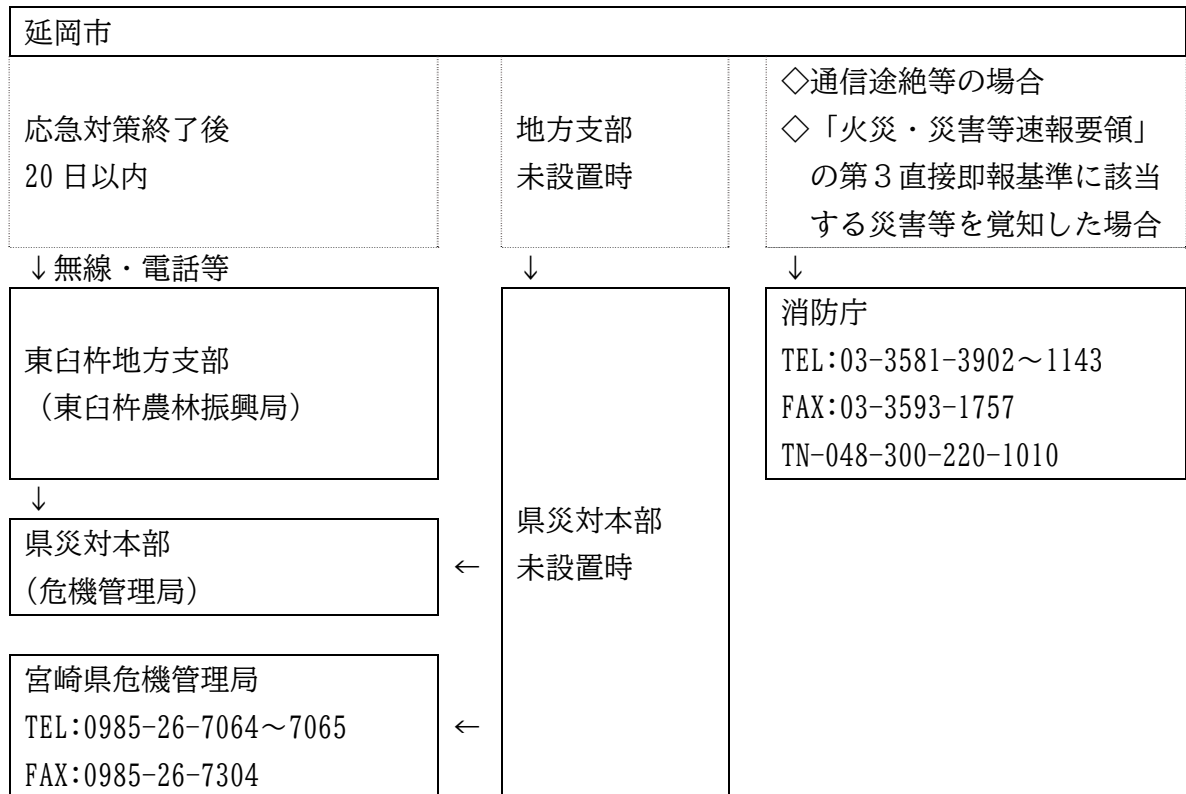
ウ 報告の時間

第一報	原則として災害の覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告
即報	毎日10時まで、15時まで及び21時までの3回、地方支部へ報告
確定報	応急対策終了後20日以内に報告

エ 報告手段

市は、宮崎県災害対策支援情報システム（L-ALERT）・電話・無線・ファクシミリ等、最も確実な方法により県へ第一報の連絡を行う。

オ 被害報告の流れ

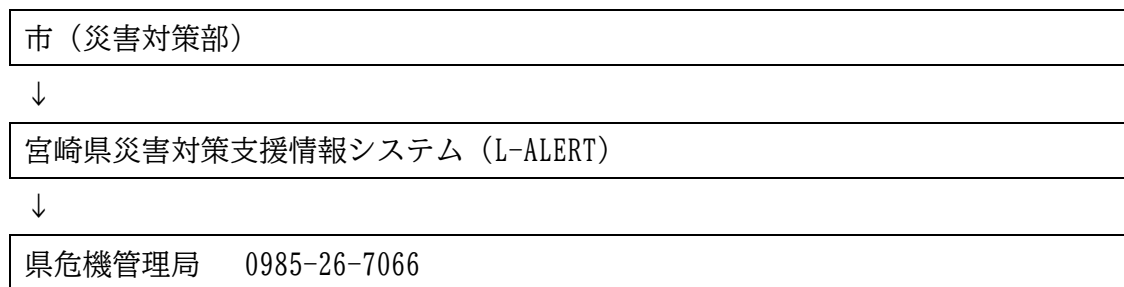


③ 被害の種類別報告【各対策部の報告系統】

被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

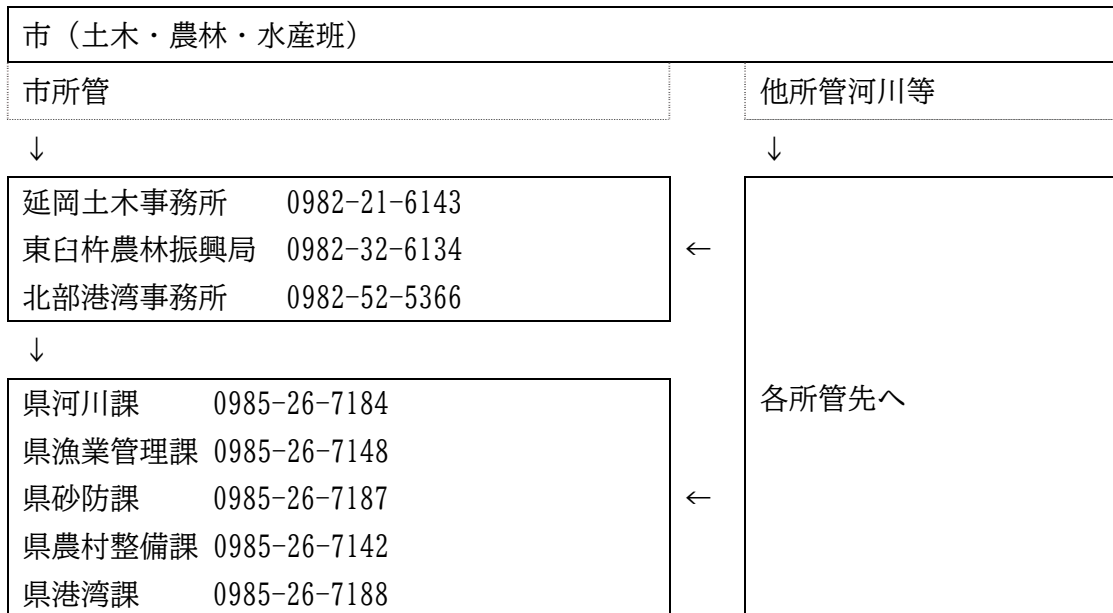
市の各対策部が行う災害被害状況報告は、次の順序による。

ア 死者、負傷者、建物被害、その他の被害状況報告（災害対策部）

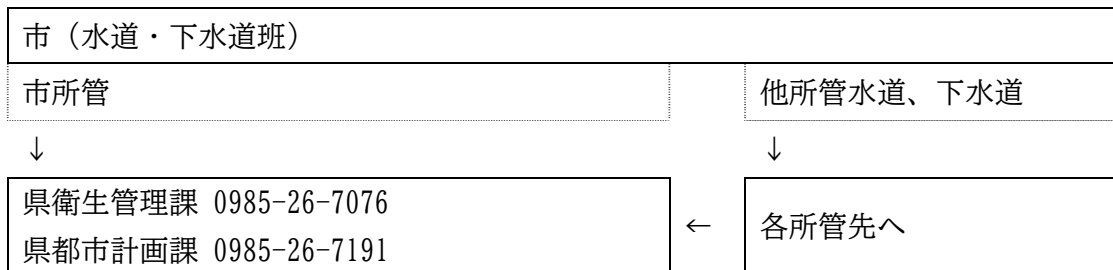


※災害救助法に関する手続き：県危機管理局 0985-26-7066

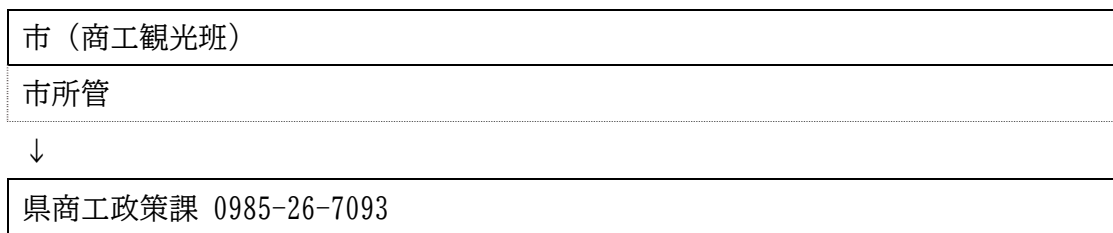
イ 道路、河川、海岸、港湾、漁港、ダム被害（土木・農林・水産班）



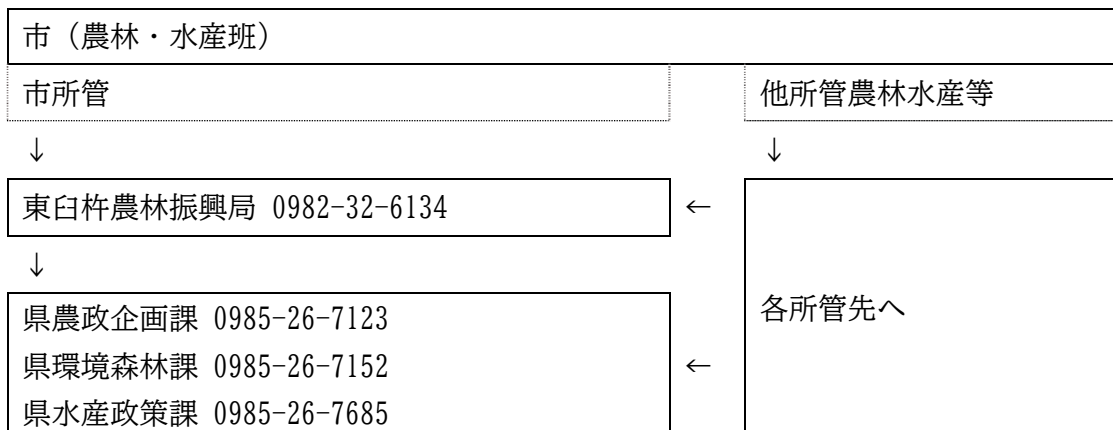
ウ 水道・下水道等被害（水道・下水道班）



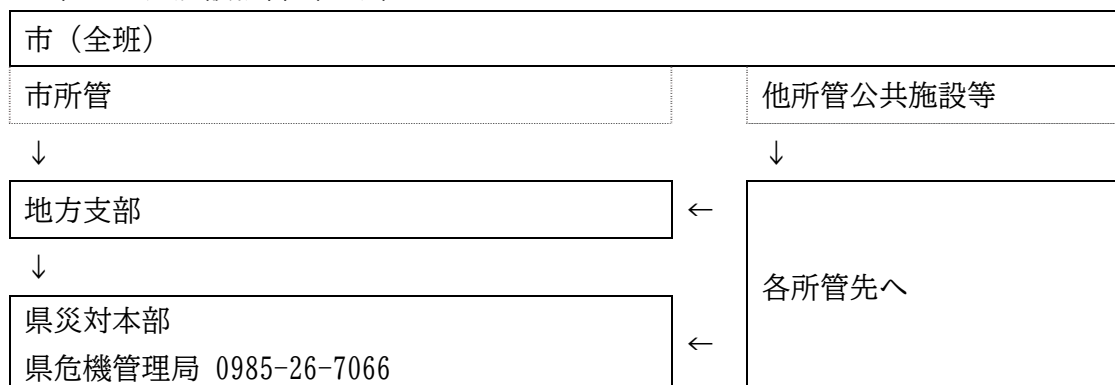
エ 商工観光等被害（商工観光班）



オ 農林水産物、農林地、農林水産業基盤被害（農林・水産班）



カ その他の公共施設被害（全班）



(3) 報告内容及び様式

① 市から県

基本法第 53 条において、「市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあっては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。」と規定されている。

基本法第 53 条に規定された被害状況等の報告内容

（災害対策基本法施行令第 21 条）

- | | |
|---------------|----------|
| ◇災害の原因 | ◇災害の発生日時 |
| ◇災害の場所又は地域 | ◇被害の程度 |
| ◇被害に対してとられた措置 | ◇その他必要事項 |

② 市消防本部から県

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条において、「消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。」と規定されている。

火災・災害等の即報は、火災・災害等即報要領（消防災第 267 号消防庁長官 昭和 59 年 10 月 15 日）に基づき報告する。

第2項 通信手段の確保

《基本方針》

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握し、必要な指示、命令等を行うための通信手段を確保する。

無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も発生すると考えられるので関係機関間の協力を密にし、多様な通信手段の活用を図る。

【担当機関】全班（全課室）

(1) 災害時に使用できる通信施設

- ① 防災行政無線 ② 災害時優先電話 ③ 他の機関の専用通信施設
④ 非常無線 ⑤ 消防無線 ⑥ 携帯電話及びI P無線機 ⑦ 衛星携帯電話

(2) 市防災行政無線の活用

災害時に際しては、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、被災による不通のおそれが少ない防災行政無線を活用する。

(3) 県総合情報ネットワーク（県防災無線網）の活用

災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中枢に県出先機関、市町村、消防本部及び日赤、自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれが少ない県総合情報ネットワーク（県防災無線網）を活用する。

(4) 災害時優先電話の利用

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への収容については、株式会社N T T西日本宮崎支店へ依頼する。

(5) 携帯電話、I P無線機等の活用

災害発生時において、迅速な初動体制の確立を図るため、本部長をはじめ災害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させ、災害対策本部要員の確保を進める。

さらに、効果的な応急活動を実施するため、本部との連絡事項を伝達できる移動通信型の情報端末等を有効に活用する。

(6) 衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器の活用

災害発生時において、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、衛星携帯電話の効果的な活用を行う。また、通信が途絶している地域で活動する場合を想定し、衛星通信を活用した通信ネットワークの構築及びインターネット機器の活用に努める。

(7) アマチュア局による非常通信の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用する事ができないか、

又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法第52条の規定に基づいて、無線局は非常通信を行うことができる（以下「非常無線通信」という。）ため、次の計画に定めるところにより活用する。

電波法第52条

第五十二条 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項（特定地上基幹放送局については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

四 非常通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。）

- ① 活用の判断（引用：総務省ホームページ）
- ② 以下の判断は、アマチュア局の免許人が判断する。
 - ・非常の事態が発生し又は発生するおそれがあるかどうか
 - ・有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるかどうか
 - ・人命の救助、災害の援助、交通通信の確保又は秩序の維持のためかどうか
- ③ 非常無線通信の依頼先
宮崎地区非常無線通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するものとするが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく。
※協力の際、アマチュア局の免許人は、あくまでもボランティアという性格で非常無線通信を行うことになる（総務省ホームページ）。
- ④ 発信の手続き
発信したい通信文を、次の順序で電報依頼紙（なければ普通の用紙でもよい）にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

非常無線の通信文記載要領

- ◇あて先の住所、氏名（職名） ※分かれば電話番号を記載
- ◇本文（200字以内）、末尾に発信人名（「段落」にて区切る）
- ◇用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、余白の末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入
- ※無線電話を使用する場合は本文を3分以内の文章にまとめる。

(8) その他の通信施設利用計画

① 他機関の通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第 57 条及び第 79 条、救助法第 28 条、水防法第 20 条、消防組織法第 23 条の規定により、他の機関が設置する有線電気通信設備、又は無線通信設備を利用することができる。この場合、事前に関係機関と協議しておく。

ア 利(使)用できるもの

市長・消防機関の長・指定地行政機関の長

イ 利(使)用できる主な機関

通信設備設置機関	申込窓口	TEL
県防災行政無線	延岡土木事務所	21-6143
	東臼杵農林振興局	32-6134
	県危機管理局	0985-26-7066
県警察本部	延岡警察署	22-0110
九州地方整備局	延岡河川国道事務所	31-1155
	延岡維持出張所	21-2955
九州旅客鉄道株式会社	南延岡工務センター	33-5244
九州電力送配電株式会社	延岡配電事業所	0800-777-9440
宮崎ガス株式会社	延岡支店	33-4307
第十管区海上保安本部	日向海上保安署	0982-54-4999

ウ 利(使)用方法

利(使)用しようとするときは、次の事項を記載した書類又は口頭により申し込む。

(ア) 利(使)用しようとする理由

(イ) 通信の内容

(ウ) 発信者及び受信者

② 防災相互通信用無線電話の活用 (466.775MHz)

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

第3節 広域応援活動

《基本方針》

災害及び被害の規模に応じては、市独自で応急活動等に支障をきたすことが予想されるため、市は、平素から関係機関と十分に協議するとともに、災害時に応援を受けることができるよう、受援のための組織、受援に関する連絡・要請の手順、受援業務、応援機関の拠点、応援要員の受け入れ態勢等について受援計画を定めるものとする。

また、市は、他の地方公共団体からの応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うことができるよう、実施体制、応援に関する連絡・要請の手順、職員の派遣、物資の提供等について応援計画を定めるよう努めるものとする。

【担当機関】総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課
災害支援班：災害支援課、総務課、職員課

第1項 地方公共団体による広域的な応援体制

1 県市町村間等の応援要請

(1) 県に対する応援要請

市長は、市に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認める
とき、県に対し、次の事項を記載した文書をもって応援又は応援の斡旋を要請する。

応援要請時	① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項
職員派遣 斡旋時	① 派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員 ③ 派遣を必要とする期間 ④ その他職員の派遣について必要な事項

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、無線または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

また、知事より市に、他市町村への応援依頼があった場合はその指示に従い、被害情報等に基づき、人的、物的支援を行う。

(2) 他市町村への応援要請（宮崎県市町村防災相互応援協定）

市長は、市に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した「宮崎県市町村防災相互応援協定（平成8年8月29日）」に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

また、市長は、発災時に円滑な支援・受援を行うため、あらかじめその体制を構築するととも

に、今後発生が予想される地震については、被害想定に基づいた具体的な支援・受援の方法や必要な量について検討を行う。

① 応援項目

- ア 災害応急措置に必要な職員の派遣
- イ 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- ウ 避難及び収容施設ならびに住宅の提供
- エ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- オ 遺体の火葬のための施設の提供
- カ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- キ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ク ボランティア団体の受付及び活動調整
- ケ その他応援のために必要な事項

② 応援の斡旋を要請する場合の要点

- ア 災害の状況及び応援を求める理由 イ 希望する機関名
- ウ 希望する人員、物資等 エ 場所、期間
- オ 派遣人員の勤務条件 カ 活動内容

③ 要請手続き

応援を要請する場合は、応援を要請する市町村の連絡担当部課に、次の要請事項を明らかにして、口頭又は電話で要請し、後日文書を送付する。

- ア 被害の概況 イ 物資の品名、数量
- ウ 職員の職種、人員数 エ 応援場所、応援場所への経路
- オ 応援の期間 カ その他の必要な事項

2 応援の受け入れに関する措置

(1) 連絡体制の確保

本節の定めるところにより、市は応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、他の市町村、都道府県、関係機関等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2) 受け入れ体制の確保

① 連絡窓口の明確化

市長は、他の市町村、都道府県、関係機関等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておく。

受入れ対象	担当
食料、生活物資	厚生班、指定された班（農林班、商工観光班等）
人的支援	災害対策部

② 物資等の受入体制の整備

市長は、国及び県、他市町村等からの物資の応援を速やかに受け入れるための体制の確保やボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入体制を確保しておくものとする。

また、県内の他市町村が被災した場合の支援に備え、物資等の受入体制の確保の検討に努めるものとする。

広域物資輸送拠点	県指定	高千穂家畜市場
地域内輸送拠点	市指定	カルチャープラザのべおか
		北川体育館
		北川ホテルの館
		西階公園多目的屋内アリーナ

③ 受援計画の作成等

市は、県が定めた「南海トラフ地震における県民的な応急対策活動に関する計画に基づく宮崎県実施計画（令和7年3月宮崎県）」に基づき、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応出来ない事態において、他の自治体や機関など多方面からの支援（大規模災害時における、総務省等の「応急対策職員派遣制度」及び各省庁の専門職を派遣する仕組みによる応援を含む。）を最大限に活かすために、支援を要する業務や受入れ体制などを事前にかつ具体的に定め、予め「受援計画」としてまとめておくものとする。

また、訓練等を通じて、応援職員の受け入れに関する活用方法の習熟、発災時における円滑な活用に努めるとともに、「受援計画」を踏まえ情報収集・発信や支援側（災害ボランティア等）への明確な指示機能を有する受援拠点の整備に努めるものとする。

受援拠点	道の駅「北川はゆま」
------	------------

3 他市町村に対する応援の実施

市は、他市町村において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で自力による応急対策が困難であるため災害要請がされた場合は、基本法に基づき、他市町村に対し応援を実施する。

(1) 支援対策本部の設置

市は、他市町村において災害が発生した場合には関係課から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行う。

(2) 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員を派遣し、被害情報の収集を速やかに行う。

(3) 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自でまかなうことができる自己完結型の体制とする。

また、職員の派遣に関して、市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

(4) 被災者受け入れ施設の提供等

支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時的に受け入れるための公的住宅の提供、若しくは医療機関又は避難行動要支援者を受け入れるための社会福祉施設等の斡旋を行う。

4 市町村間協定締結一覧

協定名	所管課室	時期
宮崎県市町村防災相互応援協定	危機管理部	H8年8月29日
延岡市・佐伯市災害相互応援協定	危機管理部	H19年2月20日
佐伯市・竹田市・豊後大野市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町との災害時相互応援協定	危機管理部	H30年1月11日
福井県坂井市との災害時相互応援協定	危機管理部	H23年11月18日
福島県いわき市・秋田県由利本荘市との災害時相互応援協定	危機管理部	H25年1月30日
宮崎県消防相互応援協定	消防警防課	H18年7月20日
延岡市消防本部・佐伯市消防本部常備消防相互応援協定	消防警防課	H19年6月19日
東九州自動車道（延岡南日向間）における消防相互応援協定	消防警防課	H22年12月04日

5 市における取扱要領

災害応急対策のため人員が不足し、民間団体の活用を必要と認めるときは、次の事項を示して、市長の命ずるところにより措置する。

- ① 活用を必要とする理由 ② 従事場所 ③ 作業内容 ④ 人員
⑤ 従事時間 ⑥ 集合場所 ⑦ その他参考事項

第2項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請

1 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のための応援の必要があると認めるときは、指定地方公共機関の長に対し職員の派遣を要請し、又は知事に対し指定地方行政機関並びに指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策の万全を期する。なお、要請を行う場合は、以下の事項を示して協力を求める。

- ① 被要請団体
- | | |
|------------|------------|
| ア 指定地方行政機関 | イ 指定公共機関 |
| ウ 指定地方公共機関 | エ その他公共的団体 |
- ② 要請時の明記事項
- | | |
|--------------|--------------|
| ア 応援を必要とする理由 | イ 作業の内容 |
| ウ 従事場所 | エ 就労予定期間及び時間 |
| オ 必要機関、所要人員 | カ 集合場所 |
| キ その他参考事項 | |
- ③ 協力活動内容
- | | |
|----------------|---------------|
| ア 罹災者に対する炊出し作業 | イ 罹災者に対する救出作業 |
| ウ 救助物資の輸送配給作業 | エ 清掃防疫援助作業 |
| オ 被害状況の通報連絡作業 | カ その他必要とする作業 |

2 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期するものとする。

(1) 災害派遣要請基準

市長は、次の基準により知事に対して自衛隊派遣要請の依頼を行う。

- ① 災害発生時に人命身体及び財産を保護するために緊急、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められる。
 - ア 人命救助のため応援を必要とする場合
 - イ 大規模な火災が発生し、自衛隊の派遣を必要とする場合
 - ウ 災害のため人員及び物資の輸送の応援を必要とする場合
 - エ 災害のため主要交通路が不通となり応急措置を必要とする場合
 - オ 応急の医療、防疫、給水及び通信支援等を必要とする場合
- ② 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められる。

(2) 派遣要請要領

ア 派遣要請

① 派遣の要請⁶

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに、知事に自衛隊派遣要請の依頼を行う。

市長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県(危機管理局)に依頼するものとする。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

また、通信途絶等により県に依頼することができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知し、その後県に通知する。

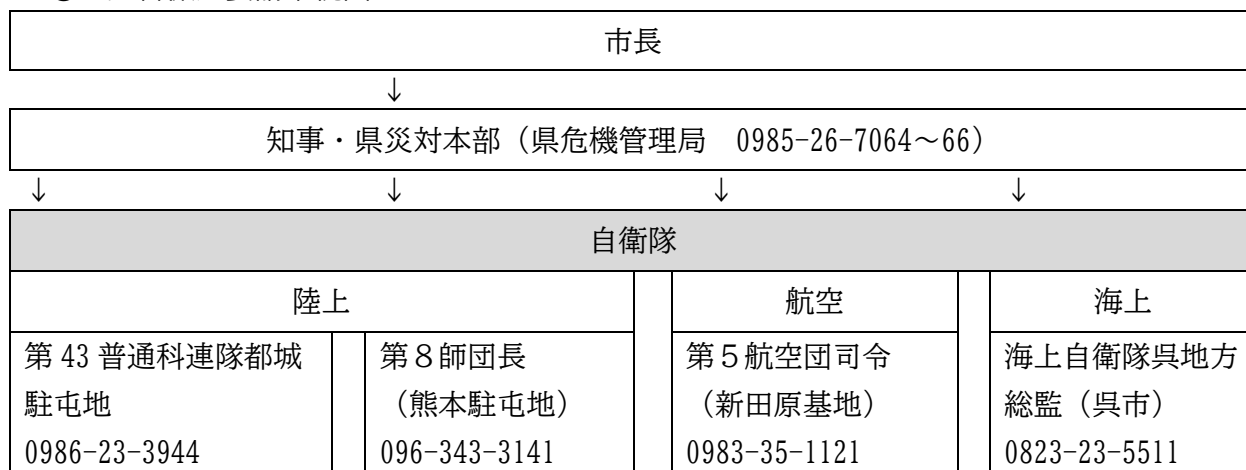
各総合支所における自衛隊派遣要請は、原則、市長が行うが、本庁との通信途絶等により本庁を通じた依頼することができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知し、通信が可能となった時点で市長に報告する。

② 派遣要請依頼者優先順（意思決定権者）

- 【第1順位】市長
- 【第2順位】副市長
- 【第3順位】危機管理部長
- 【第4順位】危機管理企画課長

⁶ 資料 2-7-1「災害派遣要請書様式・知事への依頼」

③ 災害派遣要請系統図



※通信の途絶により県知事へ要請依頼ができない場合は、市長が直接自衛隊へ連絡する。

④ 自衛隊災害派遣要請の流れ

(ア) 依頼（文書又は電話）

- ・災害の情况及び派遣を要請する事由 ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容

(イ) 施設等の準備

- ・宿舎 ・材料置き場 ・駐車場（車一台分の基準は3m×8m）

(ウ) 経費負担の確認

疑義が生じた場合は、自衛隊と依頼者が協議する。

- ・派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金
- ・派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
- ・活動のため現地で調達した資器材の費用
- ・派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く）の補償
- ・その他の必要な経費については、事前に協議しておく。

イ 受入れ体制の確保

災害派遣を依頼した市または関係機関の長は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置する。

- ① 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- ② 総合調整班は、緊急輸送に必要な資機材等について県及び自衛隊、施設管理者と連携して準備する。
- ③ 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立する。
- ④ 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場（部隊の集結地）を選定し、指定する。

ウ 緊急時ヘリポートの開設準備⁷

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

⁷ 災害時の臨時ヘリポート「第2編第3章第6節第4項 航空輸送体制の確立」

総合調整班は、ヘリポートの開設について県及び自衛隊と連絡調整を行う。

エ 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害の救援活動が終了し、又は他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、速やかに知事に撤収要請する⁸。撤収要請は、とりあえず電話等をもって報告した後、事後速やかに文書をもって要請する。

【撤収要請事項】

撤収開始日時、撤収の理由等

3 海上保安庁に対する支援要請

市長は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして支援を要請するものとする。

第3項 民間団体への応援要請

1 協力団体等

市長は、災害応急対策、又は災害復旧のための応援の必要があると認めるときは、協力団体・民間団体等に対し協力を要請する。

団体名	活動内容	担当課
日赤アマチュア無線奉仕団	情報収集、通信	総合福祉課
延岡市赤十字奉仕団	救護、炊き出し等	総合福祉課
延岡市社会福祉協議会	ボランティアによる支援活動	災害支援課 避難支援
延岡市区長連絡協議会	救護物資の配給、災害情報の収集・報告等	経営政策課 市民協働係
延岡市地域婦人連絡協議会	炊き出し応援	社会教育課
延岡市自主防災組織連絡協議会	炊き出し、救助等	消防警防課

2 協定の締結及び合意書の作成

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する⁹。また、災害応急対策への協力が期待される団体等の担い手の確保・育成に係る取組の支援に努める。

⁸ 資料 2-7-2「災害派遣撤収要請書様式・知事への依頼書様式」

⁹ 資料 2-8-1「災害時における応援協定締結一覧表」

第4節 救助・救急及び消火活動

第1項 救助・救急活動

《基本方針》

市、消防機関及び警察は、相互の協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

【担当機関】厚生班：生活福祉課、総合福祉課・なんでも総合相談センター・福祉給付対策室、介護保険課、こども保育課、障がい福祉課、国民健康保険課、市民課、企画課、地域・離島・交通政策課、経営政策課、人権推進課、男女共同参画推進室、情報政策課、契約管理課、スマートシティ推進室、国スポ・障スポ推進課、市民税課、資産税課、納税課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局
総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課
災害支援班：災害支援課、総務課、職員課
消防本部、消防署
延岡警察署

1 実施方法（災害救助法適用）

救助法が適用された場合における被災者の救出は、災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われる。

① 救出対象者

災害により、

- ア 身体が危険な状態にある者
- イ 生死不明の状態にある者
- ウ 火災の際に火中に取り残されたような場合
- エ 建物倒壊により下敷きになったような場合
- オ 水害の際に流出、孤立した地点に取り残されたような場合
- カ 山津波により、生き埋めとなったような場合

② 期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認（特別基準）を得て延長することができる。

③ 救出活動体制

被災者の救出活動は消防本部及び警察を主体として行うものとするが、市災対本部による救出作業が困難なときは、県及び周辺市町村の消防機関及び警察に派遣要請をするとともに、合同して救出部隊を編成し救助にあたる。

【救出部隊編成】

通常の場合	ア 市災対本部 イ 消防
派遣要請をした場合	ア 警察 イ 自衛隊
	ウ 県、周辺市町村の職員及び消防団員

2 住民及び自主防災組織等の役割

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

第2項 消火活動

《基本方針》

消防組織法第9条の規定により設置された消防機関（消防本部、消防署、消防団）は、災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

【担当機関】総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課
災害支援班：災害支援課、総務課、職員課
消防本部

1 消防機関による消火活動

あらかじめ策定した消防計画、消防組織法第39条の規定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し消防体制の確立を図る。

(1) 消防活動計画

① 情報収集伝達

- ア 災害発生後の消防職（団）員の初動体制、初期の消防活動の実施等を定める。
- イ 出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行うため、広報の要領等について、その実施計画を確立する。
- ウ 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等が迅速に把握できるよう、情報の収集計画を確立する。

② 出火防止、初期消火

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、災害発生直後の出火防止、初期消火を行う。また、各防災関係機関は、災害発生直後あらゆる方法により、住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

③ 発災時の火災防ぎょ

- ア 災害発生後は、消火活動に努めるとともに火災の拡大を防止する。
- イ 災害時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防組織の運用を図るため、消火活動の重点地域を定める。
- ウ 道路、地形、水利等を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防止する。
- エ 消防調査は、災害が発生した場合に消防機関による適切な防ぎょ活動ができるよう、次の事項について予め調査を行う。

消防地理調査	消防活動を行ううえで、影響のある次の調査対象物について調査する。 ≪調査対象物≫ 地形、地物、道路、橋、川、建物、その他災害防ぎょ上注意を要する箇所	
消防水利調査	消防活動に必要な消防水利の状況について調査する。	
施設及び 資器材の整備点検	定期	毎月点検整備を行う。
	臨時	災害等に使用した都度行う。
災害危険区域等調査	災害危険区域等について、総合調整班、土木班と消防対策部が中心になり調査を行い、災害発生に際しての具体的措置を検討しておく。	

オ 木造建造物の密集する危険区域、危険物施設、避難地の確保を図るために必要な地域等については、重点的に消防活動を行う。

カ 災害時には、水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等の効果的な利用を図る。

④ 応援要請に関する計画

市長又は消防長は、他の市町村消防機関の応援要請を行うときは、次の事項を明らかにし、他の市町村長又は消防長に要請する。（後日文書提出）

ア 火災の状況及び応援要請理由

イ 応援消防機関の派遣を必要とする期間（予定）

ウ 応援要請を行う消防機関の種別人員

エ 市への進入経路及び集結（待機）場所

(2) 消防団の活動

① 災害時の消防団の規模

小災害の場合	団長の判断により、関係地域の消防団及び器材をもってあたり、その規模により周辺の部を召集する。
大災害の場合	1部又は数部の人員及び器材では対応困難な場合は、全団員を召集し対応にあたる。なお、消防力の不足又はその災害が他市町村に及ぶおそれがある場合は、協定に定めるところにより応援出動を要請する。

2 住民、自主防災組織、事業所による消火活動

発災後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

第5節 医療救護活動

《基本方針》

市は、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

【担当機関】総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課
災害支援班：災害支援課、総務課、職員課
保健医療班：健康長寿課、おやこ保健福祉課・こども家庭サポートセンター、地域医療政策課

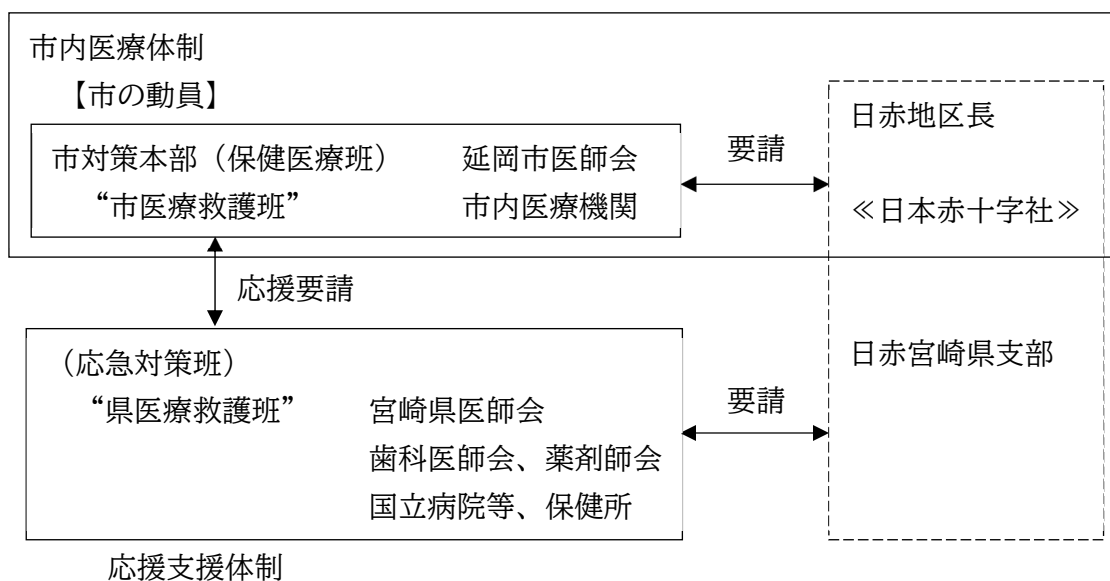
第1項 医療機関による医療救護活動

災害時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関においても、一時的混乱や職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や、電気、水等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

発災直後（発災～6時間）、超急性期（発災～72時間まで）においては、限られた医療資源等を最大限に活用しながら一人でも多くの命を救うための活動を行う。

急性期（3日目～1週間程度まで）、亜急性期（1週間～1箇月程度まで）以降においては、各医療圏の医療ニーズ等を十分に把握するなど、市、県、医療関係機関、防災関係機関等が連携して被災者の支援に万全を期するものとする。

【医療体制系統図】



1 医療機関の動員計画

救急医療活動は、被災現場において迅速な救護活動を行うため、地域の医療機関と連携し、医療関係者や施設を確保するとともに、搬送収容体制や支援体制を確立する。

(1) 医療救護班の編成

市は、災害の状況、医療機関の被災状況等に応じて、延岡市医師会・延岡市西臼杵郡薬剤師会・日本赤十字社宮崎県支部延岡市地区など関係機関に対して、医師、看護師、薬剤師、その他医療関係者の出動等を要請し、医療救護班の編成を依頼する。

医療救護は、原則として医療救護班が日赤地区長、延岡市医師会及び各医療機関の協力を得て実施する。

【医療救護班編成基準】

医 師	1～2名	薬剤師	1名
看護師	2～3名	事務職員	1名
運転手	1名		

(2) 医療機関等の動員計画

市は、災害の状況、医療機関の被災状況等に応じて、延岡市医師会・延岡市西臼杵郡薬剤師会・県・日本赤十字社等関係機関に対し、医療救護の協力要請を行う。また、災害の状況により市での医療救護活動が困難であると判断した場合には、県に対して医療救護班の派遣を要請する。

2 関係機関との連携

(1) 災害拠点病院等との連携

市は、日赤、医師会等の関係機関と調整を進めながら、災害拠点病院との連携を図り医療救護を実施する¹⁰。

種別	二次医療圏名	医療機関名
基幹災害拠点病院	全医療圏	宮崎県立宮崎病院 宮崎大学医学部附属病院
		宮崎県立延岡病院 延岡共立病院
地域災害拠点病院	延岡西臼杵	宮崎県立延岡病院 延岡共立病院
	日向入郷	宮崎県済生会日向病院 千代田病院 和田病院

¹⁰ 資料 2-9「医療機関との災害発生時の緊急連絡体制」

(2) 関係機関との連携

市は、以下の関係機関団体との連携を図り医療救護を実施する。

機関名	連絡の窓口	電話番号
宮崎県危機管理局	危機管理課	(0985)26-7064
	消防保安課	(0985)26-7065
宮崎県福祉保健部	福祉保健課	(0985)26-7074
	医療政策課	(0985)26-7055
宮崎県東臼杵農林振興局	総務課	(0982)32-6134
宮崎県延岡保健所	総務企画課	(0982)33-5373
延岡市医師会		(0982)21-1300
陸上自衛隊第43普通科連隊	第1科	(0986)23-3944
航空自衛隊新田原基地	防衛部	(0983)35-1121
宮崎県警察本部	警備第二課	(0985)31-0110
日本赤十字社宮崎県支部	事業課	(0985)22-4045
延岡市西臼杵郡薬剤師会	事務局	(0982)33-9911
延岡市医師会病院		(0982)21-1302
延岡市夜間急病センター		(0982)21-9999

(3) 医療施設との連携

市は、関係機関以外で医療救護に参加できる周辺の病院等医療施設との連携を図り、救護活動を実施する。

3 救護所の設置

(1) 応急救護所の設置

市は、発災後の状況、医療機関の被災状況に応じ、応急救護所を設置しDMATや医療救護班等と協力し、医療救護活動を開始する。

応急救護所では、負傷者のトリアージ並びに応急処置を行い医療機関等への搬送を行う。

発災後72時間の間、医療機関の受入れ状況や医療救護所の設置状況に応じて、応急救護所の閉鎖を決定する。

(2) 医療救護所の設置

市又は委任を受けた延岡市医師会等は医療機関の状況や応急救護所の状況により、必要に応じて医療救護所を設置する。(指定避難所、災害現場、被災地周辺医療施設等に設置)

4 医療救護活動の実施

(1) 医療救護班の活動

ア 活動内容

医療救護班は次のような救護活動を行う。

- | | |
|--------------------|-------|
| ○傷病度合による選別等（トリアージ） | ○医療救護 |
| ○助産救護 | ○死体検案 |
| ○死亡確認 | |

イ 活動場所

医療救護班は、応急救護所または医療救護所において医療救護活動を実施する。

ウ 装備

医療救護班の携行する装備は、各編成機関所有の資機材を用いるものとするが、調達不能又は不足の場合は、市が県・周辺市町村等の協力を得て補給する。

エ 重傷度の判定（トリアージ）

医療救護班の医師は、傷病者を次の4段階に区分し、それぞれの救命措置、応急措置を行う。

※ トリアージとは、負傷者を重症度、緊急度等によって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることをいう。

【重症度の判定】

順位	分類	負傷者等の状況	識別色
第1順位	重症	直ちに処置を行えば救命が可能な者	赤色（Ⅰ）
第2順位	中等症	多少治療の時間が遅れても生命には危険が無い者 基本的にはバイタルサインが安定している者	黄色（Ⅱ）
第3順位	軽症	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としない者	緑色（Ⅲ）
第4順位	死亡	既に死亡している者または直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能な者	黒色（Ⅳ）

(2) 特定医療対策

市は、特定の医療情報を必要とする透析患者や挫滅症候群（クラッシュ症候群）患者、難病患者等へは、医師会や他の医療機関と連携を図り、必要な医療を受けることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ア 人工透析・難病患者・精神障がい者等の対応

災害によって最寄りの医療機関で必要な医療を受けることが不可能となった患者が発生した場合、医師会や他の医療機関と連絡調整し、人工透析等、必要な医療が円滑に受けられるよう努める。

イ 精神保健対策

災害における精神障がい者に対する保健・医療サービスの確保とPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応を行う。

(3) 助産

助産は原則として産科医を構成員とする医療救護班があたる。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

5 応援、協力の要請

(1) 応援要請

市長は、災害の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、日赤地区長、延岡市医師会長へ医療救護班の出動を要請する。

なお、必要に応じて、後方医療活動等（以下「広域支援」という。）宮崎県、日赤宮崎県支部に対して医療救護班の派遣を要請する。

(2) 民間の協力

救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における住民の通報連絡、傷病者の移送等について十分な協力が得られるよう各機関の啓発を図る。

6 医療、助産に必要な医薬品等の調達

(1) 医療救護班の装備

医療救護班の携行する装備は、各編成機関所有の資機材を用いるものとするが、調達不能または不足の場合は、県・周辺市町村等の関係機関の協力を得て補給する。

(2) 医薬品等の調達

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達は、市内業者にて確保し、困難な場合は県及び近隣市町より調達する。

第2項 DMA T等による医療救護活動

市は、大規模な災害により医療の支援が必要と判断される場合は、その状況を把握し、県を通じてDMA TやDPA T等の医療チーム等の派遣を要請する。

市は、派遣された医療チーム等の活動が円滑に行われるよう支援をするとともに、緊密な連絡をとり、避難所や救護所も含め、適切な配置と活動ができるよう関係機関等と協力する。

第3項 搬送体制の確保

1 陸上搬送

被災現場から拠点病院への傷病者の搬送は、基本的に消防機関の救急車により行うが、これにより十分な対応ができない場合は、病院所有の救急車、自家用車等の活用で対処する。

2 緊急及び広域搬送

道路の被害等で陸路が混乱した場合、またその他傷病者の搬送で緊急を要する場合等には、ヘリコプター等の緊急搬送が有効なことから、県（危機管理局・防災救急航空隊）及び市が自衛隊等の関係機関と連携を図りながら行うものとする。その際、拠点病院等の周辺の公園やグラウンド等に緊急ヘリポート¹¹を確保する。

¹¹ 第3節 広域応援活動「6 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備」

【ヘリコプターによる緊急搬送の連絡体系】

医師、患者の家族

↓ 依頼

延岡市危機管理部 TEL 22-7077

派遣必要性の判断

↓ 連絡

宮崎県危機管理課 TEL 0985-26-7066

↓

県防災救急航空隊 TEL0985-56-0586

↓ 要請

航空自衛隊新田原基地 TEL 09833-5-1121

↓ 了承

ヘリポートの準備

↓

自衛隊ヘリ出動

第4項 医薬品等の確保

県は、薬剤師会に備蓄している災害用医薬品等を、保健所職員等との協力により速やかに供給する。また、災害規模により、備蓄医薬品等が不足する場合は、災害応援協定団体と連携し、必要な医薬品等を調達・供給する。さらに、輸血用血液製剤については、宮崎県赤十字血液センターが供給するとともに、必要に応じて日本赤十字社九州ブロック血液センターに要請し、円滑な供給に努める。

第5項 医療情報の確保等

市、県、医療機関、消防機関等は、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報について、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずるものとする。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行うものとする。

1 情報収集体制の確保

- 負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況等の情報を共有化し、情報の明確化を図る。
- 医療施設の被害状況を確認し、必要な施設及び資機材の利用可能性、状況を判断し、優先的な施設復旧と必要な措置をとる。
- 災害によるライフラインの不通にともなう住民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする患者へ、多様な情報媒体を活用し、情報提供と収集を行う。
- 災害発生時に、情報収集・連絡体制の連携が可能な救急病院、保健所、災害拠点病院等と医療圏域を定めておく。
- 拠点病院等の医療機関、医師会、保健所、警察、消防本部、自衛隊等との情報通信のネット

ワーク化と連絡体制の確保を図る。

- 被災医療機関からの医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況等を収集し情報の明確化を図る。
- 報道機関等を活用した住民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供と収集を行う。
- 市は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用して、医療救護活動に必要な医療情報を収集する。その際、EMIS への医療情報が未入力の場合は医療機関に対して入力を要請したり、DMATと協働して、電話、訪問等により状況を確認する。
- DMAT撤収後の急性期以降における医療救護活動を迅速・的確に実施するため、各医療圏における避難所等の医療ニーズ、交通、ライフライン等のきめ細かな情報を収集・分析し、関係機関等で情報を共有する。

第6項 保健衛生対策の実施

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活、被災のショックは心身の健康に様々な影響を及ぼすため、保健師や栄養士等による避難所や被災家庭等における巡回健康相談、訪問指導、健康教育の実施や、こころのケアに対する相談及び啓発を行う。自家用車等で長期避難生活を送る避難者に対しても同様の保健衛生活動を実施する。

【担当機関】 総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課
災害支援班：災害支援課、総務課、職員課
保健医療班：健康長寿課、おやこ保健福祉課・こども家庭サポートセンター、地域医療政策課

1 健康対策の実施

(1) 巡回健康相談の実施

避難所や被災家庭及び仮設住宅入居者等の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談・家庭訪問を行う。

(2) 巡回栄養相談の実施

避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。

(3) 巡回歯科相談の実施

歯科医師会、歯科衛生士会等の協力を得ながら、被災者等の口腔衛生状態の悪化を防止するため、歯科医師、歯科衛生士等による避難所等の巡回歯科相談を行う。

2 こころのケアに対する相談の実施

(1) こころの健康状態の把握

避難所等における被災者の精神的健康状態を把握し、ケアが必要な場合については精神科医等の専門家に相談ができるよう配慮する。

(2) こころのケアに対する正しい知識の普及

こころのケアや PTSD に関するパンフレットを被災者及び支援者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続してこころのケアについての正しい知識の普及のための広報活動を行う。

3 感染症予防活動

(1) 感染症予防に関する周知・啓発

指定避難所等で発生すると思われる感染症について、発生防止のための環境整備や予防方法についての周知・啓発を行う。

(2) 臨時予防接種

予防接種の必要がある場合は、予防接種法第6条の規定により臨時予防接種を実施する。

第7項 重大事故等突発的災害時の救急医療対策

多数の死傷者を伴う海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害など突発的な災害が発生した場合の救急医療対策は、次によるものとする。

1 災害時の迅速な通報連絡

(1) 通報連絡体系

- ア 災害の発見者は、直ちにその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
- イ 通報を受けた警察官、又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報する。
- ウ 通報を受けた市長は、その旨を県農林振興局等（地方支部長）及び市医師会へ通報連絡する。
- エ 通報連絡を受けた県農林振興局長（地方支部長）は、その旨を県保健所長及び知事（危機管理局）へ通報し、知事（危機管理局）は、防災救急航空隊、自衛隊、日赤県支部、宮崎県医師会等へ連絡する。
- オ 通報連絡を受けた宮崎県医師会は、速やかに関係医療施設に連絡する。

(2) 通報の内容

通報を受ける際は、以下の事項を確認する。

- ア 事故等発生（発見）の日時 イ 事故等発生（発見）の場所
- ウ 事故等発生（発見）の状況 エ その他参考事項

2 医師等医療関係者の出動

市長は、事故の通報連絡を受けたときは、ただちにその規模、内容等を検討し、市医師会長へ医療救護班の出動を要請するとともに、自らの医療救護班を派遣するものとする。

3 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。なお、現場において死に至った場合の死体の検案、洗浄、縫合等の措置を含むものとする。

4 医療材料等の確保

傷病者に対しては、大量の医療材料等が必要と思われるので県、日本赤十字社宮崎県支部、医師会・薬剤師会において、それぞれ整備するものとし、その運用、供給についても事前に検討しておくものとする。

5 対策本部の設置

市長は、災害の発生を知ったときは、直ちに対策本部を設け、市、県、医師会、日本赤十字社宮崎県支部等の医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図るものとする。対策本部の総括責任者は、市長とする。ただし、県において災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、現地合同調整本部において、総合調整を行う。

6 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮するものとする。

なお、搬送に必要な車両等の確保については、知事及び市長がそれぞれの地域防災計画に基づいて行うものとする。

7 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、市長及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校、公民館等収容可能な施設の確保を図るものとする。

この場合に収容された傷病者に対する看護体制については、日本赤十字社宮崎県支部長、宮崎県医師会長及び市医師会長において十分配慮するものとする。

8 費用の範囲と負担区分

(1) 費用の範囲

出動した医師等に対する旅費、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

(2) 費用の負担区分

- ア 災害発生の原因者が明らかな場合は、災害発生の責任を負う施設管理者等企業体が負担するものとする。
- イ 災害発生の責任所在が不明な場合は、災害救助法の適用がない場合には第一次的責任を有する当該市町村が負担するものとする。
- ウ 前各号について災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担するものとする。

(3) 費用の額

医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

9 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害対策基本法、災害救助

法の規程及びこれらに準じて、それぞれ事故発生の責任者が負担するものとする。

第8項 救助法に基づく措置

医療救護は、救助法が適用された場合は、救助法に基づき実施する。

市は、救助法施行令第17条第1項による知事からの通知があった場合には、当該事務の内容を当該期間実施するものとする。

通知のあった事務を除くほか、市は、県が行う救助を補助するものとする。

なお、救助法が適用されない場合も、救助法に準じて実施する。

救助法による「医療」及び「助産」の実施基準は次のとおりである。

(1) 「医療」「助産」救助の対象者

医療	災害のため医療の途を失った者
助産	災害発生日の以前、又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者

(2) 「医療」「助産」救助の範囲

医療	① 診療 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 処置、手術その他の治療及び施術 ④ 病院又は診療所への収容 ⑤ 看護
助産	① 分べんの介助 ② 分べん前及び分べん後の処置 ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の交付

(3) 「医療」「助産」救助の期間

医療	災害発生日から14日以内
助産	分べんした日から7日以内

(4) 「医療」「助産」救助の実施方法

医療	① 救護班において行う。 ② 窮迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所において医療を行うことができる。
----	---

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

《基本方針》

市及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、被災者の避難及び災害応急対策に必要な人員、物資等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等をあらかじめ定めておき、緊急輸送等の対策を充実するものとする。

【担当機関】 総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課
土木班：土木課、都市計画課、高速道対策課、用地調査課
農林班：総合農政課、農業畜産課、林務課、農業委員会事務局
水産班：水産課

第1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧・輸送活動を行うものとする。

1 輸送の方法

輸送の方法は、被害状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、最も迅速・確実に輸送できる適切な方法を用いる。

○自動車輸送 ○鉄道輸送 ○航空機輸送 ○人力輸送

2 災害発生後の各段階において優先されるもの

(1) 第1段階（災害発生直後の初動期）

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電力、ガス、水道施設、保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階（応急対策活動期）

- ア 上記第1段階の続行
- イ 食料、水、その他生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階（復旧活動期）

- ア 上記第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 輸送力の確保手順及び要領

各種の輸送力の確保については、次の手順及び要領により行う。

市における輸送力の確保



応援要請



自衛隊航空機の派遣要請

【順位】

- ①市所有の車両等 ②公共的団体の車両
- ③営業用の車両 ④その他の自家用車両

自動車・貨車・飛行機 ヘリコプター他

※要請項目

- ・輸送区間又は借上期間 ・輸送量又は車両の台数等
- ・集合の場所及び日時 ・その他の条件

4 輸送力の確保要領

種別		確保時の状況	依頼先等
自動車	公用車	主たる輸送力として使用	総合調整班（管財課）が配車指示
	営業車他	公用車のみでは不足する場合	九州運輸局（宮崎運輸支局）
鉄道	J R 九州	自動車による輸送が不可能な時 遠隔地から輸送するとき	九州旅客鉄道(株)
航空機	自衛隊	陸上交通が途絶した場合	知事又は自衛隊

第2項 陸上輸送体制の確立

大規模災害発生後、特に初期には、使用可能な陸上交通・輸送ルートを経済輸送のために確保する必要があり、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

1 自動車による輸送力の確保

(1) 市有車両等の確保

- ア 車両等の掌握は、総合調整班（管財課）において行う。
- イ 各課は、車両等を必要とするときは、総合調整班に配車を要請する。
- ウ 総合調整班は、上記要請があった場合、車両等の保有状況を考慮のうえ使用車両等を決定し、要請者に通知する。

(2) 市有以外の車両等の確保

- ア 各課は、市有以外の車両等を確保する必要がある場合、総合調整班に車両等の確保を要請する。
- イ 総合調整班は、上記の要請があった場合は、次の順序で車両等の確保を図る。
 - (ア) 公共団体に属する車両等 (イ) 営業用の車両等 (ウ) 自家用の車両等

(3) 車両等の確保の協力要請

市長は、市内で車両等の確保が困難な場合、又は輸送上、他の市町村で車両等を確保することが効率的な場合は、周辺の市町村または県に協力を要請して車両の確保を図る。

(4) 車両待機場所

ア 本庁舎車庫

イ 野口遵記念館駐車場（第2駐車場）

2 JR九州における鉄道輸送の確保

道路等の被害により車両による輸送が不可能なため、鉄道輸送が適当なときは、次により輸送の要請を行う。

(1) 輸送の実施

ア 要請事項

(ア) 輸送を必要とする人員 (イ) 輸送を必要とする区間

(ウ) 輸送の予定日時 (エ) その他必要な事項

イ 要請先

JR九州宮崎総合鉄道事業部

※鉄道輸送関係者は、緊急輸送要請が多数競合する場合は、県と協議のうえ、輸送が円滑に実施されるよう努める

(2) JR九州における措置

災害発生のおそれがあり、又は発生した場合には人命救助並びに被害防止の万全を期し、若しくは迅速な復旧を図るため必要により対策本部を設ける。

3 交通規制の実施及び緊急交通路の確保

交通規制は、道路の破損、決壊、その他の状況により、通行禁止又は制限の必要があると認められる場合、又は緊急輸送等が実施される場合等に行われる。このうち、市においては主に前者について実施する。

(1) 交通規制実施機関

実施責任者		範囲	根拠法
道路 管理 者	国土交通大臣	ア 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められた場合	道路法 第46条
	県知事	イ 道路についての工事のため、やむをえないと認める場合	
	市長		
	西日本高速道路(株)		
警察	公安委員会	災害応急対策に従事する者、災害応急対策に必要な物資の輸送を確保するため必要があると認められる場合	基本法 第76条
	公安委員会 警察署長 区間又は期間の短いもの	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法 第4条及び 第5条
	警察官	道路の損壊、火災の発生、その他事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条

(2) 交通規制実施要領

- ア 規制を行うときは関係機関に連絡すること
- イ 道路管理者は以下の場合に交通規制を行うことができる
 - (ア) 異常気象時に道路の通行が危険であると認められたとき
 - (イ) 災害等により交通に危険が予想されるとき
 - (ウ) 災害を発見しあるいは通報等により覚知したとき

(3) 交通規制措置

通行の禁止・制限を実施した場合は、直ちに次の措置を講じる。

- ア 令の定めに基づき、道路標識の設置等の必要な措置をとる。
- イ 迂回路の指定等適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努めるとともに必要な事項を周知する。

4 緊急通行車両の確認

県公安委員会が基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合（前項参照）、知事又は県公安委員会は基本法施行令第33条の規定により、緊急通行車両確認（証明書及び標章の交付）を行う。

(1) 確認申出の申請

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、関係機関から緊急通行車両の確認申出を受理する。

① 確認申出の対象とする車両

確認申出の対象とする車両は、災害時において基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で、次の事項のいずれかに該当する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

② 申請者

確認申出の申請者は、基本法施行令第33条第1項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者（代行者を含む。）

③ 申請先

申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課又は県警察本部交通規制課とする。

④ 申請書類

別記様式第3の緊急通行車両確認申出書1通に次の書類を添付の上申請する。

ア 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し：1通

イ 疎明資料（災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類、災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類、指定行政機関等との契約書や協定書等）：1通

(2) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

警察署等は、緊急通行車両であることを認定したときは、速やかに別記様式第2の標章及び別記様式第5の確認証明書を申請者に交付する¹²。

5 緊急輸送等に係る措置

市は災害時における輸送車両等の運用及び調達については、人員及び物資等の輸送手段の確保をあらかじめ定めておく。なお、市が、運用及び調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して県に調達斡旋を要請する。

- ① 輸送区間及び借上期間 ② 輸送人員又は輸送量 ③ 車両等の種類及び台数
- ④ 集合場所及び日時 ⑤ その他必要な事項

6 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

(1) 道路の確保

災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、災害現場や指定避難所に通ずる道路の確保に努める。

- ① 障害物の除去 ② 被災箇所の応急復旧 ③ 迂回路の確保

(2) 道路啓開等

- ① 行政区域内の緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、速やかに宮崎県延岡土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送ルートについては、啓開作業を実施する。
- ② 市道の指定した区間において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 障害物の除去

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住居又は周辺に発生した障害物を除去するとともに、人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路、河川等における障害物の除去を行う。

災害により住家やその周辺に運び込まれた土砂やその他の障害物の除去は、土木班が周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、建設業者等の協力を得て実施する。

被害の状況等により救助法が適用された場合は、次のとおり実施する。

ア 障害物除去の対象

対象戸数は、半壊及び床上浸水した世帯数の15%以内とする。

¹² 資料2-11「緊急通行車両の証明書等」

- ① 障害物のため、当面の日常生活が営めない状態にあるもの
- ② 障害物が日常生活に欠くことができない場所に運び込まれたもの
- ③ 自らの資力では、障害物の除去ができないもの
- ④ 住宅が半壊、又は床下浸水したものであるもの
- ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

イ 障害物除去の実施責任者

災害等によって、住居又は周辺に堆積した障害物の除去は、知事（権限委任された場合は市）が実施する。

ウ 処理の期間

災害発生の日から10日以内

※ただし、特別の事情がある場合は厚生労働大臣の承認（特別基準）を得て延長する事ができる。

エ 障害物除去の実施方法

- ① 市は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は建設業者等の協力のもと速やかに行う。
- ② 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

オ 資機材、人員の確保

市は、スコップ、ロープ、その他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を確保する。

カ 除去した障害物の処理

除去した障害物は、原則として市長の指示する場所で処理する。【本章第11節第2項「災害廃棄物処理」参照】

① 除去した障害物の集積場所の選定

集積場所は、次の条件を考慮して選定する。

- (ア) 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- (イ) 道路交通の障害とならない場所
- (ウ) 盗難の危険のない場所

② 除去した障害物の保管

工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

第3項 海上輸送体制の確立

港湾及び漁港の被害、復旧情報に基づき、海上輸送ルートを定めるとともに港湾、漁港の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

また、緊急輸送実施機関は輸送手段の確保を図るものとする。

第4項 航空輸送体制の確立

(1) 航空輸送の実施

災害による交通途絶、その他の理由により、山間へき地へ緊急に必要なが生じた場合は、航空輸送の実施を行う。

(2) 航空輸送の要請等

航空輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請等については、【本章第3節第2項「指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請」】に定めるところによる。

(3) ヘリポートの確保

市長は、航空輸送を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着及び物資投下地点の確保に努め、被災地における航空輸送の円滑を図る。

① ヘリポートの開設方法

総合調整班は、ヘリポートの開設について県（危機管理局・防災救急航空隊）及び自衛隊と連絡調整を行い、開設に必要な資機材を用意し、設置にあたる。

なお、ヘリポートの開設の方法は次のとおりである。

地表面の 条件整備	◇回転翼の影響で砂塵等が舞い上がらない舗装された場所が最も望ましい。 ◇グラウンド等の未舗装の場所になる場合は、砂塵等が舞い上がらないように、十分散水する。 ◇草地の場合は、硬質で丈の短いものであることが望ましい。
着陸点の 表示	◇着陸点（直径 30m）の中央に、石灰等を用いて直径 10mの円を書き中央に Hと記す。
風向の 表示	◇着陸帯付近に上空から確認できる吹き流し、又は旗をたてる。 ◇着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による影響の少ない場所を選定する。 ◇吹き流し・旗は、風速 25m/s 程度に耐えられる強度を有していること
その他の 留意事項	◇救急車、輸送車両の出入りに便利なこと ◇電話その他の通信手段の利用が可能であること ◇ヘリコプターの離発着に際し、周囲の安全を十分図ること

② ヘリポートの開設場所

ヘリポートの基地となる場所は次のとおりである。その他必要な場合は、設置基準等条件を満たす場所を利用する。

(令和7年4月1日現在)

No	臨時ヘリポート名	所在地	ヘリポート状況	地面状況	防災ヘリ 着陸可否
1	西階陸上競技場	西階町1丁目	陸上競技場	芝	○
2	西階野球場	西階町1丁目	野球場	砂・芝	○
3	延岡西階運動広場	西階町2丁目	グラウンド	砂	○
4	延岡大瀬川河川敷	大貫町6丁目	ヘリポート	ヘリポート	○
5	島浦多目的広場	島浦宇治	広場	芝	○
6	延岡新港第2埠頭	松原町3丁目	港	コンクリート	○
7	延岡新港	新浜町地先	港	コンクリート	○
8	一ヶ岡小学校	南一ヶ岡2丁目	学校グラウンド	砂	○
9	方財海浜公園	方財町地先	グラウンド	砂	○
10	妙田公園	東浜砂・長浜町3丁目	グラウンド	砂	○
11	浜川公園グラウンド	塩浜町1丁目	グラウンド	砂	○
12	南浦中学校	熊野江町	学校グラウンド	芝	○
13	黒岩小中学校	大野町	学校グラウンド	芝	○
14	須美江家族旅行村グラウンド	須美江町	グラウンド	芝	○
15	大武公園	大武町	グラウンド	芝	○
16	土々呂公園	土々呂町1丁目	グラウンド	芝	○
17	延岡植物園	天下町	公園広場	芝地	×
18	東海グラウンド	白石町	グラウンド	芝生	○
19	妙田緑地	東浜砂町	公園広場	芝	○
20	大野町ゲートボール場	大野町	公園広場	芝	○
21	富美山町運動場	富美山町	芝地	芝	○
22	県立延岡病院	新小路	ヘリポート	屋上ヘリポート	○
23	旧祝子川小中学校跡	北川町川内名	-	土	×
24	大崩研修棟	北川町川内名	-	アスファルト	×
25	旧サニーハウス奥駐車場	北川町川内名	-	アスファルト	○
26	島浦診療所横	島浦町	空き地	アスファルト	
27	延岡北方運動広場	北方町笠下寅	グラウンド	芝生	○
28	延岡菅原たい積場	北方町菅原末	空き地	芝生	○
29	北方インター公園	北方町柳瀬南久保山	公園	芝生	○

No	臨時ヘリポート名	所在地	ヘリポート状況	地面状況	防災ヘリ 着陸可否
30	北方学園	北方町川水流卯	学校グラウンド	砂地・芝生	○
31	E T O (エト) ランド	北方町早中巳	駐車場・芝生広場	コンクリート・砂地・芝生	○
32	旧三槿小学校	北方町坂下戌	グラウンド	芝地・土砂	×
33	延岡弘川展望所	北浦町古江字弘川	造成地	地山	○
34	北浦海浜運動公園	北浦町古江	公園グラウンド	芝生	○
35	北浦中・小学校グラウンド	北浦町古江	学校グラウンド	土	○
36	三川内小学校	北浦町三川内	学校グラウンド	芝	○
37	北浦グラウンド	北浦町古江	グラウンド	芝・土	○
38	三川内ふれあい広場	北浦町三川内	グラウンド	雑草地	○
39	北川中央広場 (永代橋下流右岸)	北川町川内名 字熊田	河川敷・堤防上	雑草地	○
40	北川防災ステーション	北川町長井字押伐	空き地	岩石	○
41	北川総合運動公園 イベント広場	北川町川内名	グラウンド	土	○
42	北川中学校	北川町川内名	学校グラウンド	土	○
43	本村広場	北川町大字長井	グラウンド	雑草地	○
44	旧松葉小学校	北川町川内名	グラウンド	芝	○
45	旧下赤小学校	北川町川内名	グラウンド	土砂	○
46	北川町川内名 上祝子～下赤の林道脇	北川町川内名	空き地	土・岩石	×
47	旧瀬口小学校	北川町川内名	グラウンド	土・芝	○
48	祝子川温泉	北川町川内名	グラウンド	-	
49	祝子川へき地集会場	北川町川内名	駐車場	-	
50	旧上鹿川小学校	北方町上鹿川申	グラウンド	-	
51	富美山町康芝園グラウンド	富美山町	グラウンド	芝・土	
52	延岡共立病院	山月町5丁目	ヘリポート	屋上ヘリポート	○
53	五ヶ瀬川天下地区河川 防災ステーション	天下町	ヘリポート	ヘリポート	○

第7節 燃料の確保活動

《基本方針》

災害時には、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う重要施設や緊急通行車両等に対して優先的に燃料を供給するものとする。

【担当機関】総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課
県、宮崎県石油商業組合・石油連盟・宮崎県L Pガス協会

第1項 燃料供給体制

(1) 宮崎県石油商業組合への要請

県は、発災後速やかに宮崎県石油商業組合に対し、「災害時における燃料の優先供給及び被災者支援等に関する協定」に基づき、中核給油所をはじめとする県内の給油所において緊急通行車両等に優先給油を行うよう要請するものとする。

また、重要施設から県に対し、燃料供給の要望があった場合には、県は、宮崎県石油商業組合に対し、小口燃料配送拠点からの燃料輸送について要請する。

(2) 宮崎県L Pガス協会への要請

重要施設から県に対し、燃料供給の要望があった場合には、県は、宮崎県L Pガス協会に対し、中核充てん所からの燃料輸送について要請する。

(3) 国等への要請

県は、県内における重要施設への燃料供給が逼迫した場合には、国及び石油連盟に対して支援を要請する。

(4) 市町村間の調整

県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

第2項 市民への協力要請

市は、応急復旧を速やかに行うため、市民に対し自動車による外出をなるべく控えるよう協力を求めるとともに、緊急通行車両等や重要施設に対して優先的に燃料が供されることについて周知徹底を図るものとする。

第8節 電力・ガスの臨時供給活動

《基本方針》

災害時には、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確実に供給するものとする。

【担当機関】総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課
県、九州電力(株)・九州電力送配電(株)、宮崎ガス(株)

(1) 情報提供及び要請

九州電力・九州電力送配電及び宮崎ガスは、発災後、供給に支障が生じている地域を県に情報提供し、県は重要施設における電力・ガスの臨時供給の必要性を確認し、可能な範囲で供給の優先順位を検討の上、臨時供給を行うべき施設への電力・ガスの臨時供給を九州電力・九州電力送配電及び宮崎ガスに対し要請するものとする。

(2) 臨時供給

九州電力・九州電力送配電及び宮崎ガスは、県からの要請に基づき重要施設に対し速やかに電力・ガスの臨時供給を行う。

九州電力・九州電力送配電は、電源車が不足する場合、他の電気事業者等に対し広域的な資機材、人員の融通を求めることとする。

宮崎ガスは、移動式ガス発生設備が不足する場合、他の一般ガス導管事業者等に対し広域的な資機材、人員の融通を求めることとする。

(3) 必要な燃料の供給

九州電力・九州電力送配電は、電源車等の燃料が不足する可能性がある場合、経済産業省を通じ、全国石油商業組合連合会・石油連盟と調整を行う。

宮崎ガスは、燃料となる液化石油ガスが不足する場合、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者と調整を行う。

第9節 避難収容活動

第1項 避難誘導の実施

《基本方針》

市は、災害の危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための避難指示等の伝達、避難誘導、移送、避難場所の開設等の方法確立し、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。また、避難指示等に当たっては、防災気象情報や災害リスクのある区域等の情報をもとに、可能な限り発令対象区域を絞るよう努める。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平素から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

【担当機関】総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課

総務広報班：総務課、職員課、管財課、財政課、会計課

厚生班：生活福祉課、総合福祉課・なんでも総合相談センター・福祉給付対策室、介護保険課、こども保育課、障がい福祉課、国民健康保険課、市民課、企画課、地域・離島・交通政策課、経営政策課、人権推進課、男女共同参画推進室、情報政策課、契約管理課、スマートシティ推進室、国スポ・障スポ推進課、市民税課、資産税課、納税課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局

1 避難指示権者

市長、その他避難指示等の権限を有する者は、災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し避難のための立退きを指示し、伝達する。

なお、避難指示等の発令に際し、市長が不在又は連絡不能の場合における代位順位は、次のとおりとし、代理で決定を行った者は、事後、連絡可能となり次第、速やかに市長にこれを報告し、その承認を得る。

【第1順位】副本部長：赤木副市長

【第2順位】副本部長：小泉副市長

【第3順位】災害対策部長：危機管理部長

【第4順位】総合調整班長：危機管理企画課長

(1) 避難の指示等

市長 (災害対策基本法 60)	立退きの指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命等を災害から保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるとき
市長 (災害対策基本法 60)	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、立退きによりかえって危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認められるとき
知事及びその命を受けた職員 (水防法 29) (地すべり等防止法 25)	立退きの指示	洪水、雨水出水、津波、高潮による氾濫及び地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
水防管理者 (水防法 29)	立退きの指示	洪水、雨水出水、津波又は高潮による氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき
警察官 (災害対策基本法 61) (警察官職務執行法) (水防法 14 の 2、22) 海上保安官 (災害対策基本法 61)	立退き又は緊急安全確保措置の指示、避難の指示	◇市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき ◇市長から要求があったとき ◇重大な被害が切迫したと認められるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる

(2) 警戒区域(退去・立入り制限)

市長 市職員の不在・市からの要求により警察官・海上保安官 (災害対策基本法 63)	退去の命令 立入り制限	◇人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき ◇市長が設定した警戒区域
消防長、消防署長 消防吏員、消防団員 (消防法 23 の 2、28) (水防法 21)	退去の命令 立入り制限	◇火災が発生し、又は発生するおそれ著しく大きいとき ◇水防上の警戒区域

2 避難指示等の発令、伝達

(1) 三類型の避難指示等一覧

避難指示等は、次の三類型に分けて発令する。

類型	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の要配慮者が危険な場所から避難すべき状況 ◇避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難を開始し、災害発生前までに立退き避難を完了	◇避難に時間を要する要配慮者は、指定された避難場所又は安全な親戚・知人宅への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始）する。 ◇通常の避難行動ができる者は、家族等との連絡、非常持出品の準備等、避難の準備を開始する。 ◇気象情報等に注意を払い、避難の必要について考える。
避難指示	災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況 ◇前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ◇堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ◇人的被害の発生した状況 ◇津波災害が発生する状況	◇対象者は、直ちに避難行動に移り立退き避難を完了する。そのいとまがない場合は、屋内安全確保を含めた生命を守る最低限の行動をとる。 ◇津波災害から、指定緊急避難場所や近くて高い場所に立退き避難する。
緊急安全確保	災害が発生又は切迫しているにもかかわらず、立退き避難をすることがかえって危険な状況において、危険な場所にいる居住者等に対し緊急安全確保を中心とした行動を促したい場合	◇浸水害では、浸水しにくい自宅の高所や近隣の堅牢な建物に緊急的に移動 ◇土砂災害では、崖から離れた部屋への退避や近隣の堅牢な建物へ緊急的に移動

※避難行動の呼称

立退き避難	指定避難場所や安全な場所へ移動する避難行動
屋内安全確保	屋内に留まる安全確保
水平避難	その場を立ち退いて近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動すること
垂直避難	屋内の浸水しない安全を確保できる高さに移動すること

(2) 避難指示等の発令時期及び条件

避難基準等を定め、気象状況等を勘案しながら、注意報、警報やその他の状況に応じて避難指示等を発令する。

なお、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技

術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

ア 洪水等

(ア) 警戒レベル3／高齢者等避難

基 準	I. 洪水予報河川 1～5のいずれかに該当する場合（河川、水位観測所及び水位・雨量等の数値は別に定める。） 1：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である〇mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（時刻時点で発令） II. 水位周知河川 1～4のいずれかに該当する場合 1：A川のB水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である〇mに到達した場合 2：A川のB水位観測所の水位が一定の水位（〇m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①B 地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②A 川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③B 地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇mm 以上、又は時間雨量が〇mm 以上となる場合） 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（時刻時点で発令） III. その他の河川等 1～3のいずれかに該当する場合 1：A川のB水位観測所の水位が一定の水位（〇m）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①B 地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合
-----	--

	②A川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が○mm以上、又は時間雨量が○mm以上となる場合） 2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
伝達内容	① 発令者 ② 避難を開始すべき理由 ③ 危険地域・対象者 ④ 避難場所 ⑤ 注意事項

(イ) 警戒レベル4／避難指示

基 準	I. 洪水予報河川 1～7のいずれかに該当する場合（河川、水位観測所及び水位・雨量等の数値は別に定める。） 1：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である○mに到達したと発表された場合（又は当該市町村・区域で個別に定める危険水位に相当する○mに到達したと確認された場合） 2：A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である○mに到達していないものの、A川のB水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である○mに到達することが予想される場合 （計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5：○○ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 7：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 II. 水位周知河川 1～6のいずれかに該当する場合 1：A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である○mに到達した場合（又は当該市町村・区域の個別に定める
-----	---

危険水位に相当する〇mに到達したと確認された場合)

2：A川のB水位観測所の水位が一定の水位（〇m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合

②A川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）

③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇mm以上、又は時間雨量が〇mm以上となる場合）

3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合

4：〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合

5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

※ 発令基準例2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること

III. その他の河川等

1～5のいずれかに該当する場合

1：A川のB水位観測所の水位が一定の水位（〇m）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合

①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合

②A川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報[洪水]）

③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇mm以上、又は時間雨量が〇mm以上となる場合）

2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合

3：〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合

4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

	※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する		
伝達内容	① 発令者	② 避難すべき理由	③ 危険地域・対象者
	④ 避難場所	⑤ 避難経路	⑥ 避難後の災対本部の指示連絡等
	⑦ 注意事項		

(ウ) 警戒レベル5／緊急安全確保

基 準	I. 洪水予報河川 「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合、例えば以下の1～5のいずれかに該当する場合（ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。） （災害が切迫） 1：A川のB水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である○mに到達した場合 （計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合） ※ 発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。 II. 水位周知河川 I. と同じく、例えば以下の1～4のいずれかに該当する場合 （災害が切迫） 1：A川のB水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である○mに到達した場合 （計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそ
-----	---

	れが高まった場合 3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）（災害発生を確認） 4：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※Iに同じ。 Ⅲ. その他の河川等 I. と同じく、例えば以下の1～4のいずれかに該当する場合（災害が切迫） 1：A川のB水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である〇mに到達した場合 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）（災害発生を確認） 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※Iに同じ。
伝達内容	①発令者 ②災害の発生・切迫の情報 ③対象地域・対象者 ④緊急安全確保事項 ⑤注意事項

イ 土砂災害

大雨に伴う急傾斜地の崩壊、土石流についての発令基準は以下のとおりとする。

なお、地すべりについては、国・県等が行う個別箇所ごとの移動量等の監視・観測等の調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえて発令する。

(7) 警戒レベル3／高齢者等避難

基 準	1～3のいずれかに該当する場合 1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
-----	--

	3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
伝達内容	① 発令者 ② 避難を開始すべき理由 ③ 危険地域・対象者 ④ 避難場所 ⑤ 避難経路 ⑥ 注意事項

(イ) 警戒レベル4／避難指示

基 準	1～5のいずれかに該当する場合 1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂キキクル（危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
伝達内容	① 発令者 ② 避難すべき理由 ③ 危険地域・対象者 ④ 避難場所 ⑤ 避難経路 ⑥ 避難後の災対本部の指示連絡等 ⑦ 注意事項

(ウ) 警戒レベル5／緊急安全確保

基 準	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合、例えば以下の1～2のいずれかに該当する場合 （ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。） （災害が切迫） 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合
-----	--

	(災害発生を確認) 2：土砂災害の発生が確認された場合
伝達内容	①発令者 ②災害の発生・切迫の情報 ③対象地域・対象者 ④緊急安全確保事項 ⑤注意事項

ウ 高潮

(ア) 警戒レベル3／高齢者等避難

基 準	1～4のいずれかに該当する場合 1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 (数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表) 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性が高い旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
伝達内容	① 発令者 ② 避難を開始すべき理由 ③ 危険地域・対象者 ④ 避難場所 ⑤ 避難経路 ⑥ 注意事項

(イ) 警戒レベル4／避難指示

基 準	1～2のいずれかに該当する場合に 1：高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合 2：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
伝達内容	① 発令者 ② 避難すべき理由 ③ 危険地域・対象者 ④ 避難場所 ⑤ 避難経路 ⑥ 避難後の災対本部の指示連絡等 ⑦ 注意事項

(ウ) 警戒レベル5／緊急安全確保

基 準	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合、例えば以下の1～6のいずれかに該当する場合 (ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。)
-----	--

	(災害が切迫) 1：水門、陸閘等の異常が確認された場合 2：潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合 3：水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 (災害発生を確認) 4：海岸堤防等が倒壊した場合 5：異常な越波・越流が発生した場合 6：水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合
伝達内容	①発令者 ②災害の発生・切迫の情報 ③対象地区・対象者 ④緊急安全確保事項 ⑤注意事項

エ その他の災害

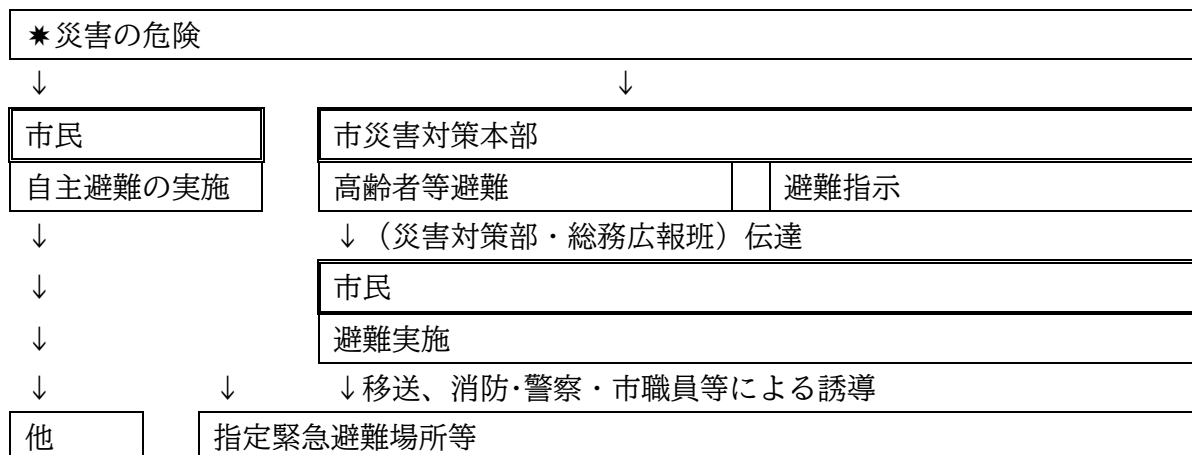
避難基準等を定め、災害の種類、態様等を勘案しながら、危険物の位置、構造、貯蔵 場所その他の状況に応じて避難指示を発令する。

(ア) 避難指示

基 準	①危険物等災害が発生し、拡大するおそれがあるとき ②大規模な火災で、風下に拡大するおそれがあるとき ③大規模な爆発が発生し、又は発生するおそれがあるとき ④有毒ガスが漏洩し、又はそのおそれがあるとき ⑤災害が発生し、現場に残留者があるとき ⑥その他人命保護上避難を要すると認められるとき
伝達内容	①発令者 ②避難すべき理由 ③危険地域（・対象者） ④避難場所 ⑤避難経路 ⑥避難後の災対本部の指示連絡等 ⑦注意事項

(3) 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達は、災害対策部・総務広報班が関係機関との連携のもと行い、避難指示等の段階に応じて、必要かつ明確な事項を伝達する。



(4) 避難情報の住民への周知¹³

避難指示等を行ったときは、速やかに住民に対しその周知徹底を図る。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

(5) 避難措置の報告

避難指示等を行った者は、避難措置及びその解除について必要な事項を市災対本部へ通知する。通知を受けた本部長は、県知事に報告する。

(6) 避難指示等の解除時期

洪水その他の避難指示等の解除についてそれぞれの基準等を定め、河川や気象の状況等を勘案しながら、避難指示等を解除する。

(ア) 洪水等

基 準	I 洪水予報河川、水位周知河川 避難指示等の解除は、水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。 II その他の河川等 その他河川等については当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除する。
-----	--

(イ) 土砂災害

基 準	土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除する。 また、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられるため、現地の状況確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除を判断する。必要に応じて、国・県の土砂災害等の担当者に助言を求める。
-----	--

(ウ) 高潮

基 準	1. 避難指示等の解除は、当該地域の高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が解除された段階を基本として解除する。 2. 浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。
-----	---

¹³ 手段・方法については、本編第3章第16節「被災者等への的確な情報伝達活動」を参照。

(エ) その他の災害

基準	発令基準に合致する状況が解消された段階を基本として解除する。
----	--------------------------------

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体への危険を防止するため、必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）また、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は、それぞれ消防法（第28条）又は水防法（第21条）によって行う。

なお、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、応急措置の全部、又は一部を県知事が代行する。（災害対策基本法第73条第1項）

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

イ 市長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

4 避難誘導及び移送

(1) 避難誘導及び移送

避難のための立ち退きの誘導は、消防、警察、市職員等によって実施するものとし、必要があるときは消防団員、区長、自主防災組織等の協力を求めて行う。

避難指示

↓ 市長

避難者の誘導

↓ 消防、警察、市職員

避難順位

- 1. 避難行動要支援者
→ 2. 防災活動従事者以外の者
→ 3. 防災活動従事者

避難の準備及び携行品等の制限

- ① 避難誘導員をあらかじめ選任しておき、避難活動が円滑に進むようにしておく。
- ② 誘導・移送に際しては、事前に避難の安全を確認しておくとともに、危険箇所等については明確な表示を行い、避難者にあらかじめ指示しておく。また、避難の際の携帯品は、避難活動に支障をきたさない最小限度のものにとどめるよう指示する。
- ③ 誘導員は、人員の点検を適宜行い避難中の事故防止を図る。
- ④ 避難した地域に対しては、事後速やかに残留者の有無を確認するとともに、必要に応じて警戒区域を設定し、その他必要な措置を行う。

- ⑤ 避難誘導にあたっては、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、消防団員、警察官、区長、自主防災組織役員など、避難誘導にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行うものとする。

⑥ 避難者の緊急移送

車両等による避難者の移送の必要を認めたときは、県に対して次の関係機関の応援又は派遣の要請を依頼する。

ア 陸上輸送の場合

道路輸送	九州運輸局宮崎運輸支局	0985-51-3824
	陸上自衛隊第43普通科連隊	0986-23-3944
	※災害派遣要請受理後とする	
鉄道輸送	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社	099-254-9079

イ 海上輸送の場合

県有船舶	宮崎県	0985-26-7145
海上自衛隊船艇	海上自衛隊鹿屋航空隊油津事務所 ※災害派遣要請受理後とする	0987-22-2298
海上保安部船艇	日向海上保安署	0982-54-4999
民間船舶	九州運輸局宮崎運輸支局	0985-51-3824

ウ 航空機による輸送

航空機輸送	航空自衛隊新田原基地 ※災害派遣要請受理後とする	0983-35-1121
-------	-----------------------------	--------------

⑦ 避難順位

- 【第1位】避難行動要支援者
- 【第2位】防災活動従事者以外の者
- 【第3位】防災活動従事者

(2) 自主防災組織等における避難誘導

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導に努めるものとする。

第2項 避難所の開設、運営

《基本方針》

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に収容保護する。避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

【担当機関】 総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課
災害支援班：災害支援課、総務課、職員課
総務広報班：総務課、職員課、管財課、財政課、会計課
厚生班：生活福祉課、総合福祉課・なんでも総合相談センター・福祉給付対策室、介護保険課、こども保育課、障がい福祉課、国民健康保険課、市民課、企画課、地域・離島・交通政策課、経営政策課、人権推進課、男女共同参画推進室、情報政策課、契約管理課、スマートシティ推進室、国スポ・障スポ推進課、市民税課、資産税課、納税課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局

1 指定緊急避難場所の開放

指定緊急避難場所については、災害警戒本部長による避難情報発令の2時間前を目安に、厚生班が施設の被害状況を確認した上で開放準備を進め、避難情報発令前には、開放が完了しているものとする。

また、指定緊急避難場所のうち、災害の発生が予測される段階でいち早く開設する優先開設避難場所については、情報連絡本部長により開設を判断し、市長の承認を得るものとする。市長が不在又は連絡不能な場合は、副市長、危機管理部長を代位順位者とする。

なお、いずれも施設を利用する場合には、その施設の管理者に事前に通報する。

(1) 市民への周知

総務広報班は、指定緊急避難場所を開放した場合、その施設名等を災害情報メール、緊急速報メール及び防災行政無線により、また、総務広報班は、市ホームページ、ラジオ、テレビなどを通じて市民に周知する。併せて、防災アプリにより避難場所の混雑状況等を周知する。

(2) 県への報告

総務広報班は、指定緊急避難場所を開放した場合、県災害対策支援情報システムにより次の事項を報告する。

ア 開放日時 イ 開放場所 ウ 施設名

(3) 避難対象者（災害によって被害を受けるおそれがある以下の者）

指定緊急避難場所及び次項の指定避難所への避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

ア 高齢者等避難又は避難指示の発令を受け避難する者

イ 避難指示を受けていないが、緊急に避難することが必要である者

2 指定避難所の開設

(1) 市民への周知

総務広報班は、指定避難所を開設した場合、その施設名を災害情報メール、緊急速報メール、緊急一斉通報システム及び防災行政無線により、また、総務広報班は、市ホームページ、ラジオ、テレビなどを通じて市民に周知する。

(2) 設置及び収容状況報告

指定避難所を開設したときは、災害対策部を通じて県に次の事項を報告する。

- ア 避難対象地域 イ 避難場所開設の日時、場所、施設名
- ウ 収容状況及び収容人員 エ 開設期間の見込み

(3) 避難対象者

- ア 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇し、すみやかに避難しなければならない者（旅館等の宿泊者、通行人、ホームレスを含む。）

(4) 開設場所

- ア 厚生班は、あらかじめ指定した指定避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無等の安全性のほか、ライフライン及び道路の途絶等の状況を確認の上、指定避難所を開設する。
- イ 災害対策本部は、あらかじめ指定した指定避難所で不足する場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げや、野外に天幕等を設営し避難所を開設する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、市外にあるものを含め、旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- ウ 被害が激甚なため、市内に指定避難所を開設することが困難な場合は、隣接市町村の避難所への収容委託や、隣接市町村の建物または土地を借り上げて避難所を開設する。
- エ 福祉避難所については、第4項に記載する。

(5) 設置期間

- ア 指定避難所は必要最低限の期間設置するものとし、日時の経過により避難者が減少するときは逐次開設数等を整理縮小する。
- イ 指定避難所の開設は応急的なものであることから、指定避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図る。特に、学校を指定避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図る。
- ウ 指定避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設を進める。
- エ 災害救助法が適用された場合の指定避難所の開設期間は、最大7日以内とする。ただし、期間を延長する必要がある場合には、厚生労働大臣の承認を必要とするため、県と協議する。

3 指定避難所の運営

市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難所、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NP0・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応

じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

(1) 管理責任者の配置

主な指定避難所ごとに、原則として市職員の管理責任者を配置する。

ただし、災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておく。

また、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に整備する。

(2) 管理責任者の役割

管理責任者は、概ね次の業務を行う。

ア 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難場所被災者台帳を整備する。なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。

ウ 被災者に必要な食料、飲料水その他生活必需品の供給について、常に市災対本部と連絡を行う。また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し各世帯を単位として配布状況を記録しておく。

エ ボランティア組織等の支援に関して、適切な指示を行う。

4 資機材の配備、食料等生活必需品の調達及び確保

指定避難所を開設した場合、当該指定避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保を行うものとする。

5 指定避難所以外の被災者への支援

避難所の運営に当たり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情により在宅避難や車中避難にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とすることが適切である。市は、在宅避難者等が発生する場合や避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合、車中避難が発生する場合に備え、あらかじめ地域の実情に応じ支援方策の検討に努める。

支援に際して市は、食料等の必要な物資の確保及び保健師、福祉関係者等と連携し健康状況把握の取り組みの調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的・共有範囲についての検討に努める。

市は、当該避難所や在宅避難者及び車中避難の支援拠点等などは、その設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者や車中避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地

域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置することが適切である。

在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者(児)用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じる。

被災者台帳の活用などにより在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難所を拠点として支援を行うことが望ましい。

第3項 被災者の把握

《基本方針》

市は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため、指定避難所の受付にて、次の事項の把握に努める。また、指定避難所以外へ避難をしている場合があるため、防災関係機関、NPO 法人、ボランティア等と連携して被災者の把握に努めるものとする。

なお、避難所の運営者等により把握された事項は、速やかに市災対本部に報告するものとする。市災対本部は、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、指定避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

【担当機関】 総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課

災害支援班：災害支援課、総務課、職員課

総務広報班：総務課、職員課、管財課、財政課、会計課

厚生班：生活福祉課、総合福祉課・なんでも総合相談センター・福祉給付対策室、介護保険課、こども保育課、障がい福祉課、国民健康保険課、市民課、企画課、地域・離島・交通政策課、経営政策課、人権推進課、男女共同参画推進室、情報政策課、契約管理課、スマートシティ推進室、国スポ・障スポ推進課、市民税課、資産税課、納税課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局

(1) 避難所運営名簿登録事項

- ア 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- イ 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- ウ 親族の連絡先
- エ 住家被害の状況や人的被害の状況
- オ 食品、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- カ 要配慮者の状況
- キ その他、必要とする項目

(2) 登録の方法

- ア あらかじめ様式を定める「避難所運営名簿登録票」に被災者の情報を記載してもらう。ただし、様式が印字できない場合は、白紙に①の事項を記載してもらう。
- イ 指定避難所の配置職員又は自主運営組織の責任者は、避難所運営名簿登録票の事項を避難所運営名簿に記載し、市災対本部に報告する。

(3) 登録結果の活用

登録された状況は、指定避難所の開設期間、食料や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、指定避難所の生活環境の整備等に活用する。

(4) 登録結果の報告

登録の結果は、日々、市災対本部に集約し、結果は通常、県（危機管理局）へ報告する。救助法が適用となった場合は県の担当課へ必要な項目を報告する。

第4項 避難生活環境の確保

《基本方針》

避難所等の運営に際し、不特定多数の被災者を収容する場合、いわゆるエコノミー症候群や長引く避難生活に起因する慢性疾患の増悪、感染性疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難が長期化した場合における避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持に努めるものとする。

【担当機関】 総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課

災害支援班：災害支援課、総務課、職員課

総務広報班：総務課、職員課、管財課、財政課、会計課

厚生班：生活福祉課、総合福祉課・なんでも総合相談センター・福祉給付対策室、介護保険課、こども保育課、障がい福祉課、国民健康保険課、市民課、企画課、地域・離島・交通政策課、経営政策課、人権推進課、男女共同参画推進室、情報政策課、契約管理課、スマートシティ推進室、国スポ・障スポ推進課、市民税課、資産税課、納税課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局

(1) 生活環境の整備

避難者の生活環境を整備するため、次の事項について対応する。

ア 食料、その他生活必需品の世帯人員や不足状況に応じた公平な配布

イ 指定避難所における避難所開設当初からのプライバシーの確保、段ボールベッド・パーティションの活用、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保、医師・保健師・災害支援ナース等による巡回診療等

ウ 物理的障壁の除去（バリアフリー化）

エ 一定の設備を備えた指定避難所を維持するための衛生管理対策、電気容量確保

オ 避難者への情報提供、被災者相互の安否確認等を行うための電話・ファクシミリ・テレビ・ラジオ等の通信手段の確保

カ 男女のニーズの違いや子育て家庭のニーズに配慮する

キ 指定避難所における防犯対策（特に女性や子どもの安全に配慮した運営）

ク 感染症対策（避難者の健康管理、避難所の衛生管理、十分なスペースの確保のほか、患者が発生した場合の対応を含め、国の通知や県のガイドラインにより実施）

ケ 家庭動物と同行避難した避難者については、県と協力して適切に対応するとともに、避難所

等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

コ 開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベット等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 住民による自主的運営

指定避難所における生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織の育成等、避難者による自主的な運営が行われるよう努める。また、避難者の自主的なルールづくりを支援する。

(3) 指定避難所以外の被災者への支援

在宅避難等や車中避難など避難所以外への避難者に対しても、食料等の必要な物資の確保、利用者数、食料等の必要な物資数等の集約・配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報の提供等により、生活環境の確保を図る。また、車中泊の避難の早期解消に向け必要な支援を実施する。

第5項 要配慮者への配慮

《基本方針》

高齢者、障がい者等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対しては、その個々の状態に配慮して、情報提供、避難誘導、福祉避難所への収容、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の提供等、災害応急対策の実施にあたり、きめ細かな対応が必要であり、自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等とも連携を図りながら、対策を推進するものとする。

特に、要配慮者のうち災害時において、自ら避難することが困難な者に対しては、次の対策に記載するとおり避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、円滑な避難を行うものとする。

【担当機関】 総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課
災害支援班：災害支援課、総務課、職員課
総務広報班：総務課、職員課、管財課、財政課、会計課
厚生班：生活福祉課、総合福祉課・なんでも総合相談センター・福祉給付対策室、介護保険課、こども保育課、障がい福祉課、国民健康保険課、市民課、企画課、地域・離島・交通政策課、経営政策課、人権推進課、男女共同参画推進室、情報政策課、契約管理課、スマートシティ推進室、国スポ・障スポ推進課、市民税課、資産税課、納税課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局

1 避難のための情報伝達（災害対策基本法第56条）

(1) 避難情報等の伝達

災害対策本部から得た避難情報（避難指示等）は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その伝達に当たっては、

高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより的確に伝わるように努める。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

避難行動要支援者の中には、必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいると考える。また、多様な情報伝達的手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市においては、多様な情報伝達手段の確保に努める。

2 避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の平常時からの提供に不同意であった者の避難支援

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要がある場合は、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供に不同意であった者についても、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿情報及び計画情報を提供し、可能な範囲で支援の協力を求めることができるものとする。

3 安否確認及び避難誘導の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難支援等関係者及び避難支援等実施者等の協力のもと、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行い、避難場所への避難誘導を行う。

4 指定避難所での対策

市は、避難行動要支援者の名簿情報が指定避難所の責任者へ円滑に引き継がれるよう、その方法等を整備するものとする。

5 指定避難所外に避難している避難行動要支援者の状況把握

指定避難所に避難していない避難行動要支援者についても、必要に応じて指定避難所への転居又は生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、避難行動要支援者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

第6項 応急住宅の確保

《基本方針》

災害時における応急住宅対策は、一時的には公共施設等を利用して指定避難所へ収容するほか、被災住宅の居住者に対して災害救助法を適用した場合には、応急仮設住宅の建設及び提供、並びに被災住宅の応急修理等の実施に努めるものとする。

【担当機関】 建築班：建築住宅課、建築指導課、空家施策推進室
土木班：土木課、都市計画課、高速道対策課、用地調査課

1 仮設住宅・住宅応急修理対策

市は、被災住宅の居住者のうち対象者に該当し、救助法が適用された場合、県との調整をとりながら応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等を実施する。

(1) 対象者

① 応急仮設住宅提供

災害のため住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を得ることができない者

【例】

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産のない失業者、母子世帯
- ウ 特定の資産のない高齢者、病弱者並びに身体障害者
- エ 特定の資産のない勤労者、小企業者
- オ ア～エに準ずる経済的弱者

② 応急修理

災害のため住家が半壊（焼）し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者

(2) 応急仮設住宅の提供

① 実施責任者

- ア 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立及び実施は、市長が行う。
- イ 救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行うが、知事の職権の一部を委任された場合、又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

② 提供の実施

応急仮設住宅の提供は、あらかじめ策定した供給計画及び以下の要点により実施する。

- ア 応急仮設住宅に収容する入居者の選考にあたっては、十分な調査を基本とすべきであり、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等、被災者の資力、他の生活条件を十分に調査する。
- イ 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅の斡旋等を積極的に行う。
- ウ 必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受け入れに配慮する。

③ 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、次の建設要領に従って建設団体等と連携を図り行う。

設置場所	原則として公有地、それが困難なときは所有者と協議
設置戸数	県と協議の上、設置戸数を決定
設置規模	1戸あたり29.7㎡（9坪）程度 ※地域の実情、世帯構成等に応じて設定
設置費用	国が示す限度額以内
着工期間	災害発生日から20日以内
供与期間	完成の日から2年以内

(3) 被災住宅の応急修理

① 実施責任者

- ア 被災住宅の応急修理に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。
- イ 救助法を適用した場合の被災住宅の応急修理は、建築班が建設団体等と連携を図り実施する。

② 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理の実施

住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある場合は、速やかに緊急の修理を行う。緊急の修理は、屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て行う。

③ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の実施

住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊世帯）に対しては、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最低限度の修理を行う。

応急修理は、次の要領により実施する。

修理戸数	県と協議の上、対象数を決定
修理費用	国が示す限度額以内
修理期間	災害発生日から3ヶ月以内

(4) 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資機材の供給は、あらかじめ締結した建設業者等から必要に応じて調達する。

(5) 公的住宅空屋の斡旋

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、関係機関等への協力要請を行ったうえで、県や住宅都市整備公団等が管理する公営住宅・公的住宅等の空屋の被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

2 住宅応急修理体制

住宅の応急修理は、被災住宅の居住に必要な最小限度の部分を応急的に補修し、住居の安定を図るものである。

(1) 実施責任者

- ア 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。
- イ 救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、市長が行う。
- ウ 救助法を適用した場合の被災住宅の応急修理は、建築班が建設団体等と連携を図り実施する。

(2) 住宅応急修理対象者

災害のため住家が半壊（焼）し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者

(3) 住宅の応急修理計画

修理戸数	県と協議の上、対象数を決定
修理費用	国が示す限度額以内
修理期間	災害発生の日から3ヶ月以内

(4) 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定

地震災害により被災した建築物及び宅地が、引き続き安全に居住できるか否か及び余震等による二次災害に対して安全が確保できるか否かの判定を、建築士会等の協力を得て実施する。

① 被災建築物・宅地

ア 調査の実施

地震等発生後、半壊以上の建築物が多数発生し、居住者等への安全指導を実施する必要がある場合には、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の協力を得て、早期に被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定を実施する。

イ 判定

(ア) 建築物

被災建築物の応急危険度判定は、以下の3段階の判定基準に基づき、特に必要な注意を付して建物の玄関付近に掲示するとともに関係者へ安全指導を行う。

危険	この建築物に立ち入ることは危険です。
要注意	この建築物に立ち入る場合は、十分注意して下さい。
調査済	この建築物の被災度は小さいと考えられます。

(イ) 宅地

被災宅地の危険度判定は、次の3段階とし判定ステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

危険宅地	この宅地に立ち入ることは危険です。
要注意宅地	この宅地に立ち入る場合は、十分注意して下さい。
調査済宅地	この宅地の被災度は、小さいと考えられます。

② 応急・復旧措置に関する指導・相談

ア 倒壊及び外壁等の脱落等のおそれのある建築物等の危険防止に関する相談・指導を行うとともに落下等による事故防止のための住民に対する広報を実施する。

イ 被災建築物及び宅地の復旧に関する技術指導及び相談を関係機関の協力を得て必要に応じて行う。

③ 危険度判定士派遣要請

市は、余震等による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。

④ 二次災害防止のための応急措置

市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

(5) 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資機材の供給は、あらかじめ締結した建設業者等から必要に応じて調達する。

(6) 公的住宅の斡旋

激甚な災害のため、応急仮設住宅の提供や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、関係機関等への協力要請を行ったうえで、県や住宅都市整備公団等が管理する公営住宅・公的住宅等の空屋の被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

第7項 広域避難及び広域一時滞在

《基本方針》

県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

【担当機関】 総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課

災害支援班：災害支援課、総務課、職員課

総務広報班：総務課、職員課、管財課、財政課、会計課

厚生班：生活福祉課、総合福祉課・なんでも総合相談センター・福祉給付対策室、介護保険課、こども保育課、障がい福祉課、国民健康保険課、市民課、企画課、地域・離島・交通政策課、経営政策課、人権推進課、男女共同参画推進室、情報政策課、契約管理課、スマートシティ推進室、国スポ・障スポ推進課、市民税課、資産税課、納税課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局

1 広域避難

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- (3) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (4) 県・市・運送事業者等は、あらかじめ具体的な運用を定めるとともに、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

2 広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- (3) 国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うものとする。

第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

第1項 食料の供給

《基本方針》

災害時において、食料の円滑な供給は、民生の安定に重要な役割を担っている。被害状況の把握とともに、必要食料品の確保に努め、要請に応じて迅速に米穀等主食の応急配給、副食品の調達斡旋の措置を講ずるものとする。本市は、災害時の主要食料を確保するため、関係業者と連絡を密にして調達可能量の把握と主食の供給、業務の適正かつ円滑な実施を図るものとする。なお、食料の給与に際しては、衛生に十分配慮し実施するものとする。

また、災害の規模に応じ物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し物資の発注状況や輸送状況等の情報を共有できる仕組みを推進する。

【担当機関】厚生班：生活福祉課、総合福祉課・なんでも総合相談センター・福祉給付対策室、介護保険課、こども保育課、障がい福祉課、国民健康保険課、市民課、企画課、地域・離島・交通政策課、経営政策課、人権推進課、男女共同参画推進室、情報政策課、契約管理課、スマートシティ推進室、国スポ・障スポ推進課、市民税課、資産税課、納税課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局
商工観光班：商業・駅まち振興課、観光戦略課、工業振興課、メディカルタウン推進室、人材政策・移住定住推進室、新財源確保推進室、歴史・文化都市推進課
農林班：総合農政課、農業畜産課、林務課、農業委員会事務局
学校教育班：教育政策課、学校支援課、学校教育課、アスリートタウン推進課

1 食料の調達、供給

あらかじめ災害時における食料供給計画（輸送に関する計画を含む。）を策定し、被災者の食料の確保と供給に努め、必要な食料の確保と供給ができない場合は、県及び周辺市町村に対し応援を要請する。また、米穀の調達を円滑に行えるよう、県農産園芸課、農林水産省農産局との連絡・協力体制の整備を図る。

(1) 実施責任者

災害時における食料供給は、市長が直接又は知事の委任を受けて行う。

(2) 食料供給の申請

市長は、食料供給及び炊き出しを実施しようとするときは、直ちに災害応急用米穀の供給を知事に申請しなければならない。

(3) 米穀等食料の調達、供給経路

主要食料の備蓄は、第2章第2節第9項「備蓄に対する基本的な考え方」に定めるところによる。市長は、知事からの通知に基づき知事の指定するものから給与を受ける。

ア	延岡市（厚生班）→東臼杵農林振興局	供給申請
イ	東臼杵農林振興局→県	供給申請
ウ	県→農林水産省農産局 03-6744-1353	要供給通知
エ	農林水産省農産局→県	政府備蓄米の売却
オ	県→知事の指定する者	政府備蓄米の供給
カ	知事の指定する者→延岡市（厚生班）	米穀の給与
キ	延岡市（厚生班）→受配責任者	送達
ク	受配責任者→被災者	配給・給食

※知事の指示を受けられない場合

ア	延岡市（厚生班）→農林水産省農産局	要請
イ	農林水産省農産局→米穀管理受託事業体	引渡し指示
ウ	米穀管理受託事業体→知事の指定する者	引渡し
エ	知事の指定する者→延岡市（厚生班）	米穀の給与
オ	延岡市（厚生班）→受配責任者	送達
カ	受配責任者→被災者	配給・給食

(4) 応急食料の緊急措置

市長は、通信・交通の途絶により孤立したため、知事の指示を受けられない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領¹⁴」に基づき、農林水産省農産局に対し、直接引渡要請を行う。

(5) 食料の受け入れ、配給のための拠点となる施設の確保

市は災害が発生した場合において、調達又は援助された食料の受け入れ（集積）、配給を行うため、指定避難所等との調整を行ったうえで、体育館等の施設を確保する。

2 食料の給与

(1) 給与種別

- ア 食品給与（一時縁故先等に避難する者に現物をもって3日分以内の食料品を支給する。）
- イ 指定避難所等における炊出し（乳幼児のミルクを含む。）

(2) 応急配給の方法

ア 主食の配給

主食の配給は厚生班及び担当班を指名して行うものとし、配給の方法、その他配給の手続等については「米穀の配給要綱」による。

イ 副食の応急配給

副食の応急配給は厚生班及び担当班を指名して行い、副食の確保、配給の方法等については、災害の規模、状況等に応じ実績に即した措置を講ずる。

¹⁴ 資料 2-16「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抄）」

(3) 給与期間（救助法適用）

炊出し、その他による食品給与期間は、災害発生の日から7日以内とする。
ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

(4) 炊き出し・食料給与対象者

- ア 指定避難所に収容された者
- イ 住家の被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等）により炊事ができない者
- ウ 社会福祉施設の入所者等で、施設が自ら食品の給与ができない者
- エ 被害を受け一時縁故先等に避難する者で、食料品を喪失し持ち合わせのない者
- オ その他、市長が給与の必要を認めた者

(5) 給与品目及び数量

- ア 給与品目は、米穀、又はその加工品副食品等被災者が直ちに食することができる現物による。
- イ 給与数量は、社会通念上の数量とする。1人1日換算、救助法の枠内とする。

3 炊き出しによる給与

(1) 炊出しの責任者

炊出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。

(2) 炊出しの実施者

炊出しの実施は厚生班及び学校教育班が、日赤奉仕団等の協力を得て行い、炊出しに必要な原材料、燃料等の確保は商工観光班の協力を得ながら行う。

(3) 炊出し施設の確保

炊出し施設は可能な限り学校等の給食施設、又は集会所、保育所等の既存施設を利用し、できるだけ指定避難所と同一施設、又は指定避難所に近い施設を選定して設ける。施設の選定にあたっては、あらかじめ所有者、又は管理者から了解を得ておく¹⁵。

¹⁵ 資料2-17「炊き出し施設、器材等の状況」

第2項 飲料水の供給及び給水の実施

《基本方針》

市は独自の給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るよう努めるとともに、最低必要量の水を確保できない場合は、県、周辺市町村に速やかに応援を要請し、給水活動を迅速かつ円滑に実施する。

【担当機関】水道班：水道課、業務課

1 供給の期間（救助法の適用）

供給期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

2 応急対策の内容

- ① 汚物等の有害物混入の確認及び防止
- ② 取水・導水・浄水施設の防護
- ③ 給水車等の応急給水法の確保（使用不能の場合）
- ④ 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- ⑤ 給水（箇所・時間・方法）等に関する広報

3 対象者

給水の対象者は、災害のため現に飲料水を得ることができない者とする。

4 重要施設の優先的給水

人工透析等、最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うように努める。

5 給水量の目安

1人1日当たりの所要給水量の目安は、次表のとおりである。

項目	災害発生からの日数			
	3日まで	4～10日	11～21日	22～28日
所要給水量	3L／人／日	20L／人／日	100L／人／日	250L／人／日
用途	飲料等（生命維持に最小限必要な水量）	飲料・トイレ・洗面等（最低生活水準を維持する水量）	飲料・トイレ・洗面・風呂シャワー・炊事棟（不便さは伴うが生活可能な水量）	ほぼ通常の生活と同様（被災前と同程度の水量）
主な給水方法	給水車両等	運搬給水、基幹管路付近の仮設給水栓	配水支管上の仮設給水栓	仮設管からの各戸給水 復旧した配水管からの給水

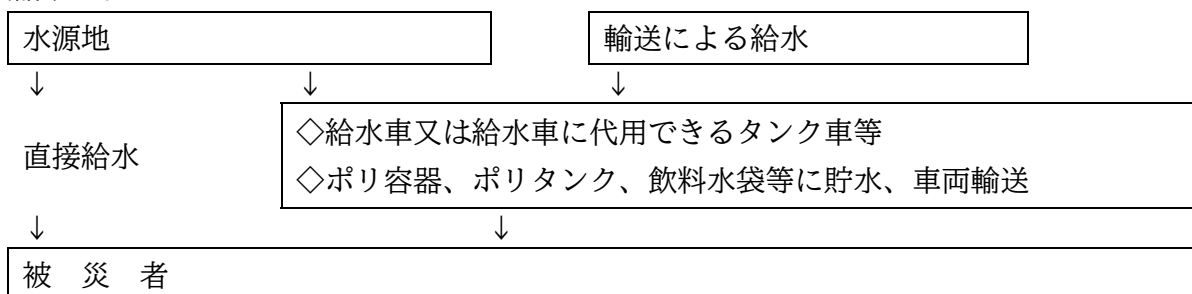
6 水質の安全確保

飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。

7 応急給水用資機材等の確保

- ① 給水対象人員を速やかに調査把握するとともに、水源の確保に努める。
- ② 給水に必要なポリ容器、バケツ（個人用）等給水容器の確保に努める。
- ③ 給水に必要な給水車、給水タンク等の給水用機材の確保に努める。市で確保できない場合や不足する場合には他の資機材保有機関及び県・周辺市町村に協力を要請する¹⁶。

飲料水の供給は、市の水源地からの搬送による。また、給水車、自動車、舟艇等による搬送給水を開始するまでに特に飲料水を供給する必要がある場合は、ヘリコプター等による給水を要請する。



ア 飲料水の確保体制

給水元：浄水場、配水池等

給水拠点：給水ポイント

配分計画、応援要請先及び方法、市民への周知方法

イ 整備項目

給水車の配備、給水タンクの補充

応急配管及び応急復旧資機材の備蓄

飲料水の備蓄、節水対策の市民への広報、周知

ウ 保有数量（R7年3月現在）

項目	数量	基（台）数
給水車	1,800 リットル	1
給水タンク	500 リットル	13
組立式給水タンク	1,000 リットル	5
	400 リットル	2
ポリ容器	23 リットル	20
	20 リットル	14
	12 リットル	14
給水袋	6 リットル	7,410

¹⁶ 資料 2-8-12 「宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書」

第3項 生活必需品の供給

《基本方針》

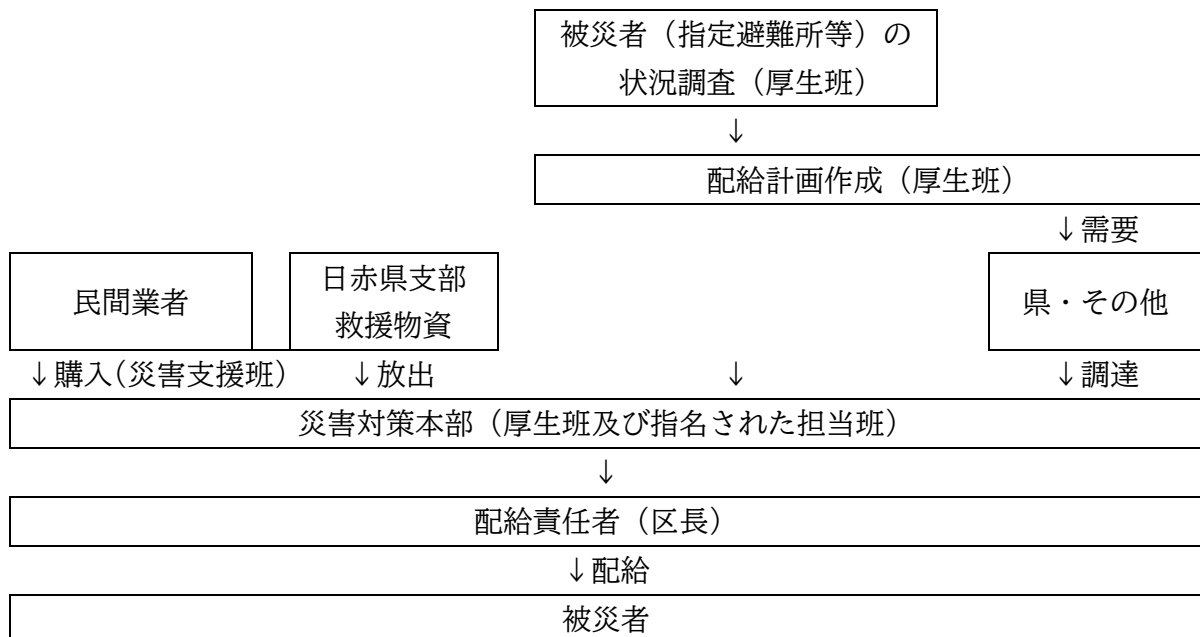
市は、被災者に対し寝具、被服、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から取扱業者及び調達可能量の把握確認に努め、災害時には速やかな確保と配給に期するものとする。

あらかじめ生活必需品等供給計画（輸送に関する計画を含む。）を策定し、被災者の生活必需品等の確保と配給に努め、必要量が確保できないときは、県及びその他市町村等に対し応援を要請する。応援を要請する際は、被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。物資を送る関係機関は、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示する。

【担当機関】厚生班：生活福祉課、総合福祉課・なんでも総合相談センター・福祉給付対策室、介護保険課、こども保育課、障がい福祉課、国民健康保険課、市民課、企画課、地域・離島・交通政策課、経営政策課、人権推進課、男女共同参画推進室、情報政策課、契約管理課、スマートシティ推進室、国スポ・障スポ推進課、市民税課、資産税課、納税課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局
商工観光班：商業・駅まち振興課、観光戦略課、工業振興課、メディカルタウン推進室、人材政策・移住定住推進室、新財源確保推進室、歴史・文化都市推進課
農林班：総合農政課、農業畜産課、林務課、農業委員会事務局
学校教育班：教育政策課、学校支援課、学校教育課、アスリートタウン推進課

1 生活必需品等の配給計画

物資の調達及び配給は、次の流れで実施する。



2 物資の調達及び配給

(1) 物資調達先

基本的に、市が次の調達先から物資を調達する。ただし、市で調達が困難な場合は、県の公的備蓄からの供給、周辺市町村の協力等を要請するとともに、国に対し、又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

ア 日本赤十字社宮崎県支部（救援物資）

イ 民間業者

(2) 生活必需品の種類（救助法の実施基準）

寝具	寝具に必要な毛布、布団 等
外衣	普通衣、作業衣、婦人服、子供服 等
肌着	下着の類
身廻品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類
炊事道具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類
食器	茶わん、汁わん、皿、はし等の類
日用品	石鹸、チリ紙、歯ブラシ、歯磨粉、上敷きゴザ等の類
光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等の類
その他	

3 物資の給与

(1) 給貸与対象者（救助法の実施基準）

ア 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水したもの

イ 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失したもの

ウ 生活必需品が無い場合、日常生活を営むことが困難なもの

(2) 給与又は貸与の方法

一括購入又は備蓄物資から放出し、市長を通じて厚生班及び担当班を指名して分配するものとする。

(3) 給与又は貸与の期間（救助法の実施基準）

災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情があるときは厚生労働大臣の承認（特別基準）を得て延長することができる。

4 生活必需品等の受け入れ、配給のための拠点となる施設の確保

市は災害が発生した場合において、調達又は援助された生活必需品等の受け入れ（集積）・配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、体育館等の施設を確保する。

第11節 防疫、災害廃棄物処理等に関する活動

第1項 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施

《基本方針》

市は、被災地域における感染症のまん延や環境の悪化を防止するため迅速かつ的確な防疫活動を行うとともに、良好な衛生状態保持のため、清掃、し尿受入等必要な清掃活動を行うものとする。また、被災地域における食品媒介感染症の予防に努め、住民生活の安定を図るものとする。

【担当機関】環境衛生班：生活環境課・脱炭素政策室、廃棄物処理施設整備室
水道班：水道課、業務課

1 防疫対策の実施

(1) 防疫組織の設置

感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、患者の入院の勧告等適切な予防措置を講じるため、防疫活動及び検病調査を実施する。なお、各班の編成については災害の規模により適宜定めるものとする。

ア 防疫班の編成

環境衛生班は、保健所、医師会の協力を得て、防疫実施のための防疫班を編成する。

主管	延岡市、延岡保健所、延岡市医師会、延岡市西臼杵郡薬剤師会	
活動内容	防疫活動：消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除等	
編成人員	防疫統括者	1名
	担当員	2～3名
	助手（事務）	1～2名

イ 検病調査班の編成

環境衛生班は、保健所、医師会等の協力を得て、検病調査のための検病調査班を編成する。

主管	延岡市、延岡保健所、延岡市医師会、延岡市西臼杵郡薬剤師会	
活動内容	感染症の予防及び応急対策活動	
編成人員	医師	1名
	薬剤師	※必要人数
	保健師（看護師）	2～3名
	事務	1～2名

(2) 防疫活動

① 市の行う災害防疫

市は、知事の指導または指示に基づき、防疫活動を実施する。特に市では、消毒活動が中心となる。

ア 予防教育及び広報活動の強化

イ 清潔方法及び消毒方法の施行

ウ ねずみ族、昆虫等の駆除

エ 指定避難所の衛生管理及び防疫指導

② 消毒活動

ア 消毒活動の流れ

- (ア) 被災地への広報 (イ) 薬剤、器具の調達、整備
(ウ) 薬剤、器具の貸し出し (エ) 公共施設等への消毒

イ 消毒活動

- (ア) 薬物消毒に使用する薬品の製法及び使用方法是、感染症予防法施行規則に従う。
(イ) 消毒の必要性や対象、方法の選択については、保健所と十分な打合せを行い決定する。
(ウ) 衛生害虫の発生のおそれの高い地区を優先的に行う。
(エ) 消毒器材について、常備のもので不足する場合は、必要に応じてJ A延岡等に依頼しその確保に努める。
(オ) 消毒活動においては、必要に応じて災害ボランティアセンターに依頼する。

ウ 防疫活動における消毒方法

対象	消毒場所	消毒方法
飲料水	水道施設	次亜塩素酸ナトリウムによる消毒の実施
家屋内	炊事場等	逆性石鹼の使用
	床下等	クレゾール等の散布
芥溜、溝渠	芥溜周辺	クレゾール等の散布
	溝渠	塵芥の焼却

エ 薬剤の調達

薬剤は保管してあるものを優先的に使用するとともに、必要に応じて保健所、延岡医薬分業支援センター、医薬品メーカー及び卸売業者から調達・購入する。緊急の場合は、最寄りの薬局等から購入する。

調達先	TEL
延岡医薬分業支援センター	33-9911
九州東邦	37-3978
中森商事(株) (宮崎市)	(0985) 53-9533
宝来メデック	22-0855

オ 消毒薬剤所要量及び算出基準

区分	薬剤の種類	算出の基礎量
床上浸水 (全壊、流失、半壊を含む。)	逆性石鹼等	1戸当り 200ミリリットル
	殺虫用粉剤	1戸当り 500g
	次亜塩素酸ソーダ	井戸1箇所 200ミリリットル
床下浸水	クレゾール等	1戸当り 100ミリリットル
	殺虫用粉剤	1戸当り 500g
	次亜塩素酸ソーダ	井戸1箇所 200ミリリットル

③ 指定避難所（公共施設含む。）の衛生管理及び防疫指導

市は、指定避難所を開設したとき、指定避難所における防疫の徹底を期さなければならない。このため、避難場所内における衛生に関して自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の万全を期する。

- ア 指定避難所における防疫指導の実施
- イ 避難者に対する検病調査の実施（1日1回）
- ウ 給食従事者に対する健康診断の実施（なるべく専従者とする。）
- エ 配膳時の衛生保持、残廃物、厨芥等の衛生的処理の指導
- オ 飲料水等の水使用に関する指導
- カ 指定避難所における衛生に関する自治組織編成の指導

（3）他機関に対する応援要請

被害が甚大なため、市単独での防疫活動が困難な場合には、県、日本赤十字社、県医師会、周辺市町村等の関係機関に対し、環境衛生班を通じて応援を要請する。

（4）報告、記録、整備

市は、災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況を取りまとめ、又は必要な事項を調査し、県にその都度電話及び文書をもって報告する。

① 報告期限

市は、災害防疫が完了したときは、防疫活動を終了した日から20日以内に県に報告する。

② 記録の整備

記録は、次の事項について行う。

- ア 災害状況報告書
- イ 災害防疫活動状況報告書
- ウ 災害防疫経費所要額及び消毒方法に関する書類
- エ 家庭用水の供給に関する書類
- オ 患者台帳
- カ 災害防疫作業日誌（作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間・実施後の反省、その他参考事項を記載する。）

2 食品衛生対策の実施

市が行う食品衛生管理は、次のとおりである。

- ・食品関係営業施設の実体把握及び監視指導
- ・指定避難所数の把握及び指定避難所における食品衛生指導及び啓発
- ・炊き出し施設等の衛生指導
- ・指定避難所用弁当調整施設等の監視指導
- ・飲料水の衛生確保

3 愛護動物の救護の実施

(1) 愛護動物の飼育場所の設置及び適正飼育

指定避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、被災者支援等の観点から避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、指定避難所の生活環境の悪化防止に努める。また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受け入れに伴い、受け入れ後の適正飼育のための指導・助言を行う。

(2) 愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

- ① 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- ② 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- ③ 飼養困難な愛護動物の一時保管
- ④ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
- ⑤ 愛護動物に関する相談の実施等

第2項 災害廃棄物処理

《基本方針》

災害による大量の廃棄物の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、災害廃棄物処理等の活動を迅速に行い、地域の環境保全を積極的に図っていくものとする。

【担当機関】清掃班：資源対策課、清掃工場

1 建物の倒壊・浸水によるがれき類等の処理

(1) 被害情報の収集と災害廃棄物発生量の把握

市は、損壊建物数等の情報をもとに速やかに災害廃棄物発生量を把握するとともに災害廃棄物の処理体制を整える。同時に県に連絡するものとする。

(2) 作業体制の確保

ア 人員、資機材等の確保

市は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 応援要請

市は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

県及び市は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(3) 処理の実施

ア 災害廃棄物の撤去、建物の解体・撤去

- ・ 市が損壊家屋の解体を実施する場合は、倒壊の危険性のあるもの、通行上支障のあるもの等から優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるものを除きミンチ解体を行わない。
- ・ 建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定する。市は所有者の解体意思を確認するため、申請方法を被災者に広報し、解体申請窓口を設置する。
- ・ 損壊家屋については、石綿やPCB等の有害物質、LPガスボンベ、太陽光発電設備、ハイブリット車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。
- ・ 建物の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

イ 仮置場、中間処理施設及び最終処分場の確保

市は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置場を十分に確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

(4) 市民の行動

ア 市が定める分別区分を遵守する。

イ 仮置場への搬出は、市の指示に従う。

2 避難所・生活ごみ処理

(1) ごみ収集処理方針

- ア 市又は周辺市町村等の応援により必要な清掃車を確保し、ごみを収集するとともに、収集したごみは焼却炉において焼却するか、必要に応じて埋立て処分する等環境保全上支障のない方法で行う。
- イ ごみの収集、運搬、処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に可能な限り準拠し実施する。

(2) ごみ収集処理体制

片付けごみについては大量に発生することが想定されるため、住民の協力を得て、市が臨時で開設する集積場所（災害用臨時ごみステーションや仮置場）等へ分別して排出してもらい、清掃班が清掃部隊を編成し、委託業者と連携して収集処理にあたる。生活ごみ、避難所ごみについても指定の集積場所に分別して排出してもらい、清掃班が委託業者と連携し収集処理にあたる。収集したごみは、次の系統により処理する。

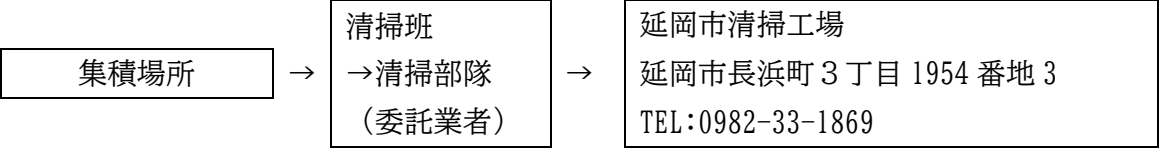
また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行ってもらう。

ア 清掃部隊の編成（1班あたり）

各部隊の編成については災害の規模により適宜定める。

塵芥運搬車	1 台
作業員	2～3 名
器具	スコップ、ホーク、ごみ籠、ほうき 他

イ ごみの収集処理系統



(3) ごみの分別

ア 清掃工場が利用できる場合は、次の分別排出を指導する。

ごみの種類	収集者	処理方法	処分先	備考
事業所ごみ	自己処理	適宜	産業廃棄物処理場	大規模事業所
混合ごみ (通常は発生しないごみ)	資源対策課 応援自治体 協力団体等	分別後 資源回収 焼却処理 破碎処理 埋立処分	清掃工場 応援自治体 北方最終処分場 民間施設	バラ積みの裸ごみは重機でダンプ等に積み込む
可燃ごみ		焼却処理		袋収集分 塵芥車
不燃ごみ		破碎処理		袋収集分 塵芥車
粗大ごみ		破碎処理		ダンプ等 塵芥車
土砂・瓦礫	建設各課	破碎処理 埋立処分		ダンプ等

イ 清掃工場が利用できない場合は、次の分別排出を指導する。

ごみの種類	収集者	処理方法	処分先	備考
事業所ごみ	自己処理	適宜	産業廃棄物処理場	大規模事業所
混合ごみ (通常は発生しないごみ)	資源対策課 応援自治体 協力団体等	分別後 資源回収 焼却処理 破碎処理 埋立処分	簡易焼却施設 応援自治体 北方最終処分場 民間施設	バラ積みの裸ごみは重機でダンプ等に積み込む
可燃ごみ		焼却処理	応援自治体 民間施設	袋収集分 塵芥車
不燃ごみ		破碎処理		袋収集分 塵芥車
粗大ごみ		破碎処理		ダンプ等 塵芥車
土砂・瓦礫	建設各課	破碎処理 埋立処分	北方最終処分場 民間施設	ダンプ等

(4) 災害用臨時ごみステーション及び仮置場

災害用臨時ごみステーション
各地区（自治会等）に1箇所以上選定済
仮置場
北方総合運動公園、川島埋立場、(有)延岡西部処分場（協定による）、(株)エコ・リサイクルセンター（協定による）

3 し尿受入

(1) し尿収集計画

- ア し尿受入施設の被害状況を把握し、被害があった場合は速やかにし尿受入施設の応急復旧に努める。
- イ し尿収集については状況に応じて避難所などの仮設トイレを優先的に収集する。
- ウ し尿受入施設に被害があり受入できない場合、必要に応じて収集したし尿は、周辺市町村の協力を得て処理する。
- エ その他所用の計画に基づいて実施する。

(2) し尿受入体制

災害時のし尿は、委託業者を被災地に重点的に配置して、効率的な収集にあたる。収集したし尿は、次のし尿受入施設にて受け入れる。

設置者	延岡市
施設名	衛生センター
処理能力	149.1 kℓ/日（し尿：9.4 kℓ/日、浄化槽汚泥：139.7 kℓ/日）
所在地（TEL）	延岡市東浜砂町 1496 番地（0982-34-5021）

(3) 仮設共同トイレ（マンホールトイレ除く）の設置

専門業者及び自衛隊等の協力のもと、仮設トイレの設置場所、数量等を確保できるよう体制を整える。

ア 設置の流れ

指定避難場所の管理者（又は担当職員）

↓ 仮設トイレの設置要請

クリーンセンター

↓ 仮設トイレの設置要請

仮設トイレリース業者

イ 仮設トイレの設置基準

避難者 30 人につき仮設トイレ 1 台を基本とする。

ウ 仮設トイレの確保

市内の仮設トイレリース業者による保有仮設トイレを確保する。また、仮設トイレが不足した場合、市内のリース業者の各営業所や市外のリース業者に協力を要請する。

第12節 行方不明者等の搜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動

《基本方針》

災害による行方不明者、死亡者の遺体を判明しないまま放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期に民心の安定を図るうえからも早急に実施する必要があるので、関係機関、団体と緊密な連絡をとり迅速に実施するものとする。

【担当機関】環境衛生班：生活環境課・脱炭素政策室、廃棄物処理施設整備室
消防対策部

第1項 行方不明者及び遺体の搜索

1 搜索依頼・届出の受付

環境衛生班は、行方不明者（遺体）の搜索依頼・届出の受付窓口を開設する。

2 行方不明者の搜索

(1) 実施体制

行方不明者の搜索にあたって、環境衛生班は消防対策部へ依頼し、消防対策部が主体となつて、警察・海上保安庁の協力を得て、消防関係機関・地域住民等と連携して実施する。

(2) 行方不明者の搜索の組織編成

班名	搜索班
編成	災害の規模に応じて編成する。
処理事務	ア 搜索用機械の借り上げ イ 行方不明者の搜索 ウ 遺体の輸送
備考	必用に応じ区や関係機関団体の協力を求める。

(3) 搜索の期間（救助法適用）

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

第2項 遺体の検視、検案及び埋火葬の実施

1 遺体の収容処理

(1) 実施体制

環境衛生班が主体となって遺体収容処理班を編成し、医師会、県・警察等関係機関の応援を得て実施する。

依頼先 延岡市医師会（21-1300）

(2) 遺体収容処理の組織編成

班名	収容処理班
編成	市長が職員をもって災害の規模に応じて編成する。
処理事務	ア 収容施設の設置 イ 遺体処理に必要な薬品の確保 ウ 遺体の一時保存（安置）、埋火葬 エ 関係者への通報連絡
備考	必用に応じ日赤奉仕団、医療機関等の協力を求める。

(3) 実施内容及び方法

- ア 警察官が発見した遺体、又は警察官に対して届出がなされた遺体については、死体取扱規則（平成 25 年国家公安委員会規則第 4 号）の規定により、警察官は所要の遺体の見分調書を作成の後、遺族または市長に引渡す。市長は、その後において必要に応じて遺体の処理を行う。
- イ 変死体については、直ちに警察官に届け出、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）に定める検死をまって遺体の引渡しを受け、遺体の処理を行う。
- ウ 遺族による遺体処理が不可能な場合、遺体腐敗防止、遺体識別等のため、市が遺体の消毒等の措置を行う。
- エ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設又は公共建物等）に収容・安置し、埋葬等の処置をするまで一時保存する。
- オ 海上保安庁は海上における遭難者、若しくは陸上から海上に及んだ災害の遺体を巡視船艇により収容するとともに、死体の調査その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は市長）に引き渡す。
- カ 身元不明遺体について、警察、海上保安庁と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。
- キ 警察及び海上保安庁は、遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、戸籍法第 9 2 条第 1 項に規定する検視調書を添えて市長に引き渡す。

2 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の実施（救助法の適用）

遺体の埋火葬は、遺族によって対応が不可能な場合、環境衛生班が主体となり、次の場合において、関係業者の協力を得て、棺・骨壺等を支給するとともに、火葬又は納骨等により行うものとし、火葬した遺骨は、一時寺院等に安置して埋葬台帳を作成する。

身元不明の遺体については、警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。

ア 埋葬を実施する場合

- (ア) 災害の際に死亡した者
- (イ) 遺族が埋葬を行うのが困難なとき
- (ウ) 災害の際死亡した者の遺族がない場合
- (エ) 墓地又は葬斎場の浸水・流失等により個人では埋葬を行うことが困難な場合

(オ) その他、埋葬を行うことが困難な場合

イ 方法

- ・埋葬、納骨に必要な物資
- ・場所等の現物給付

※指定火葬場で処理できない場合には周辺市町村の協力を得る。

(2) 火葬場の確保

遺体の埋火葬は、主として県北の火葬場で実施する。状況によっては、他の火葬場、周辺市町村及び県より通知のあった応援火葬場に協力を要請する。

ア 死亡者が多数のため、市内の遺体搬送車で対応できない場合、周辺市町村への協力要請により広域的に確保を図る。

イ 災害で延岡市斎場いのちの杜が損壊し、使用不能となった場合、西臼杵斎場やすらぎの杜、日向地区斎場東郷霊苑での火葬を依頼する。

ウ 火葬場がいずれも損壊した場合、又は処理能力を超える遺体が生じた場合は、県央、県南又は応援火葬場の火葬場に処理を依頼する。

《県内の火葬場》

施設名	能力	所在地	担当部署
延岡市斎場 いのちの杜	一日 14 体/日 最大 28 体/日	延岡市熊野江町 2985 番地 0982-43-1155	延岡市生活環境課 0982-22-7001
西臼杵斎場 やすらぎの杜	一日 6 体/日 最大 9 体/日	西臼杵郡高千穂町大字三田井 2178 番地 5 0982-72-2098	西臼杵広域行政事務組合 事務局 0982-82-2903
日向地区斎場 東郷霊苑	一日 10 体/日 最大 18 体/日	日向市東郷町山陰丙 619 番地 0982-69-3147	日向東臼杵広域連合 0982-53-3401
宮崎市 葬祭センター	一日 15 体/日 最大 36 体/日	宮崎市大字郡司分乙 2356 番地 0985-51-4374	宮崎市環境政策課 0985-21-1751
都城市斎場	一日 16 体/日 最大 24 体/日	都城市下長飯町 5453 番地 0986-39-0260	都城市環境政策課 0986-23-2130
日南市葬祭場	一日 7 体/日 最大 9 体/日	日南市梅ヶ浜 3 丁目 1 番 1 号 0987-31-0110	日南市美化推進課 0987-27-0255
西諸広域 葬祭センター	一日 11 体/日 最大 15 体/日	小林市東方 1046 番地 3 0984-22-4401	西諸広域行政事務組合事 務局 0984-22-5526
串間市葬斎場	一日 6 体/日 最大 6 体/日	串間市大字南方 1027-44 0987-72-3000	串間市市民生活課 0987-72-1111
西都児湯斎場 再生の杜	一日 10 体/日 最大 13 体/日	西都市大字南方 6545 番地 1 0983-32-6400	西都児湯環境整備事務組 合事務局 0983-41-1761
東諸葬祭場	一日 4 体/日 最大 9 体/日	東諸県郡国富町大字向高 1680 番地 0985-75-6950	国富町町民生活課 0985-75-3816

施設名	能力	所在地	担当部署
西米良村 火葬場	一日 1 体/日 最大 2 体/日	児湯郡西米良村 235-41	西米良村村民課 0983-36-1111

3 車両・必要資材の確保

収容埋葬に必要な車両・資材は、関係業者の協力を得て、環境衛生班・消防本部・保健所等で確保する。

第1編
総論

第2編
共通対策編

第3編
風水害対策編

第4編
地震災害対策編

第5編
津波災害対策編

第6編
南海トラフ地震防
災対策推進計画編

第7編
その他の災害編

第13節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動

第1項 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

《基本方針》

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な携のもと、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持にあたるものとする。

【担当機関】総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課
災害支援班：災害支援課、総務課、職員課
延岡警察署

1 市の役割

災害時における住民の生命身体及び財産を保護し、もって社会公共の安全と秩序の維持にあたるため次の処置を講ずる。なお、市に関係する事項は、「宮崎県地域防災計画」及び「宮崎県警察警備計画」並びに「警察署災害警備計画」による。

① 応急対策措置の実施

市長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、災害対策部を通じ、延岡警察署長に連絡し、両者は緊密な連携のもとに協力する。

② 警察への協力要請

市長が警察官の協力を求める場合は、原則として延岡警察署長に対して行う。

③ 自主防災組織への協力

市は、被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、自警団や自衛組織等、自主防災組織の立上げに際し、警察・消防団と連携して地域の住民組織による巡回・警備活動に協力する。
(自主防災組織育成：基本法第5条の2項)

2 警察の任務

災害時に警察が行う公安警備活動は、次に示す事項について実施する。なお、実施の際の警備体制や方法等は、「宮崎県地域防災計画」及び「宮崎県警察警備計画」並びに「警察署災害警備計画」による¹⁷。

- ・各種情報の収集連絡
- ・被害実態の把握
- ・警戒区域の設定
- ・避難の指示誘導
- ・被害者の救出・救護
- ・死体の検視（見分）、身元の確認
- ・行方不明者の搜索
- ・交通の混乱防止及び緊急交通路の確保
- ・被災地の危険箇所等の警戒、公安の維持
- ・民心の安定に必要な広報活動
- ・関係機関の応急対策等に対する協力

¹⁷ 資料 2-5 「治安施設」

第2項 物価の安定、物資の安定供給

《基本方針》

生活関連物資の買占め、売惜しみ防止を啓発し、生活関連物資価格の異常な高騰、買占め、売惜しみが発生した場合には、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保するものとする。

【担当機関】県、国

1 物価の安定

(1) 物価の実態把握

ア 物価の監視

県は、県職員等により生活関連物資の価格調査を実施する。

また、国は、必要な所管に係る価格調査を実施する。

イ 情報の収集

県は、消費生活センター等を通じ、県民からの情報収集に努める。

(2) 緊急措置

ア 情報の提供

県は、ホームページ等により県民に対して情報の提供を行う。

イ 事業者への指導

県は、関係業者に対して適正な物資等の供給、流通の要請や便乗値上げ等の是正指導を行う。

2 物資の供給確保

県は、生活関連物資の異常な価格の高騰、買占め、売惜しみが発生した場合には状況に応じ、「宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和54年条例第8号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

また、国は、状況に応じて所管の生活関連物資の増産・出荷の要請等必要な措置を行う。

3 法律の発動の要請

県は、被災状況により非常事態に備えて、「国民生活安定緊急措置法」及び「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の発動を、国に要請する。

第3項 帰宅困難者対策

【担当機関】厚生班：生活福祉課、総合福祉課・なんでも総合相談センター・福祉給付対策室、介護保険課、こども保育課、障がい福祉課、国民健康保険課、市民課、企画課、地域・離島・交通政策課、経営政策課、人権推進課、男女共同参画推進室、情報政策課、契約管理課、スマートシティ推進室、国スポ・障スポ推進課、市民税課、資産税課、納税課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局
土木課
消防本部
危機管理部

災害の発生により交通機関等が停止し、通勤・通学者や買い物客等がすみやかに自宅に帰ることができずに社会的混乱が生じる恐れがある。

このため、帰宅困難者に配慮した指定緊急避難場所や避難経路の表示、災害情報の提供等に努める必要がある。

市は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、指定緊急避難場所に関する情報、道路や鉄道等の交通に関する情報を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図るものとする。

第14節 公共施設等の応急復旧活動

《基本方針》

住民の生活基盤をなす施設は、災害時において被災した場合、住民の生活や社会活動に極めて影響が大きい。そのため、各施設の管理者は、相互に連携を図り、あらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行うものとする。

【担当機関】土木班：土木課、都市計画課、高速道対策課、用地調査課
鉄道、道路事業者
延岡警察署

第1項 市有施設等の応急復旧

本部（市庁舎）、支所及びその他防災上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

第2項 公共土木施設等の応急復旧

1 道路施設等対策

(1) 被害等状況の把握

① 被害の把握

土木班は被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握し、迂回路の選定等により交通路の確保に努める。また、被害状況等については、県・関係機関等に報告する。

② 緊急点検の実施

災害発生後直ちに専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する道路、橋梁、施設・設備等の緊急点検を実施する。

(2) 報告、広報

① 報告、通報

ア 道路管理者及び警察から延岡土木事務所への報告

各道路管理者及び警察は、相互に連携、協力し、安全で円滑な交通の確保、又は緊急通行車両の通行確保のため、直ちに次の事項を延岡土木事務所長に報告する。

(ア) 被害の発生した日時及び場所

(イ) 被害の内容及び程度

(ウ) 迂回路の有無

イ 市長への報告

市長は、自動車の運転者及び地区住民等に、決壊、土砂崩れ、橋梁流失等の災害を発見した場合は直ちに市長に報告するよう、常時指導啓発に努める。

② 住民への広報

被害を受けた道路、橋梁、施設等の情報は、その被害状況、二次災害の危険性、復旧の見込み等を看板・掲示板、広報車等により広報する。

(3) 交通の確保

- ① 道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。
- ② 避難道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路及び主要な道路から優先的に応急復旧を実施する。
- ③ 交通信号機、交通管制機器等の交通安全施設が被災した場合は、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- ④ 応急工事の実施責任者は、被災状況に応じて次の応急工事等を迅速に実施し、交通の確保を図る。

ア 排土作業、又は盛土作業	イ 仮舗装作業
ウ 障害物の除去	エ 仮道、仮橋、迂回路等の設置

(4) 二次災害の防止

被害状況等を把握し、障害物の除去、二次災害の防止及び被災者の生活の確保を最優先に施設機能の確保に努める。

- ① 水害・土砂災害対策
降雨等による二次的災害に備え、危険性が高いと判断された箇所については、住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等を行うとともに、速やかに適切な避難対策を実施する。
- ② 構造物等の落下対策
構造物、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全確保に努めるため、状況に応じた応急対策を実施する。

(5) 関係機関の協力体制

実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、必要に応じ締結した協定に基づき、関係機関及び関係業者に対し応援を求める。被害が激甚な場合または緊急を要する場合は、県及び周辺市町村に対し応援を要請する。

2 鉄道施設対策

(1) JR九州による応急対策

- ① 運転規制
災害発生時における列車の運転規則については、各業務規程に基づき対処する。
- ② 事故対策本部等
災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合の応急処理、復旧、救護等については、宮崎総合鉄道事業部に事故対策本部を、現地には復旧本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮、その他の業務を行う。
- ③ 連絡通報体制
災害発生時における連絡通報は、定められた連絡体系により、連絡施設を有効活用し、正確、迅速を期す。
- ④ 応急措置（案内広報等）
関係駅長及び関係列車の車掌は、司令所及び運転士と連絡を密にし、事故の状況復旧の見込

み、接続関係等の情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

⑤ 応急復旧体制

現地復旧本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、事故対策本部において復旧計画、資材の輸送計画、機材の借り入れ手配、復旧要因の手配等を策定し、速やかな復旧を図る。

(2) 関係機関の協力体制

① 協力体制

実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、必要に応じ締結した協定に基づき、関係機関及び関係業者に対し応援を求める。被害が激甚な場合、又は緊急を要する場合は、県及び周辺市町村に対し応援を要請する。

② 連絡体制

市は、災害時において鉄道施設の被災報告やその他必要に応じて連絡を取る。

日豊本線	南延岡工務センター（保線・電力・信号通信）	TEL 0982-33-5244
	宮崎総合鉄道事業部（本所）	TEL 0985-51-5988

第15節 ライフライン施設の応急復旧

《基本方針》

電力、電話、ガス等施設は、日常の生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、災害後の応急対策活動や住民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、施設ごとに安全性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。

【担当機関】水道班：水道課、業務課
下水道班：下水道課、業務課
清掃班：資源対策課、清掃工場
九州電力送配電株式会社延岡配電事業所
ガス事業者
N T T 西日本株式会社（宮崎支店）

第1項 ライフライン途絶時の代替対策

1 上水道停止時の代替措置

第3章第10節第2項「飲料水の供給及び給水の実施」参照

2 下水道停止時の代替措置

(1) 緊急汲取りの実施

市は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

(2) 仮設トイレの設置

市は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。避難場所等の仮設トイレの汲み取りは、優先的に実施する。

3 ガス停止時の代替措置

被災者救援対策としては、都市ガスの早期復旧が最優先ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

(1) 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。

(2) 一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。

(3) 病院や老健施設等の緊急施設及び主要避難所をリスト化し、移動式ガス発生設備（空気吸入式及び圧縮ガス式）による臨時供給を行う。

4 電力停止時の代替措置

(1) 公共機関広域避難場所、その他重要施設に対し、発電機車・移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。

(2) 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。

5 電話停止時の代替措置

(1) 警察 110 番通話

平常時は、県警本部につながる専用回線であるが、災害時にこの回線が途絶した場合は、地域所管警察署への代替回線が確保されている。

(2) 消防 119 番通話

平常時は、所管消防本部・局（西米良村については、西米良村役場）につながる専用回線であるが、災害時にこの回線が途絶した場合は、公衆回線に切り替え、通信の確保を図っている。

(3) 特設・臨時公衆電話の設置及び街頭公衆電話の無料開放

特設公衆電話とは、災害が発生した場合、緊急措置として被災者の通話を確保するための無料の公衆電話で、災害救助法が発動された地域または、これに準じた災害が発生した場合設置する。

第2項 ライフライン施設の応急復旧

1 上水道施設の応急復旧

(1) 実施体制

応急復旧工事は、水道班が延岡管工事協同組合及び延岡市指定給水装置工事事業者の協力を得て実施する。ただし、被害の状況により近隣市町等に応援を要請する。

初期の段階	被災後 概ね3日以内	応急復旧に関する協定を締結している事業者に応援を求め対応 【復旧部隊】 ◇調査員：危険箇所、漏水箇所の調査 ◇監督員：工事監督、弁操作
第2段階	被災後 概ね4日以降	一般行政職の技術職員及び各近隣市町に工事支援を要請し対応

(2) 応急復旧工事の順序、内容

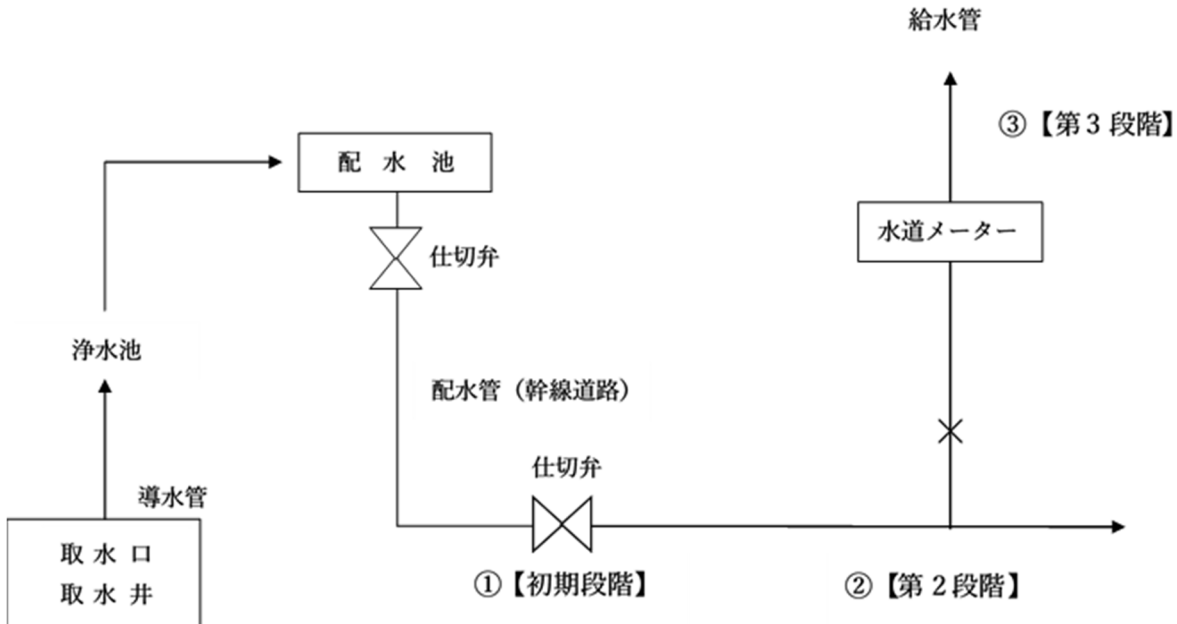
応急復旧工事は次の順序で実施する。

初期段階	ア 仕切弁を止める イ 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） ウ 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） エ 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。）
第2段階	以下の作業を繰り返し継続する。（修理箇所の調査は配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。） ア 緊急に水を要する施設（病院、福祉施設等）に対する給水については仮設配管等で対応する。 イ 各家庭における止水栓（第1止水）を止める。 ウ 緊急拠点配水地点、学校、地区集会所等の指定避難所において臨時給水を行う。 エ 配水支管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施の上通水する。

第3段階

- ア 各家庭に給水栓を設置する。
イ 順次、宅地内漏水の修理を行う。

(3) 応急復旧フロー



(4) 配水管網図の整備、保管

上水道管路情報システム（マッピングシステム）により配水管網図の検索体制を整える。また、タブレットを用いることで、工事支援者への閲覧等に対応する。

(5) 各施設の応急復旧

取水施設	取水施設の被災に対しては、被災の状況に応じて応急復旧を行う。
送水施設	送水施設（圧力管路・自然流下管路）の被災に対しては、直ちに本復旧を行う。
送水ポンプ施設	ポンプ施設の被災に対しては、送水のための応急処置をとるとともに、停電時には、自家発電等による施設や機器の運転制御を行う。停電から復旧後は、速やかに通常の加圧送水に移行する。

2 下水道施設の応急復旧

(1) 下水道施設の応急対策

災害により被害を受けた下水道施設については、速やかに復旧作業に努める。
また、衛生センターによる受け入れについても、計画的処理をくずさないよう努力する。

(2) 下水管渠

- ア 下水管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針を立案する。
イ 工事施工中の箇所については、業者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに状

況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。

ウ 可搬式の排水ポンプ等の資機材は、所要量を整備・調達し応急対策にあたる。

(3) ポンプ場及び処理場

停電のためポンプ場及び処理場機能が停止した場合、ディーゼル発電機等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態がおこらないようにする。

特に防護の必要のあるものに対しては、洪水、その他の災害に備え、所要の資機材を調達し応急復旧を行う。

3 都市ガス施設の応急復旧

都市ガス事業者は、保安規程、ガス漏えい及び導管事故等処理要領により、災害復旧活動の組織、人員及び機材の整備を図り、迅速な復旧を成し得る体制をとるものとする。

しかし、洪水等の非常事態が発生し、製造設備の被害が大きく、広範囲にわたる供給停止等、ガス事業者単独では復旧に日数を要する場合には、日本ガス協会九州地方部会組織を通じて救援を要請し、的確な対応を図る。

(1) 被災状況の把握

都市ガス事業者は、災害に関する情報を収集し、被災状況を集約すると共に、その対策を行う。

(2) 作業体制の確保

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合、ガス事業者は、非常災害応急対策要領等の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

イ 対策要員の確保

(ア) 対策要員の確保

あらかじめ定められた各対策要員を速やかに召集し、直ちに作業班を編成する。

(イ) 応援要員の要請

災害対策本部は、予想された被害程度に伴い、他の事業体に応援要員を要請する。

ウ 被害復旧活動資機材の備蓄

(ア) 製造設備の資機材

架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄している復旧用資機材をもって対応する。

(イ) 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

(ウ) 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。なお、必要に応じて他の事業所から諸機材を借用し、緊急事態に対応する。

(3) 応急措置

災害対策本部は、大規模な災害が発生し二次災害のおそれがあると判断された場合は、直ちに次の措置をとる。

- ア 製造所の製造量及び送出量の調整・停止
- イ 整圧所の受入量及び送出量の調整・停止
- ウ 製造所・整圧所・ガバナステーション及び市内の主要バルブ放散口からの放散
- エ ガス施設又は需要家の被害状況によるガス供給の地域的しや断
- オ 被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
- カ その他、状況に応じた適切な措置

(4) 復旧対策

非常災害対策本部の指示に基づき、各作業班は有機的な連携を保ちつつ、次の応急復旧作業を実施する。

- ア 施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理
- イ 供給停止地域については供給可能な範囲で速やかなガス供給の再開
- ウ 復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報
- エ その他、現場の状況により適切な措置

(5) 情報の連絡・広報

- ア 情報の連絡
災害に関する情報、応急措置、復旧の情報を市町村・県及び関係機関等に密に連絡する。
- イ 広報
災害の発生が予想される場合、住民に対して見込まれる被害状況及び復旧状況について、また、ガス閉栓の確認等についての広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 電力施設の応急復旧

(1) 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、災害対策組織を設置する。また、災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

【災害対策組織図】

本店組織	非常災害対策総本部	総本部長…九州電力社長
支店・支社組織	非常災害対策本部	対策本部長…九州電力支店長
支店・支社以下 現業機関組織	非常災害対策部	対策部長…配電事業所長

(2) 災害時における情報の収集、連絡

- ① 通報、連絡の方法
通報、連絡は、無線設備、有線設備及びN T T電話等を利用して行うこととする。

② 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

一般情報	気象、地象情報
	一般被害情報 →一般家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く 水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等公共の施設をはじめ とする管内全般の被害情報
	対外対応状況 →地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需用家等への対 応状況
	その他災害に関する情報（交通状況等）
電力会社 被害情報	電力施設等の被害状況および復旧状況
	停電による主な影響状況
	復旧機材、応援、食料等に関する事項
	従業員の被災状況
	その他災害に関する情報

③ 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

④ 通話制限

ア 災害時の保安通信回線を確保するため、対策組織の長は、必要と認めたとき通話制限その他必要な措置を講ずる。

イ 防災体制の発令前であっても、保安通信回線を確保する上で必要と認めたときは、本店直轄機関及び現業機関等の長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

(3) 作業体制の確保

① 対策要員の確保

ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

イ 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

ウ 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、所属する対策組織に連絡の上、最寄りの事業所に出動し災害対策活動に従事する。

② 対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

(4) 災害時における復旧資材の確保

① 調達方法

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

② 輸送手段

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇、ヘリコプターを始めその他実施可能な運搬手段により行う。

③ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、確保が困難と予想される場合は、市災対本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(5) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(6) 災害時における応急工事

① 実施方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。具体的応急工事については、次の基準により実施する。

水力発電設備	共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。
変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
配電設備	非常災害仮復旧標準工法により迅速、確実な復旧を行う。
通信設備	衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

② 復旧計画

対策組織は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級対策組織に速やかに報告する。これを受け、上級対策組織は、下級対策組織に対して必要な指示を行う。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

エ 復旧作業の日程

オ 仮復旧の完了見込み

カ 宿泊施設、食料等の手配

キ その他必要な対策

③ 復旧順位

復旧計画の策定および実施にあたっては、次表に定める各設備の復旧順位を原則とし、災害

状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復旧順位	
水力発電設備	1	系統に影響の大きい発電所
	2	当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所
	3	早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所
	4	その他の発電所
送電設備	1	全回線送電不能の主要線路
	2	全回線送電不能のその他の線路
	3	一部回線送電不能の主要線路
	4	一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	1	主要幹線の復旧に関する送電用変電所
	2	都心部に総配電する送電系統の中間変電所
	3	重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	1	病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線
	2	その他の回線
通信設備	1	給電用電話回線
	2	系統保護制御用回線
	3	電力運用監視制御用回線
	4	その他の回線

(7) 災害時における広報

① 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合において、停電による社会不安の除去及び感電事故や電気火災防止のため、電力施設被害状況についての広報を行う。

② 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

5 通信施設の応急復旧

災害時における電気通信設備の応急対策は、N T T西日本株式会社「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたることとしている。

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

(1) 災害対策体制

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、災害の規模、状況等により災害情報連絡室

又は災害対策本部を設置し、災害対策及び災害復旧対策の活動を速やかに開始する。

(2) 通信の利用の制限

災害が発生し、電話がある一定の地域に殺到すると、通信設備（交換機等）の許容量を超えるため、電話がかかりにくくなる。このような場合、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行う。

第3項 事業者間の連絡・協力

1 連絡体制の確保

各事業者において災害対策本部等が設置された場合、関係する事業者間で連絡を取り合う連絡協議会を設ける。

2 連絡・協議

連絡協議会を通じて、相互の被害状況、応急措置、復旧計画等に関する情報を交換する。それにより、効果的な復旧方法や復旧箇所の優先性等について検討・協議し、各事業者において協議結果をふまえて復旧を進める。

第16節 被災者等への的確な情報伝達活動

《基本方針》

被災の状況及び応急対策及び復旧等に関する情報の広報については、民心の安定を図るため迅速かつ的確に被災地住民をはじめ一般住民に広報を行う。

【担当機関】総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課
災害支援班：災害支援課、総務課、職員課
総務広報班：総務課、職員課、管財課、財政課、会計課

第1項 被災者・市民への的確な情報伝達

1 広報体制の整備

(1) 運用体制の整備

市及び関係機関は、次により広報体制の整備を図る。

- ア 広報重点地区（各災害危険地区）の把握
- イ 地区住民の（避難行動要支援者の）把握
- ウ 広報・広聴担当者の習熟 エ 広報文案の作成
- オ 広報優先順位の検討 カ 伝達ルートの多ルート化

(2) 広報施設の整備・拡充

市及び関係機関は、次の広報施設の整備・拡充を図り、住民に対する災害広報を実施する。

- ア テレビ（ケーブルテレビ）、ラジオ等（FMのべおか）
- イ 無線放送施設 ウ 災害情報メール
- エ ホームページ オ 広報車・消防団車両
- カ 有線放送施設 キ 関係資機材等

2 広報要領

(1) 報道機関に対する広報要請及び発表

① 報道機関に対する広報要請

ア 警報の伝達等のための通信設備の優先利用等（要請の根拠）

災害対策基本法第57条、施行令第22条、電波法施行規則第37条、報道機関等との放送要請に関する協定等に基づき広報要請を行う。

イ 要請手続等

(ア) 県の協定に基づく要請

県に対し要請を行う。

(イ) 市が締結した協定等に基づく要請

協定に定める方法により市が直接協定等を締結した機関へ要請を行う。

② 報道機関への災害情報の発表

ア 発表は、原則として市災対本部総務広報班長が実施する。

なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ総務広報班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告する。

イ 災害に関する情報の発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、本部長が必要と認める情報について速やかに実施する。災害情報の発表項目の例は、次のとおりである。

- (ア) 災害の種別
- (イ) 発生日時及び場所
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 応急対策実施状況
- (オ) 住民に対する避難指示等の内容
- (カ) 一般住民及び被災者に対する協力・注意事項

2 住民に対する広報要領等

市は、広報文案の作成及び広報優先順位をあらかじめ定め、次の事項について直ちに地域住民への広報を行う。

- ア 災害の種別、発生場所・規模、拡大の可能性等被災地の状況
- イ 避難の指示、避難場所の設置等に関すること
- ウ 自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること
- エ 医療救護、衛生知識の周知
- オ 災害応急対策実施の状況に関すること
- カ 応急仮設住宅の供与に関すること
- キ 給食、食料品、生活必需品の確保、供給に関すること
- ク 二次災害防止に関する注意
- ケ ガス漏れ、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- コ 電話混雑解消への協力
- サ 生活関連施設（電気・水道・鉄道・道路・通信等）の被害と復旧の見込
- シ その他

3 広報の実施方法

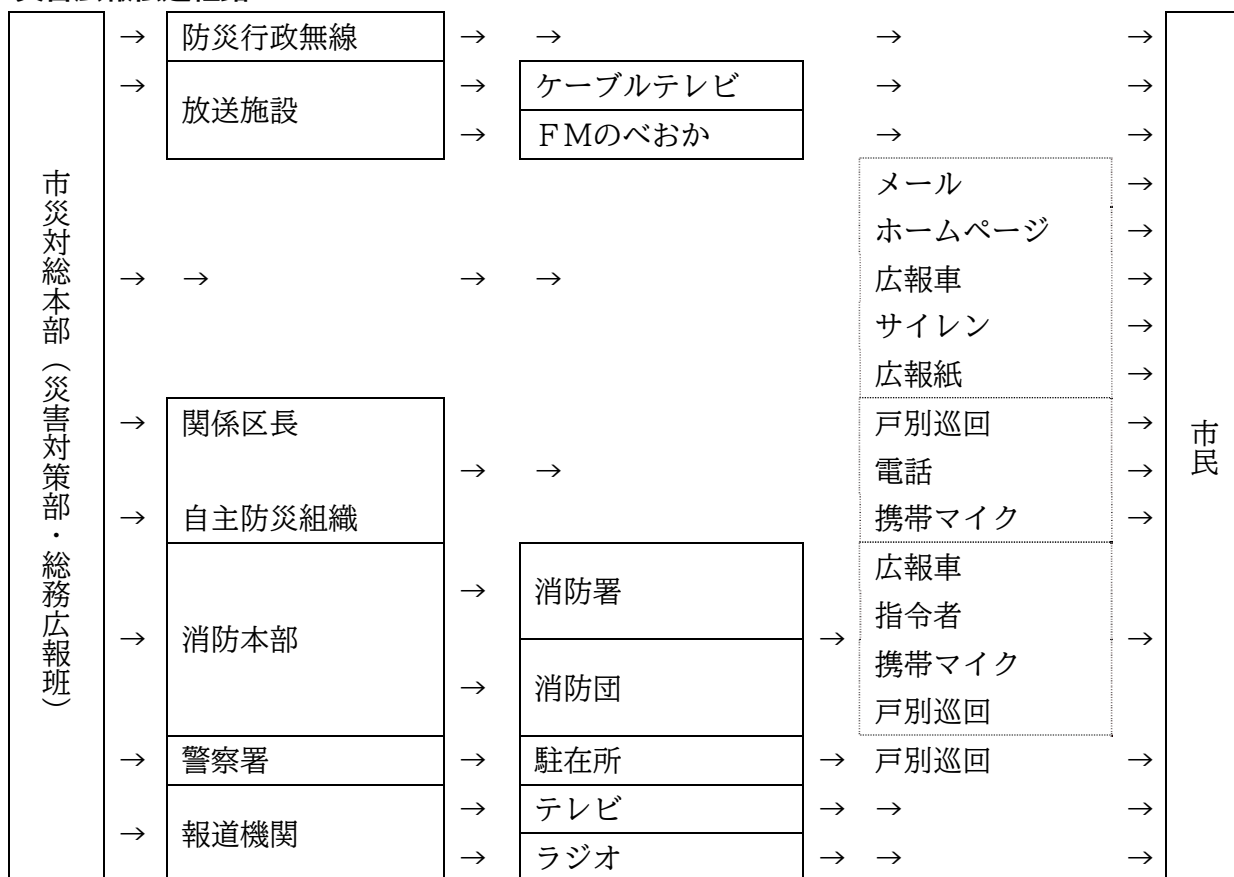
関係機関は、効果的な実施方法を適宜選択し速やかに広報活動を行う。

(1) 災害広報伝達方法

- ア 行政区長及び自主防災組織等における広報
- イ 広報車等による現場広報
- ウ 防災行政無線（戸別受信機）による広報
- エ 有線放送による地区広報
- オ テレビ・ラジオ等報道機関による広報
- カ 広報紙の掲示・配布等による広報
- キ 携帯電話のメールによる広報

ク 市のホームページによる広報

(2) 災害広報伝達経路



第2項 相談窓口の設置

1 総合窓口の設置

市は2に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、県、市、防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

市の総合窓口は、災害対策本部災害対策部及び各総合支所対策部で対応する。

2 各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

<相談窓口の例>

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、こころの悩み、外国人等

第3項 市民等からの被災者の安否確認について

被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するように努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

また、市は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第17節 自発的支援の受入れ

第1項 ボランティア活動の受入れ

《基本方針》

大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、市防災関係機関の職員だけでは、十分対応しきれないことも予想される。このような場合、様々な災害応急対策の的確な実施を図るため、関係諸団体との連携のもと、日本赤十字奉仕団等のボランティアの参加を求めるとともに、受け入れ体制の整備に努めるものとする。

【担当機関】災害支援班：災害支援課、総務課、職員課

厚生班：生活福祉課、総合福祉課・なんでも総合相談センター・福祉給付対策室、介護保険課、こども保育課、障がい福祉課、国民健康保険課、市民課、企画課、地域・離島・交通政策課、経営政策課、人権推進課、男女共同参画推進室、情報政策課、契約管理課、スマートシティ推進室、国スポ・障スポ推進課、市民税課、資産税課、納税課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局

社会教育班：社会教育課、文化財・市史編さん課、図書館

学校教育班：教育政策課、学校支援課、学校教育課、アスリートタウン推進課
市社会福祉協議会

1 ボランティア活動体制

(1) 体制の確保

災害発生後に直ちにボランティアの確保及び迅速な派遣ができるように、平常時においても市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの登録、ボランティアネットワークの体制整備及び伝達訓練等を実施するものとする。また、災害発生後、直ちに市社会福祉協議会に延岡市災害ボランティアセンターを設置し、延岡市災害ボランティアセンターマニュアルに基づき、ボランティアの受け入れ体制を確保する。災害の規模等によっては、県等に応援を要請する。

(2) ボランティアの要請

市は、県、日本赤十字社、市社会福祉協議会等と連携し、ボランティアに関する情報の収集及びニーズの把握に努めるとともに、情報を示してボランティアの参加・協力を求め、労務の提供を受ける。また、ボランティアの受け入れに際して、技能（介護士、看護師等）が効果的に活かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が得られるよう支援に努める。

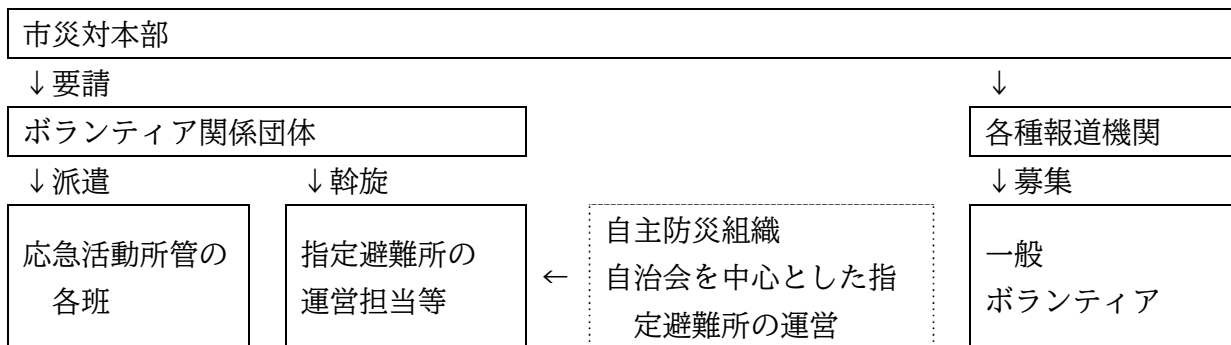
① 要請依頼

- | | |
|--------------------|-------------|
| ア 各種ボランティア団体 | イ 日本赤十字奉仕団 |
| ウ 地域婦人連絡協議会、自主防災組織 | エ 専門技能を有する者 |
| オ 各種団体・企業 | |

② 一般募集

- | | |
|------------|------|
| ア 高校生、大学生等 | イ 住民 |
|------------|------|

(3) ボランティア活動体制の流れ



(4) 活動体制の確立

ボランティアの活動は、あくまでも自主性を尊重するものとし、活動の方針決定や人員の派遣等の業務はボランティア調整機関に委ねる。市社会福祉協議会が中心となり、ボランティア連絡協議会を組織し、ボランティア団体及び個人登録等の活動体制の確立に努める。

(5) 活動長期化への対応

市災対本部は、ボランティア調整機関が立ち上がるまでの間の支援及び活動しやすい環境づくりや、活動が長期化した場合の支援及び条件整備に努める。

2 ボランティア活動の内容

救援活動は、即時的な対応が必要であり、ボランティアの希望者の氏名や活動の種類等を事前に把握しておく必要がある。このため、社会福祉協議会を窓口とする「災害ボランティアネットワーク」を組織しているが、さらに拡充を図る必要がある。ボランティアの活動は次によるものとする。

(1) 協力依頼

ボランティアの活用は、市が登録されたボランティアの協力を求めて行う。

(2) 活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次の通りとする。なお、活動内容の選定にあたっては、ボランティアの意見を尊重して決定する。

- ・ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- ・ 指定避難所の運営
- ・ 炊き出し、その他の災害救助活動
- ・ 要配慮者等の見守り
- ・ 被災地の清掃及び防疫
- ・ 軽易な事務の補助
- ・ アマチュア無線による情報の収集・伝達
- ・ その他、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ・ 上記に類する業務及び災害救助活動に関して専門技能を要する業務

3 ボランティア支援・連携

(1) ボランティアへの支援

① 情報交換

市災対本部は、災害による被害や避難者の状況及び市災対本部の活動状況等の情報を提供し、ボランティア活動が効果的に行われるよう緊密な連携を図る。また、市災対本部は、ボランティアで把握した情報についても積極的な受け入れを行い、被害状況の全体像の把握に努める。

② ボランティア準備体制

被害の状況により、ボランティア活動への申し出が多数あった場合、市災対本部は次の措置を取り、ボランティア機能の迅速な立ち上がりと能力が十分に発揮されるよう連携に努める。

ア ボランティア調整機関が機能するまで活動等の問い合わせへの対応

イ 受け入れ体制として活動拠点の準備

ウ 広報紙等による募集要領等の広報

エ ボランティア調整機関の運営に関する協力及び連絡調整

③ 活動拠点等の提供

被害の状況により、市災対本部とボランティアとの情報交換が適切に行えるよう、ボランティア調整機関の活動拠点として被災現場周辺にボランティアサテライト本部を確保し、必要な資機材を備える。なお、ボランティア現地支援センターは次の業務を行う。

ア ボランティアニーズの把握及び情報提供を行う。

イ 派遣の要請（要否を含む）等ボランティア現地本部との連携を図る。

ウ ボランティアの受け入れ・受付

エ 活動に関する事前研修（活動形態・宿泊・内容等）

オ 地区内のボランティア活動情報の集約・管理

カ 市災対本部との連絡調整

キ その他の外部ボランティア組織や地元ボランティアとのネットワークを形成し、活動を支援する。

(2) 災害時に稼働する活動に必要な情報の検討

災害時に市災対本部からリアルタイムで被災情報が把握でき、通信等で団体やボランティアに対する情報発信ができるシステムの構築を検討する。

第2項 義援物資、義援金の受入れ

《基本方針》

災害発生に際して、被災者への救援物資及び義援金の募集を実施する。また、市民及び全国から被災者に寄贈される義援金品の受付及び配分を円滑に努める。

【担当機関】厚生班：生活福祉課、総合福祉課・なんでも総合相談センター・福祉給付対策室、介護保険課、こども保育課、障がい福祉課、国民健康保険課、市民課、企画課、地域・離島・交通政策課、経営政策課、人権推進課、男女共同参画推進室、情報政策課、契約管理課、スマートシティ推進室、国スポ・障スポ推進課、市民税課、資産税課、納税課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局

1 活動体制

義援金品の受付及び配分は、厚生班及び担当班を指定して実施する。また、受付及び配分計画を樹立し、これに基づき効率的な管理・配分に努める。

2 義援金品の募集、受付

① 義援金品の募集

市は、県及び関係機関と連携し、必要に応じて義援金品の募集を行う。募集に際しては、募集方法及び期間を定め、報道機関等を通じて実施する。

② 義援金品の受付

義援金品の受付は、次の要領により実施し、配分に至るまで管理する。

ア 受付期間は概ね災害発生の日から1か月以内とする。

イ 住民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等、報道機関の協力を得て行う。

ウ 義援金品は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。

エ 受付機関は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。

③ 受付帳簿の様式

義援金品受付状況報告 (機関名)			
受付月日	金額 (品名・数量)	寄贈者	
		氏名	住所

3 義援金品の配分

配分については、「配分委員会」を設置し、配分方針を決定するものとする。方針の目安としては次のとおりである。

① 義援金品配分対象者

ア 死者・重傷者（義援金のみ） イ 全壊（焼）世帯 ウ 流失世帯
エ 半壊（焼）世帯 オ 床上浸水世帯

② 配分基準の目安（参考）

ア 義援金配分基準

区分	配分比率
死者	10
重傷者（1ヶ月以上の治療）	5
軽傷者（1ヶ月未満の治療）	3
全壊（焼）世帯	2
半壊（焼）世帯	1
床上浸水世帯	1

イ 義援品配分基準

区分	配分比率
全壊（焼）世帯	3
半壊（焼）世帯	2
床上浸水世帯	1

※床上浸水世帯を1とする。

4 義援品の受入れ及び配分のための拠点施設の確保

市は、義援品の受入れ（集積）、配分の拠点となる施設について、指定避難所等との調整を行い確保に努める。

第18節 災害救助法の適用

《基本方針》

救助法の適用については救助法、救助法施行令及び基本法の細則の定めにより、必要と認めるときは、速やかに所定の手続きを行う。

【担当機関】 総合調整班：危機管理企画課、防災施設整備室、総務課、職員課、管財課
厚生班：生活福祉課、総合福祉課・なんでも総合相談センター・福祉給付対策室、介護保険課、こども保育課、障がい福祉課、国民健康保険課、市民課、企画課、地域・離島・交通政策課、経営政策課、人権推進課、男女共同参画推進室、情報政策課、契約管理課、スマートシティ推進室、国スポ・障スポ推進課、市民税課、資産税課、納税課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局
各班：全課室

第1項 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用

災害救助法による救助を実施する場合の適用基準は、次による。

救助法による救助は、災害の規模が甚大であり、個人の基本的生活権と全体的な社会秩序とに影響を与えるものであるときにおいて行われるものである。

(1) 救助法の適用基準（救助法施行令第1条）

人口は、国勢調査又はこれに準ずる全国的な調査の結果によるもの

- ① 市の区域内人口が100,000人以上300,000人未満であって、市の住家滅失世帯数が100世帯以上であること（救助法施行令第1条第1項第1号）
- ② 県全区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が50世帯以上であること（救助法施行令第1条第1項第2号）
- ③ 県全区域内の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、市の区域内の被害世帯数が多数であること（救助法施行令第1条第1項第3号）
- ④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること

【例】

- ・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔絶、または孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。
- ・有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合。

- ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

【例】

- ・船舶の沈没、あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合
- ・山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

(2) 被災世帯の算定基準（住家の滅失）

① 算定 ※救助法

- ・住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする
- ・住家が半壊、半焼したものにあつては2世帯をもって1とみなす
- ・住家が床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあつては3世帯をもって1とみなす

② 認定基準

全壊、全焼 又は流失	住家の損壊（焼失）若しくは流失した住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達したもの
半壊又は半焼	住家の損壊（焼失）部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの
床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

③ 住家・世帯の定義（救助法の救助の実施について）

住家	・人が起居できる設備のある建物 ・現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるか問わない。 【解釈】 必ずしも一戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場または便所が別棟であったり、離家が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して1戸とする。なお、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家に入れるべきである。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位 【解釈】 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。

2 災害救助法の適用手続

(1) 災害救助法の適用手続

本市における災害が本節第1項に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告する。その場合には、次に挙げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況

- ウ 適用を要請する理由
- エ 適用を必要とする機関
- オ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- カ その他必要な事項

(2) 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、市長は救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受ける。

3 救助の実施

救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合、市長は知事の補助機関として実施する。なお、救助法の適用にいたらない災害についての被災者の救助は、本計画に定めるところにより市長が実施する。

【救助の種類】

- ・ 収容施設(応急仮設住宅を含む)の供与
- ・ 炊出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・ 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
- ・ 医療及び助産
- ・ 災害にかかった者の救出
- ・ 災害にかかった住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 死体の搜索及び埋葬・処理
- ・ 住居又はその周辺の土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼすものの除去

4 災害救助による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準¹⁸

救助法による救助の程度、方法及び期間の基準は、救助法施行令に定めるところにより、次のとおりである。

救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

¹⁸ 資料 2-18「災害救助法（抜粋）」、資料 2-19「災害救助法施行令（抜粋）」

第19節 文教対策

《基本方針》

災害の発生時における児童、生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急処置等の措置を講ずる。

【担当機関】学校教育班：教育政策課、学校支援課、学校教育課、アスリートタウン推進課
社会教育班：社会教育課、文化財・市史編さん課、図書館

第1項 学校教育対策

1 災害発生前及び発生直後の措置

(1) 事前措置

- ア 教育長は、災害発生のおそれがあるとき措置を検討し、速やかに学校長に伝達する。
- イ 各学校の校長は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、次の災害応急対策に備える。
 - (ア) 学校行事、会議、出張を中止する。
 - (イ) 休校措置、児童・生徒の避難、災害の事前指導及び事後処理、保護者への連絡方法を検討する。
 - (ウ) 市教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網の確認を行う。
 - (エ) 勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を定め、職員に周知しておく。

(2) 災害発生直後の体制

- ア 各学校の校長は、学校教育班と連絡をとって状況に応じた緊急避難の指示を行う。この場合、児童・生徒は、学校において保護者に引渡す。保護者に引渡しができない児童・生徒は、教職員の引率により集団下校させる。
- イ 学校長は、児童・生徒・職員及び施設設備の災害状況を速やかに把握する。その結果、児童・生徒・職員については学校教育課、施設設備については学校支援課を通じて市災対本部に報告する。
- ウ 勤務時間外に災害が発生した時は、教職員は所属の学校に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力する。また、学校長は、応急教育の実施及び校舎管理のための体制を確立する。
- エ 学校長は、参集した教職員の所属・職・氏名を確認し、学校教育班がこれをまとめ、市災対本部に報告する。
- オ 本部長は、学校教育班を通じて学校長に対して適切な緊急対策を指示する。

2 教育の確保

(1) 実施責任者

市立小中学校児童、生徒に対する応急対策は、市教育委員会が行う。なお、救助法が適用された場合、または市で実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会、関係機関の協力を求

め、適切な措置をとる。

(2) 応急教育の実施方法

近隣の学校で借用した教室、又は確保した施設で実施する。応急教育実施方法は、次のとおりであり、教育委員会の指示により行う。

ア 臨時に学級を編成し、複式学級等を設ける。

イ 教場を分散しての出張授業

ウ 休校による自宅学習及び巡回指導

(3) 教育実施者の応急確保

教職員の被災等により、通常の授業を行えない場合の応急処置として、次の要領により教育実施者を確保する。市教育委員会及び当該学校は、教職員の被害状況等について県教育委員会へ報告する。

ア 臨時学級編成による教育

イ 近隣学校等からの応援

ウ 臨時教諭採用予定者からの新規採用

エ 現職に携わっていない教員免許所有者の臨時採用

3 教科書・学用品等の調達、支給

各学校は、児童生徒の学用品に被害のあった場合は、その被害の種類、程度、数量等を速やかに届けるとともに、概ね次の方法によって応急処置をとる。

(1) 実施責任者

救助法による教科書、教材及び学用品の支給については、知事の補助機関として市長が行う。

(2) 教科書・学用品等の調達、支給方法

教科書・文房具・通学用品	教育委員会を経て、災害救助法に基づく給与申請
その他の教材等	管内・地区内の各学校、その他機関への救援要請

4 学校給食等の処置

給食施設が被災した場合は、市教育委員会は、応急給食について県教育委員会及び延岡保健所と協議の上実施する。

また、次の場合には児童生徒への給食を一時中止する。

ア 学校給食施設が災害救助のため使用される場合

イ 給食施設の被害のため、給食実施が不可能な場合

ウ 感染症その他の疾病流行で、危険が予想される場合

エ 給食用物資の入手が困難な場合

オ 給食の実施が適当でないと考えられる場合

5 学校の衛生管理

災害を受けた学校及び指定避難所等に使用された学校は、関係機関との緊密な連絡のもと、次の事項を励行し感染症発生等の事故防止に努める。

(1) 校舎内外の清掃時の留意点

- ア 建具等を移動し、乾燥しやすくする。
- イ 建具、床板等はよく清掃し、なるべく消毒薬で拭浄
- ウ 便所はよく清掃したのち消毒する。

(2) 飲料水の使用法

水道水	なるべく煮沸して使用
井戸水	清掃消毒したものでも煮沸して使用

(3) 保健管理・指導の要点

- ア 疾病の早期発見、早期治療
- イ 保健指導の強化

(4) 調理従事者の保健管理・指導の要点

- ア 健康診断の実施
- イ 下痢のある者の従業禁止及び検便の実施
- ウ 身体衣服の清潔保持、手洗いの励行

第2項 文化財保護対策

- ア 市は、被災した文化財の被害拡大を防止するため、市教育委員会と連絡調整し応急措置を講ずる。
- イ 文化財が災害を被ったとき、所有者（管理責任者）は被災状況を調査し、市教育委員会に報告する。
- ウ 市教育委員会は文化財の被災報告を受けた場合、その所管に応じて、各所有者（管理責任者）及び県教育委員会に連絡・報告する。

第20節 農林水産関係対策

《基本方針》

関係機関は、災害時において農林水産業用施設等の被害の実情を早期に調査し応急復旧を図る。

【担当機関】農林班：総合農政課、農業畜産課、林務課、農業委員会事務局
水産班：水産課

1 農林業用施設応急対策

- (1) かんがい排水施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。
- (2) 出水等により広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、災害区域全体の総合調整の上施設の応急対策を実施する。
- (3) 農林業施設の応急対策の基本
 - ア 用水路やポンプ等による排水
 - イ 破損箇所の応急復旧
 - ウ 流入した土砂・樹木等の除去
 - エ 林道の応急復旧

2 農産物応急対策

- (1) 種苗確保
 - ア 市長は、災害により、農作物の播き直し及び植え替えを必要とする場合は、関係農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に報告する。
 - イ 市長の要請を受けた農業協同組合は、直ちに需要量を取りまとめる。管内で確保できないものは、上部機関の連合会等に種苗の購買を発注して、必要量を確保する。
- (2) 病虫害防除対策

県の農業普及技術課が発表する「気象災害等の対策」(臨機)等を元に、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携し、適切な防除対策を講じる。

(3) 干害・風水害対策

作物	災害種別	応急処置の内容
水稲	干害	ア 再生産用・代作用種子・苗の確保 イ 地域内での計画的な配水 ウ 育苗中の用水確保
	風水害	ア 排水対策の実施（事前、事後） イ 流入ゴミ等の除去 ウ 病虫害防除の実施
果樹	干害	ア 用水確保（葉面散布だけでも実施） イ ハダニ等の防除
	風水害	ア 排水対策の実施、銅剤等による予防防除（事前、事後） イ 枝の結束、支柱の設置（事前） ウ 倒伏した樹の立て直し、土寄せ、折損部の除去と癒合剤の塗布 エ 病虫害防除の実施 オ 落葉の激しいときは日焼け対策として樹幹等に石灰質材の散布（塗布）
野菜	干害	ア 用水確保（葉面散布だけでも実施） イ 病虫害防除の際は葉害に注意
	風水害	ア 排水対策の実施（事前・事後） イ 施設の補強（事前） ウ 障害果や幼果の摘果 エ 土壌流亡部への土寄せ オ 葉面散布・病虫害防除の実施
花き	干害	ア 用水確保（葉面散布だけでも実施） イ 病虫害防除の際は葉害に注意
	風水害	ア 排水対策の実施（事前・事後） イ 施設の補強（事前） ウ 土壌流亡部への土寄せ エ 葉面散布・病虫害防除の実施

(4) 降灰対策

ア 水稲については、稲株に火山灰が多く付着している場合、稲刈り時のコンバインや乾燥機等の故障の原因となるため、作業前に棒やヒモ等で払い落とし、こまめに機械をエアークリーンする。

イ 茶については、製茶への灰の混入を防ぐため、摘採前の園内洗浄や茶工場での洗浄を実施する。

ウ 品目に関わらず、植物体への長期間の灰の付着は、生育や品質に影響を及ぼすため、散水等により灰の除去を行う。灰の除去を行った農作物の取扱い（出荷等）については、出荷先との協議を行う。

エ 施設においては、被覆資材への降灰（付着～堆積）は、日照を遮るばかりでなく、施設の倒壊にもつながるため、除去を行う（ブロア、スコップ、動噴）。谷部に多量の降灰がある場合、水で流そうとすると灰と水の重量により倒壊することがあるので注意する。

オ 農業者の健康管理面からも、マスク等の防塵対策を徹底するとともに、作業時の周辺への影響も考慮する。

3 家畜応急対策

(1) 家畜の管理

浸水、崖崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要あるときは、市においてあらかじめ計画しておくものとする。

(2) 家畜の防疫

ア 被災家畜においては、感染性の疾病の疑いがある場合、又は感染症の発生のおそれがある場合には、防疫及び消毒班を被災地に派遣し、緊急予防処置をとる。

イ 死亡家畜については、化製場で処理する。なお、道路の寸断等により、処理ができない場合は、家畜の飼養者にて、市長に届出を行わせるとともに知事の許可を受けて、死体の埋却又は焼却を行う。

ウ 市長は、災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合、県に派遣を要請し、家畜の感染症に対処する。

エ 県の獣医師会の協力のもと組織される家畜防疫班、家畜消毒班及び家畜衛生班等により必要な防疫を実施する。

(3) 飼料の確保

市長は、政府保有の飼料用穀類の放出、農業団体及びその他飼料製造販売業者への必要数量の確保及び供給の斡旋を必要に応じ県へ要請する。

区分	家畜管理のための応急処置方法
感染症予防	ア 家畜保健衛生所による予防注射の実施 イ 診療部隊（延岡家畜保健衛生所・農業共済組合）による巡回家畜診療の実施 ウ 治療を要する一般疾病の発生に際しては、県、獣医師会及び農業共済組合に治療を要請する。
飼料の確保	ア 県への政府保管の飼料放出依頼 イ 県への飼料業者に対する確保・供給の斡旋依頼
干害	ア 灌水が可能な場合は実施する イ 発芽不良の場合は被害程度に応じ追播を行うか播きなおしを行う。
風水害	ア 早急に排水を行う。 イ 窒素を主体とした追肥を行い、生育の回復を行う。 ウ 倒伏後の回復の見込みが無い場合は、早急に刈り取り、青刈り又はサイレージ調製を行い利用する。

4 林産物応急対策

市は、災害時において、被災立木竹による二次災害防止と林道機能確保及び林産物の被害を軽減するため、次のとおり県と協議のうえ被災立木竹の除去（道路網については林道のみ）、病虫害の防除、林業用種苗の供給に努める。

(1) 被災立木竹の除去

- ア 被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設及び人家に災害を及ぼすおそれのある木竹の除去に努める。
- イ 被災立木竹による遮断林道の機能回復に努める。

(2) 病虫害の防除

被災立木竹は、菌による腐朽及び害虫の食害を受けやすく、健全木竹への被害の蔓延を防ぐため、枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

(3) 林業用種苗の供給

林業用種苗の被害を最小限に食い止めるため、市は森林組合、樹苗農業協同組合等と協力し対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める。

ア 干害対策

- (ア) 灌水を実施する。
- (イ) 病虫害の防除を実施する。

イ 浸冠水対策

- (ア) 排水を実施する。
- (イ) 病虫害の防除を実施する。

ウ 風害対策

- (ア) 即効性追肥を実施する。
- (イ) 病虫害の防除を実施する。

作物	災害種別	応急処置の内容
林産物	風水害	苗木の確保（樹苗農業協同組合等と協力）
	干害	種子の確保

5 水産物応急対策

(1) 水産動植物養殖用の施設

水産動植物養殖用の施設・船舶等の事前の安全対策を漁業協同組合等に要請する。

(2) 養殖用水産動植物の種苗並びに飼料等の確保

市長は、災害により養殖用水産動植物の種苗及び飼料等供給、補給の必要が生じた場合は、その生産を確保するための斡旋を県等へ要請する。

(3) 魚病等の防除指導

市長は、災害により養殖魚等に疫病発生のおそれがある場合、又はその発生蔓延した場合は、県を通じて水産試験機関に対し防除等の対策について支援を要請する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

第1項 被害が比較的軽い場合の基本的方向

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来通り、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

第2項 被害が甚大な場合の基本的方向

災害による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の災害要援護者の参画も促進するものとする。この場合、市がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

《基本方針》

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧に併せ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係各機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

【担当機関】各班

第1項 公共施設災害復旧事業計画

1 事業計画の種別

基本方針を基礎にして、次に掲げる事業計画について、被害の都度、検討・作成する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ア 道路施設災害復旧事業計画 | イ 河川施設災害復旧事業計画 |
| ウ 海岸施設災害復旧事業計画 | エ 砂防設備災害復旧事業計画 |
| オ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 | カ 港湾施設災害復旧事業計画 |
| キ 漁港施設災害復旧事業計画 | ク 地すべり防止施設災害復旧事業計画 |
| ケ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画 | |
| コ 下水道施設災害復旧事業計画 | サ 公園施設災害復旧事業計画 |

(2) 農林水産施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 上下水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) 復旧上必要な金融その他資金計画

(11) その他の計画

2 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、県または市において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。（次項に詳述）

3 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合、県及び市は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

4 災害復旧資金の確保措置

県及び市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

市において、災害復旧資金の必要を生じた場合は、緊急つなぎ資金の融資の途を講じ財源の確保を図るものとする。

5 国土交通省等の権限代行制度

(1) 道路

県は、自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。

県又は市は、県道又は市道において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することも検討するものとする。

(2) 河川

県は、知事が管理を行う一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することも検討するものとする。

市は、準用河川等における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することも検討するものとする。

県又は市は、災害時に、知事が管理を行う一級河川若しくは二級河川又は市長が管理する準用河川等に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することも検討するものとする。

第2項 激甚災害の指定

《基本方針》

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

1 一般災害に係る財政援助措置

公共施設等が災害により被害を受けた場合の復旧事業には、一定の要件に該当するものについては国が経費の一部を負担又は補助する制度が設けられている。

主な災害復旧・復興に関係する法令等は、次のとおりである。

法律名	所轄省庁
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）	内閣府
防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（防災集団移転促進法）	国土交通省
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）	農林水産省、国土交通省
農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）	農林水産省
公立学校施設災害復旧費国庫負担法（公立学校負担法）	文部科学省
公営住宅法	国土交通省
天災による被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災金融法暫定法）	農林水産省
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	内閣府
鉄道軌道整備法	国土交通省
航空整備法	国土交通省

引用：復旧・復興ハンドブック 令和3年3月 内閣府（防災担当）

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 制度の概要

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、昭和37年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の助成措置を内容としている。大規模な被害が発生した場合、「激甚法」による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要がある、早期に「激甚法」指定が受けられるよう措置する。

(2) 激甚法に定める基準

激甚災害については、次の二通りの指定基準がある。

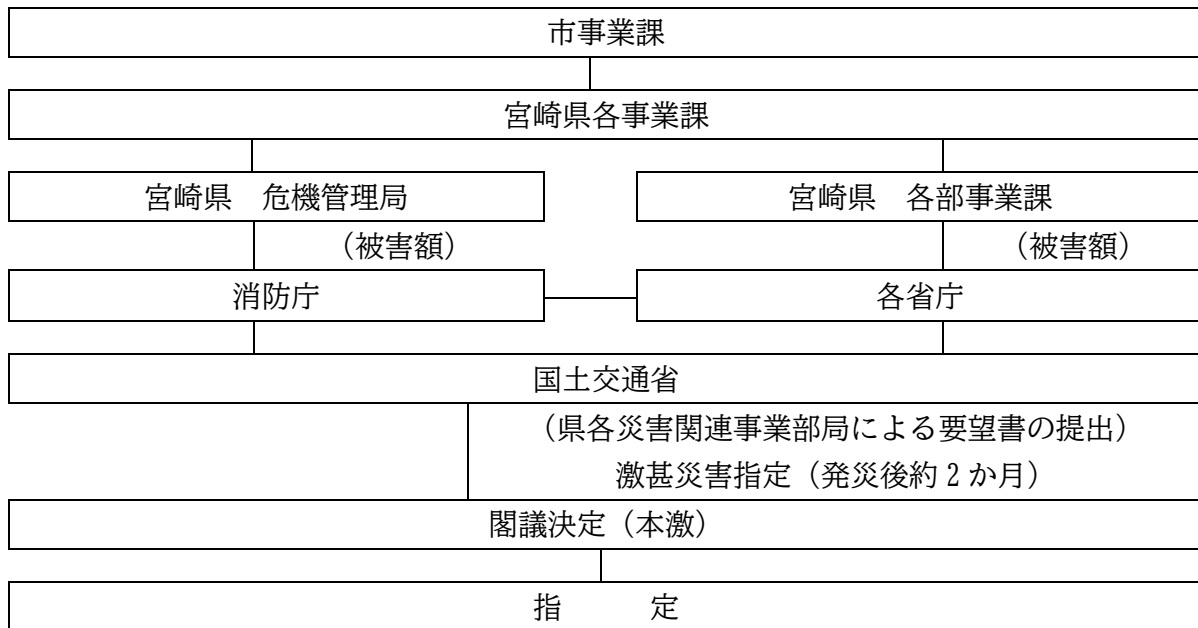
ア 広域的(全国レベル)な「本激甚指定」

イ 市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」

(ア) 激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

(イ) 指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧等、その基準別に個別に指定される。(局地激甚災害については、該当する災害は全国で年間かなりの件数にのぼるため、年度末に一括して指定される。)

(3) 激甚災害指定フロー図



3 激甚災害に係る財政援助の対象事業

激甚法の規定に基づき、国が経費の一部を負担又は補助する制度が設けられている。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法第3条)

内 容	
特別の財政援助及びその対象となる事業	
第1項 第1号	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業
第1項 第2号	前号の災害復旧事業のみでは、再度の災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第3条各号の施設の改良に関する事業
第1項 第3号	公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)の規定の適用を受ける公立学校(地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。)の施設の災害復旧事業
第1項 第4号	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
第1項 第5号	生活保護法(昭和22年法律第164号)第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

第4章 災害復旧・復興計画
第2節 迅速な現状復旧の進め方

内 容	
第1項 第6号	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業 ※第3条第2項：児童福祉法第56条の2第1項第1号に該当しないもの（市が設置したものを除く。）が同行第2号に該当する場合には、当該施設については、同条及び同法第56条の3の規定を準用する。
第1項 第6号 の2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第4条第1項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業
第1項 第6号 の3	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
第1項 第7号	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条第1項又は第2項の規定により県又は市が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
第1項 第8号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により県又は市が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同上第13項に規定する就労以降支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）事業の用に供する施設の災害復旧事業
第1項 第9号	売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で県から収容保護の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業
第1項 第10号	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
第1項 第11号	激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業
第1項 第11号 の2	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園の災害復旧事業
第1項 第12号	激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、植木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で市が施行するもの（他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの、又は国がそ

内 容	
	の費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に附随して行うものを除く。)
第1項 第13号	激甚災害に伴い発生した上欄に規定する区域外の堆積土砂であって、市長が指定した場所に集積されたもの、又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業（他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがあるものを除く。）
第1項 第14号	激甚災害の発生に伴い浸水した水で浸入状態が政令で定める程度に達するものの排除事業で市が施行するもの

第1編
総論

第2編
共通対策編

(2) 農林水産業に関する特別の助成（激甚法第5～11条の2）

内 容	
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産共同利用施設災害復旧事業費の補助等の特例
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
第9条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助

第3編
風水害対策編

第4編
地震災害対策編

(3) 中小企業に関する特別の助成（激甚法第12条）

内 容	
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保障の特例

第5編
津波災害対策編

(4) その他の特別の財政援助及び助成（激甚法第16、17、19条）¹

内 容	
第16条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
第17条	市立学校施設災害復旧事業に対する補助
第19条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
第20条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
第21条	水防資材費の補助の特例
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第6編
災害推進計画編
南海トラフ地震防

第7編
その他の災害編

¹ 資料 2-20 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（一部抜粋）

第3節 計画的復興の進め方

《基本方針》

災害復旧・復興計画は、被災した施設の原形復旧を基本として、再度の災害による被害を防止するため、必要な施設の新設または改良等を行う。災害復旧の実施にあたっては、将来の災害に備える事業計画を樹立し、被害の状況から重要度、緊急度に応じた早期復旧を目標にその実施を図る。

【担当機関】各班

第1項 災害復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第2項 災害復興方針・計画の策定

1 地域の復旧・復興の基本的方向

市は、県と連携し、被災の程度や住民の意向等を勘案し、早急に復旧・復興の基本的方向を定める。

◇迅速な原形復旧を目指す。

◇再度の災害に備え、まちづくりの中長期的課題に立った計画的復興を目指す。

(1) 被害が比較的少なく、局地的な場合

原形復旧を原則とし、局地的な地域は、中・長期的な視点で災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

(2) 被害が甚大で、広範囲な場合

原形復旧を目指すことが困難と予想され、災害に強い地域づくり等中・長期的課題の解決を図る復興を目指す。

2 災害復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。これを可及的速やかに実施するため、市及び関係機関は諸事業を調整しつつ復興計画を策定する。

さらに、再度災害の発生防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

(1) 復興検討委員会の設置

学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される「復興検討委員会」を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民

に公表する。

(2) 復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

- | | |
|---------------|--------------|
| ア 市街地復興に関する計画 | イ 産業復興に関する計画 |
| ウ 生活復興に関する計画 | エ 事業手法 |
| オ 財源確保 | カ 推進体制に関する事項 |

(3) 復興事業の実施

ア 被災市街地復興特別措置法上の手続き市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

イ 担当部署の設置

市は、災害復興に関する専門の担当部署を設置する。

ウ 災害復興事業の実施

市は、災害復興に関する担当部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

3 公共施設等災害復旧事業計画

(1) 事業計画の種別

次の事業計画について、被害状況等に応じ速やかに計画内容の検討・作成を行う。

ア 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、砂防施設、治山施設、道路、橋梁について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携のもとに迅速、適切な復旧事業を施行し、さらに施設の新設改良等を検討する。

イ 農林水産施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設の復旧については、関係機関との総合的連携のもとに迅速に復旧事業を施行し、また、再度の災害発生の防止に努める。

ウ 都市施設災害復旧事業計画

都市計画区域における街路、公園、上下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。復旧にあたっては都市環境の整備、都市の防災構造化を推進する。

エ 上水道災害復旧事業計画

住民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

オ 住宅災害復旧事業計画

住民生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき迅速適切な公営住宅や共同施設の建設または補修を進める。

カ 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国、県、その他関係機関の融資を得る。また、再度の災害を防止するため、設置場所、構造、その他防災施設等について十分検討する。

キ 医療施設災害復旧事業計画

住民の健康の回復、公衆衛生の向上を図るため迅速適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

ク 文教施設災害復旧事業計画

児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速適切な復旧を促進する。再度の災害を防止するため、原因を検討し、不燃堅ろうの防災施設の設置を計画する。

ケ 企業災害復旧事業計画

住民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。

コ 公用財産災害復旧事業計画

公共的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

(2) 事業の促進

市は、計画の実施にあたって、実施に必要な職員の配備・応援・派遣等、活動体制についての必要な処置をとる。

(3) 災害復旧資金の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずる。

(4) 激甚災害の指定促進

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下、「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査・把握し、「激甚災害特別援助法」による激甚災害の指定が受けられるように措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

第3項 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

(1) 建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定

市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、県の承認を受け、その旨の告示を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続で行う。

2 災害復興事業の実施

(1) 専管部署の設置

市は、災害復興に関する専管部署を設置する。

(2) 災害復興事業の実施

市は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

《基本方針》

災害時には、住居や家財の喪失、経済的困窮、及び生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があるため、住民の精神的な安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、緊急措置を講ずるものとする。また、災害により被害を受けた住民がその痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等により、被災者の生活の確保を図るものとする。

また、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

【担当機関】建築班：建築住宅課、建築指導課、空家施策推進室

厚生班：総合福祉課・なんでも総合相談センター・福祉給付対策室、介護保険課、生活福祉課、こども保育課、障がい福祉課、国民健康保険課、市民課、企画課、経営政策課、人権推進課、男女共同参画推進室、情報政策課、契約管理課、スマートシティ推進室、国スポ・障スポ推進課、市民税課、資産税課、納税課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局

災害支援班：災害支援課、総務課、職員課

商工観光班：商業・駅まち振興課、観光戦略課、工業振興課、メディカルタウン推進室、人材政策・移住定住推進室、新財源確保推進室、歴史・文化都市推進課

第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置

市は、被災者からの生活再建のための相談を受け付けるために、総合相談窓口を次の基準等で開設するとともに、問い合わせや相談等の情報をもとに住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。窓口は、市災対本部の各班により編成され、次のような相談に応じることとするが、具体的な対応等については、別に定める「総合相談窓口運用マニュアル」によるものとする。

開設基準	・本市に災害救助法が適用されたとき ・災害救助法は適用されていないが、同程度の災害が発生し、災害対策本部長が必要と認めるとき
設置場所	延岡市役所 市民スペース ※被災規模・地域に応じて設置場所を検討する
相談の種類	・消毒に関すること ・災害ごみの収集に関すること ・災害ボランティアに関すること ・健康相談に関すること ・被害調査に関すること

	・災害救助法、災害援護資金の貸し付け、被災者生活再建支援法、災害弔慰金及び災害見舞金に関する事 ・市営・県営住宅の一時入居、応急仮設住宅及び災害復興住宅に関する事 ・道路における土砂搬出、市道復旧に関する事 ・下水道使用料、受益者負担金、水道料の減免に関する事 ・市税の減免に関する事 ・市税の納税相談（徴収猶予・分納相談等）に関する事 ・税証明交付手数料免除に関する事 ・介護保険料、保育料の減免に関する事 ・中小企業者、農業者、水産業者に対する救済、融資制度に関する事 ・罹災証明に関する事
--	--

第2項 生活確保資金の融資等

1 生活確保資金の種類等

区分	援助・助成措置	担当窓口
支給	災害弔慰金	総合福祉課、障がい福祉課
支給	災害障害見舞金	総合福祉課、障がい福祉課
支給	生活再建支援金	総合福祉課、障がい福祉課
貸付	災害援護資金	総合福祉課、障がい福祉課
貸付	生活福祉資金	市社会福祉協議会
貸付	母子寡婦福祉資金	おやこ保健福祉課
貸付	金融機関等の融資	金融公庫等

2 災害弔慰金等の支給

市は、次の法律等²に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付等により被災者の自立的な生活再建の支援を行う。また、これらの支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

- ◇災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）
- ◇延岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第7号）
- ◇延岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年規則第24号）
- ◇延岡市災害被災世帯に対する見舞金及び弔慰金支給要綱（昭和52年施行）

² 資料2-22-1「延岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第7号）」

資料2-22-2「延岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年規則第24号）」

資料2-24「延岡市災害被災世帯に対する見舞金及び弔慰金支給要綱（昭和52年施行）」

(1) 災害弔慰金

定義	本市に住居を有する者（以下「市民」という。）が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象による被害を生じること（以下「災害」という。）で死亡したとき支給する。	
対象災害	ア 住家が5世帯以上滅失した災害 イ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ウ 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害	
支給額	生計維持者	500万円
	その他の者	250万円
遺族の範囲	法（災害弔慰金の支給等に関する法律）第3条第2項の遺族の範囲：死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にする。 順序：①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母	
死亡の推定	災害の際、現にその場にいられた者についての死亡の推定については、災害弔慰金の支給等に関する法律第4条の規定によるものとする。当該災害が止んだ後、3か月間その生死がわからない場合は死亡したものと推定する。	

(2) 災害障害見舞金

定義	災害によりを被害を受けた当時、本市に住居を有する者が、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象による災害で負傷し、または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に下記に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し支給する。	
対象災害	ア 住家が5世帯以上滅失した災害 イ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ウ 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害	
支給額	生計維持者	250万円
	その他の者	125万円
障害の程度	ア 両眼が失明したもの イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢のひざ関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

(3) 災害援護資金

定義	災害により、法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。												
対象災害	都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害												
貸付限度額	ア 療養に要する期間がおおむね 1 か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合												
	家財の損害（被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害をいう。以下同じ。）及び住居の損害がない場合	150 万円											
	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250 万円											
	住居が半壊した場合※ ¹	270 万円											
	住居が全壊した場合	350 万円											
	イ 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合												
	家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合	150 万円											
	住居が半壊した場合※ ²	170 万円											
	住居が全壊した場合（※ ⁴ の場合を除く）※ ³	250 万円											
	住居の全体が滅失若しくは流失した場合※ ⁴	350 万円											
ウ ※ ¹ 若しくは ※ ² 又は※ ³ において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替える。													
<table><tr><td>世帯人数</td><td>市町村民税における総所得金額</td></tr><tr><td>1 人</td><td>220 万円</td></tr><tr><td>2 人</td><td>410 万円</td></tr><tr><td>3 人</td><td>600 万円</td></tr><tr><td>4 人</td><td>700 万円</td></tr><tr><td>5 人以上</td><td>一人増すごとに 700 万円に 30 万円を加えた額</td></tr></table>		世帯人数	市町村民税における総所得金額	1 人	220 万円	2 人	410 万円	3 人	600 万円	4 人	700 万円	5 人以上	一人増すごとに 700 万円に 30 万円を加えた額
世帯人数	市町村民税における総所得金額												
1 人	220 万円												
2 人	410 万円												
3 人	600 万円												
4 人	700 万円												
5 人以上	一人増すごとに 700 万円に 30 万円を加えた額												
※ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1, 270 万円とする。													
利率	据置期間中は無利子、据置期間経過後延滞の場合を除き年 3 %												
据置期間	3 年												
償還期限	10 年（据置期間を含む）												
償還方法	年賦又は半年賦 ※償還方法は、元利均等償還の方法。但し、貸付金の貸付を受けた者はいつでも繰上償還できる。 ※償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 1 2 条までの規定による。												

3 生活福祉資金

被災した低所得者世帯で資金の貸し付けと民生委員の指導援助により独立自活できると認められ、かつ他の機関等からの融資が困難な者に対して貸し付けられる。³

4 母子父子寡婦福祉資金の貸付

災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。⁴

5 生活保護

災害により生活が困窮し最低生活の維持ができない者に対し、生活保護法に基づき必要な援助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。

◇扶助の種類

- ・生活扶助 ・教育扶助 ・住宅扶助 ・医療扶助
- ・介護扶助 ・出産扶助 ・葬祭扶助

6 災害復興基金の設立

市は、被災者の救済及び自立支援や復旧・復興対策等を進めるため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討するものとする。

7 被災者生活再建支援制度（国）

【被災者生活再建支援基金（公益財団法人道府県会館内）】

定義	「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。
対象災害	ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害 エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
支給対象世帯	ア 住宅が全壊した世帯 イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる

³ 資料 2-25 「生活福祉資金貸付条件等一覧」

⁴ 資料 2-26 「母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金一覧表」

	世帯					
	エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）					
	オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）					
支給金額	支給額は次の2つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額）					
	(1)住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）					
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
		支給対象世帯のアに該当	同イに該当	同ウに該当	同エに該当	同オに該当
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	－
	(2)住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）					
	住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	
	（支給額） 全壊・解体・長期避難・大規模半壊 支給対象世帯のア～エに該当		200万円	100万円	50万円	
	中規模半壊 同オに該当		100万円	50万円	25万円	
	※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）					
支給に係るその他の要件	年収等の要件			複数世帯	単数世帯	
	年収500万円以下の世帯			300万円	225万円	
	年収が500万円を超え700万円以下の世帯で世帯主が45歳以上又は要配慮世帯			150万円	112.5万円	
	年収が700万円を超え800万円以下の世帯で世帯主が60歳以上又は要配慮世帯					

8 宮崎県・市町村被災者生活再建支援制度（県、市町村）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「宮崎県・市町村災害時安心基金」を原資とした被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(1) 対象となる自然災害

7と同じ

(2) 支給対象世帯

国の支援法が適用された自然災害により、支援法の適用以外の市町村において以下の住家被害

が発生した被災世帯。

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

7と同じ

9 宮崎県・市町村災害時安心基金（県、市町村）

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、県と市町村が共同で基金を設置し、被災者に支援金を交付する。

(1) 基金の額

6億円（平成19年度から県、市町村が1億円ずつ3年間積み立て）

(2) 基金の設置場所

財団法人宮崎県市町村振興協会

(3) 支援金交付対象市町村

自然災害により全壊、半壊又は床上浸水の住家被害があった市町村（1世帯でも床上浸水以上の住家被害があった市町村）

(4) 支援金の額

1世帯当たりの支援金の額は、以下のとおり。

ア 全 壊 20万円

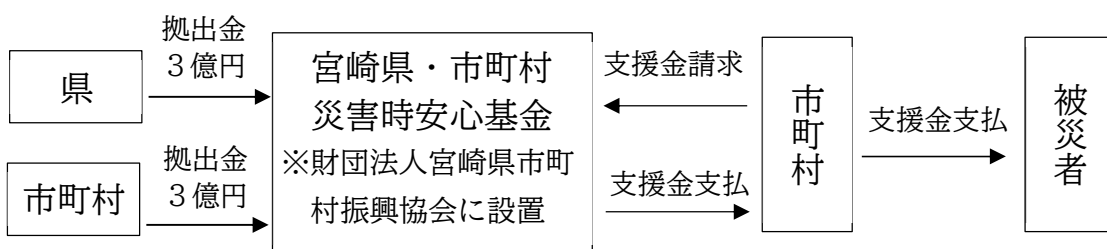
イ 大規模半壊 15万円

ウ 半壊（床上浸水）10万円

(5) 支援金交付先

被災市町村（被災者へは被災市町村が支給）

(6) 支給の仕組み



第3項 雇用の確保

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生するよう、罹災者に対する職業の斡旋を行い生活の確保を図る必要がある。

市は、罹災者の職業斡旋措置について県に対して要請するとともに、公共職業安定所に対して罹災者への職業の紹介斡旋等を依頼する。公共職業安定所は、被災者の技能、経験、健康、その他の状況を勘案して希望する求職条件により職業相談・求人開拓等に基づき職業を斡旋する。

第4項 税対策等による被災者の負担の軽減

1 市税・国民健康保険税の減免等の措置

被災者に対する市税の減免・申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は市条例等の規定に基づき実施する。

(1) 市税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

災害により、市税の申告、申請、納付、納入等を行うことができないときは、災害がおさまった日から、納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において当期限を延長することができる。

(2) 市税の徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付又は納入することができないときは、申請に基づきその納期限から1年以内の猶予を行うことができる。(地方税法第15条)なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うことができる。

(3) 市税・国民健康保険税の減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行うことができる。

(市民税)

ア 死亡した場合

イ 障害者となった場合

ウ 所有する住宅又は家財について災害を受けた場合

エ 災害により農作物が減収となった場合、農業所得に係る所得割額

(固定資産税)

ア 災害を受け作付不能又は使用不能となった農地又は宅地の固定資産税

イ 災害を受けた家屋及び償却資産の固定資産税

(国民健康保険税)

ア 死亡した場合

イ 障害者となった場合

ウ 所有する住宅又は家財について災害を受けた場合

エ 災害により農作物が減収となった場合、農業所得に係る所得割額

2 県税の減免等の措置（窓口：延岡県税事務所）

- (1) 県税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長
- (2) 県税の徴収猶予（1年以内やむを得ない場合は2年）
- (3) 滞納処分の執行の停止等
- (4) 県税の減免

被災した納税義務者に対し、次の各税目について減免される。

- | | | |
|-----------|----------|--------|
| ア 個人事業税 | イ 不動産取得税 | ウ 自動車税 |
| エ 特別地方消費税 | オ 軽油引取税 | |

3 国税の減免等の措置（窓口：延岡税務署）

- (1) 被災者に対する国税の申告、申請、請求届出、その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長
- (2) 被災者に対する所得税の減免及び徴収猶予
- (3) 被災者の給与所得に対する源泉所得税の徴収猶予
 - ア 納期限未到来の場合の徴収猶予
 - イ 通常の場合の徴収猶予
 - ウ 災害減免法に基づく徴収猶予等

4 介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免等の措置

被災者に対する保険料の減免徴収猶予は市条例等の規定に基づき実施する。

- (1) 介護保険料の徴収猶予
災害により、財産に被害を受けた納付義務者が介護保険料を一時に納付又は納入することができないときは、申請に基づき6か月以内の徴収猶予を行うことができる。
- (2) 介護保険料の減額・免除
災害により住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた納付義務者に対し、介護保険料の減額及び免除を行うことができる。
- (3) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予・減免
災害により下記に該当する場合、申請に基づき後期高齢者医療保険料の徴収猶予・減免を行うことができる。
※ただし、申請先は県後期高齢者医療広域連合長
 - ア 死亡した場合
 - イ 障害者となった場合
 - ウ 災害により農作物が減収となった場合

第5項 住宅確保の支援

1 災害公営住宅の建設

○ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）【最終改正：平成10年7月16日】

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市は災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を行う。

(1) 公営住宅の建設条件

災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、市は、次に該当する場合において国の補助を受け公営住宅の建設を行う。

地震、暴風雨、洪水、高潮、その他の異常な天然現象により住宅が滅失した場合	ア	被災地全域の滅失戸数が500戸以上
	イ	一市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上（激甚災害は100戸）
	ウ	滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上
火災による場合	ア	被災地全域の滅失戸数が200戸以上（激甚災害は100戸）
	イ	滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上

(2) 公営住宅の入居者資格

公営住宅の入居者は、次の条件（老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者にあつてはア、ウ、エ）に該当する者とする。

ア 災害により滅失した住宅に居住していた者であること

イ 現に同居し、又は同居しようとする親族があること

ウ その者の収入が延岡市営住宅条例第6条第1項第3号に規定する金額を超えないこと

エ 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること

(3) 公営住宅の建設戸数

市の公営住宅の建設戸数は、被災滅失住宅戸数の3割（激甚災害は5割）以内とする。

2 災害復興住宅融資⁵

大規模災害（救助法の適用を受ける災害）によって住宅に被害を受けた者は、次のすべての条件を満たす場合に、住宅金融支援機構から災害復興住宅の建設、新築住宅の購入、中古住宅の購入、及び補修の資金融資を受けることができる。市は、制度の周知や借入手続きの相談等を行う等円滑な融資に努める。

⁵ 資料2-27-1「災害復興住宅融資」

資料2-27-2「災害復興住宅の建設資金又は補修資金の融資表」

第6項 罹災証明書の交付

1 罹災証明書の交付

救助法等の被災者支援策のほか市税の減免等に必要とされる家屋の被害程度の証明のため、市長は基本法その他の規定に基づき、確認できる被害について罹災証明書を交付する。

また、大規模災害により被災者が多数となる場合は、被災者支援システムにより、迅速な罹災証明書の交付を行うものとする。

このため、市は、平常時から復旧・復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備するよう努めるものとする。

(1) 罹災証明の対象

基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

- ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）
- イ 火災による全損、半損、小損

(2) 罹災証明の実施者

罹災証明は、基本法その他の規定に基づき市長が行うこととする。

ただし、火災、その他消防に関係のある災害についての罹災証明は、消防本部が定める規定に基づき、消防長が行うものとする。

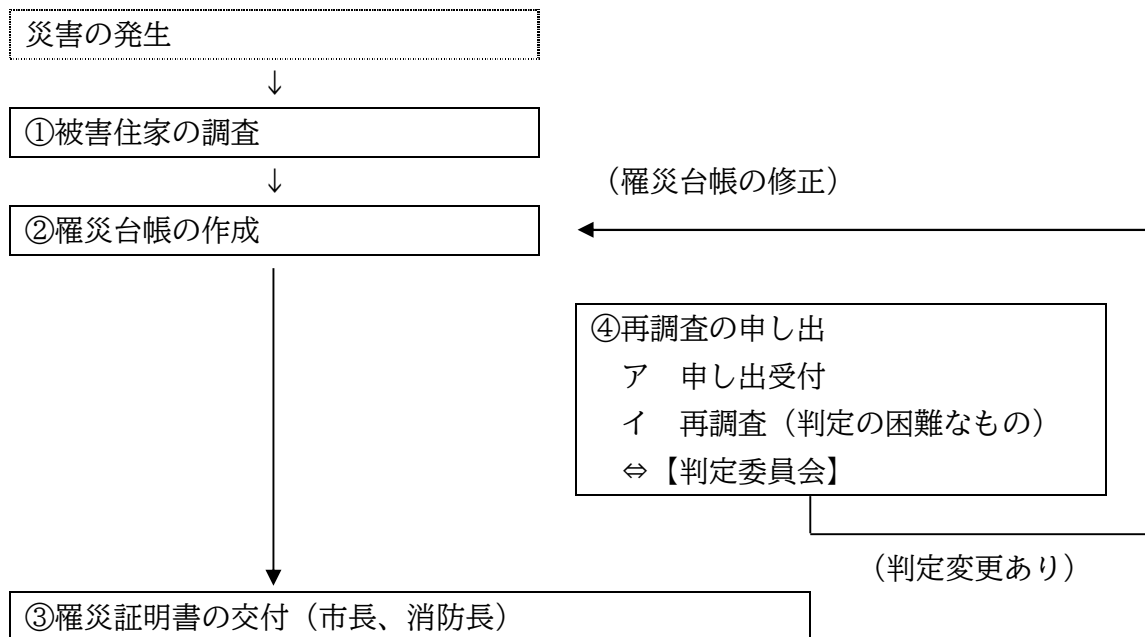
(3) 罹災証明書の交付

罹災証明書の交付は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、災害支援班（災害支援課）が行うものとする。

(4) 被害の程度の判定基準（上記1の(1)に係るもの）

- ア 家屋の被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和7年7月、内閣府（防災担当））に基づき実施する。
- イ 被害の程度の判定は、1棟全体で、部位別に、表面的に、概ね1ヵ月以内の状況のもとに行う。

2 罹災証明書の交付の流れ



市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、人員確保のための他の市町村や民間団体との応援協定等の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

(1) 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、厚生班及び建築班は、次の準備作業を実施する。

- ア 市職員を中心とした調査員を確保する。なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。
- イ 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。
- ウ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備するとともに車両等の手配を行う。

(2) 被害家屋調査の実施

被害家屋の調査の際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被災者に明確に説明するよう努めるものとする。

ア 調査期間

初回の被害家屋調査は、災害発生後概ね1ヵ月以内に実施する。なお、再調査は、判定に不服のある住家について被災者の申し出に基づき実施する。

イ 調査方法

被害家屋を対象に外観目視による調査を実施する。なお、再調査は、1棟ごとの内部立入調査により実施する。

(3) 罹災台帳の作成

被害の個別調査結果に基づき、罹災証明書の交付に必要な被害情報等を入力し、罹災台帳を作成する。また、救助法が適用されるような大規模災害が発生した場合は、被災者支援システムにより罹災証明書を作成する。

(4) 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、災害発生日から3ヵ月以内（やむを得ない事情があると認められる場合を除く。）であれば再調査を申し出ることができるものとする。被害調査は、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに必要に応じて罹災台帳を修正し、罹災証明書を交付する。なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市長が判定する。

(5) 罹災証明に関する広報

罹災証明書の交付及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに広報紙等により被災者への周知を図る。

(6) 罹災証明書の様式

資料編参照⁶

⁶ 資料 2-28-1 「罹災証明書の様式」

資料 2-28-2 「罹災証明書の様式（被災者支援システム）」

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

《基本方針》

市は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討するものとする。

【担当機関】商工観光班：商業・駅まち振興課、観光戦略課、工業振興課、メディカルタウン推進室、人材政策・移住定住推進室、新財源確保推進室、歴史・文化都市推進課

第1項 中小企業の復興支援

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、次によるものとする。

(1) 緊急連絡会の開催

市は、県、関係金融機関、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して、災害融資の円滑化を図る。

(2) 金融巡回相談の実施

市は、信用保証協会、商工会議所、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融巡回相談を行い、融資の指導斡旋を行う。

(3) 政府系統金融機関に関する災害特別融資の要請

市は、県に対し日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の政府系統金融機関の災害特別融資の斡旋を要請する。

※市の施策

宮崎県中小企業融資制度「緊急経営対策資金（災害対策特例）」の融資を受けた者への保証料の補助及び利子補給

第2項 農林水産業の復興支援

災害時の被災農林漁業者に対する融資対策は、次によるものとする。

被災農林漁業者及び被災農林漁業共同組合に対しては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）の適用を国に対して要請し、低利の経営資金及び事業資金の融通を円滑にして農林漁業経営の維持安定を図る。

(1) 日本政策金融公庫資金の農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金を活用して、農業経営の維持安定を図る。農林漁業用施設災害については、農林漁業用施設資金等を活用し、被害を受けた施設の改良復旧を図る。

(2) 林業者に対する日本政策金融公庫による融資制度の積極的な活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設等の長期低利の資金導入を円滑に進め、早期復旧を積極的に指導推進する。

(3) 日本政策金融公庫の金融制度を積極的に利用させるとともに、農林中央金庫、九州信用漁業協同組合連合会の系統金融の活用を図る。

第6節 要員確保計画

《基本方針》

災害応急対策を実施するにあたって、市災対本部員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足するとき、及び特殊な作業のため技術的な労力が必要なときのために、平素から必要な労働者を把握し、要請があり次第、速やかな対応ができる体制づくりに努める。

【担当機関】災害支援班（災害支援課）

第1項 労働者等確保の手段

1 労働者等確保の手段

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段は概ね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- ア 災害対策実施機関の関係者等の動員
- イ 日赤奉仕団、ボランティアの協力動員
- ウ 公共職業安定所による労働者の斡旋
- エ 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- オ 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

2 作業種別

災害応急対策において、労働者等の応援を必要とする業務項目は次のとおりである。

- | | |
|--------------|------------------|
| ア 被災者の避難救助活動 | イ 行方不明者の搜索 |
| ウ 死体の処理 | エ 救出物資の整理、輸送及び分配 |
| オ 飲料水の供給 | カ 医療及び助産 |
| キ その他 | |

第2項 公共職業安定所等の労働者確保

1 必要労働者の依頼事項

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要労働者の紹介斡旋を依頼するものとし、公共職業安定所は、災害対策実施機関の要求に応じ、必要な労働者の紹介斡旋を行う。

- | | | | |
|----------|------------|------------|----------|
| ア 必要労働者数 | イ 男女別内訳 | ウ 作業の内容 | エ 作業実施期間 |
| オ 賃金の額 | カ 労働時間 | キ 作業場所の所在 | |
| ク 残業の有無 | ケ 労働者の輸送方法 | コ その他必要な事項 | |

2 雇上げの範囲

救助法に基づく救助の実施に必要な人夫の雇上げの範囲は、次のとおりである。

(1) 被災者の避難誘導人夫

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるために必要な誘導人夫

(2) 医療及び助産における移送人夫

ア 保健医療班では、処置できない重病患者または医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者に対し、病院、診療所に運ぶために必要な人夫

イ 保健医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産婦、看護婦等の移動に伴う人夫

ウ 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重傷で今後は自宅療養となった患者を輸送するための人夫

(3) 被災者の救出人夫

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作、後始末をするための人夫

(4) 飲料水の供給人夫

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する人夫、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する人夫、及び飲料水を供給するために必要とする人夫

(5) 救助用物資の整理、輸送及び配分人夫

救助に必要な物資の整理、輸送及び配分に要する人夫

(6) 遺体搜索人夫

遺体の搜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する人夫

(7) 遺体の処理（埋葬を除く）人夫

遺体の洗浄、消毒等の処置をする人夫及び仮安置所まで輸送するための人夫

3 賃金支払の場合

(1) 賃金の支払基準

ア （原則）公共職業安定所管内における業種別標準賃金

イ 公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定

ウ 救助法が適用された場合、法の規定する賃金

(2) 賃金の支払方法

ア 毎日支給が原則

イ 公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定

ウ 現場に近いところで労働者に直接支給